

倉敷の歴史

第27号

2017年3月

東大橋家文書特集

- 倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村東大橋家文書 ……………山本 太郎 (1)
- 東大橋家文書に見る大橋敬之助
 一文久二～元治元年の「日記」を中心として－ ……………大島 千鶴 (12)
- 文政七年の江戸出訴一件における「古禄」村役人の行動 ……首藤ゆきえ (22)
- 大橋徳蔵の遊学 ……………倉地 克直 (34)

論 文

- 犬養健と三宅希峰－犬養毅の支持基盤の継承と変容－ ……前田 昌義 (51)
- 日中戦争における戦地の兵士
 一歩兵第七八連隊関連史料を手がかりとして－ ……………小野 功裕 (64)

ノ ー ト

- 近世倉敷の漢学者・児島信の学識考 ……………足立 賢二 (81)
- 大坂書肆河内屋儀助と長尾村小野家 ……………富田 祐生 (91)

聞き書き倉敷の歴史

- 職員として体験した三市合併－新市発足五〇周年記念－ ……清水 隆久 (101)

アラカルト

- 寂厳と坐禅 ……………中山 薫 (110)
- 天明七年六月江戸発古川古松軒書状と「某氏」 ……………別府 信吾 (113)

展示会記録

- 平成二十八年度資料展示会 御陣屋大変
 一倉敷代官所襲撃・大橋敬之助（立石孫一郎）没後一五〇年－ …………… (116)

報 告

- 平成27年度歴史資料講座 …………… (130)
- 平成27年度東大橋家文書調査報告会 …………… (131)
- 平成28年度古文書解説講座 …………… (132)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 …………… (133)

倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村東大橋家文書

山本 太郎

はじめに

倉敷市に寄贈され、総務課歴史資料整備室で保管する東大橋家文書の整理が進捗したことを機に、東大橋家文書調査報告会を、平成二十七年と二十八年度に開催した⁽¹⁾。そこで本号では、東大橋家文書特集を組み、報告した四人からの原稿を掲載することにした。

本稿で紹介する東大橋家文書は、江戸時代後期に当主が倉敷村で村役人を勤め、大正期、昭和期に当主が頼仁親王陵の陵墓守部を勤めた東大橋家に伝来した史料群のうち、現在歴史資料整備室で保管するものである⁽²⁾⁽³⁾。

一 東大橋家文書の寄贈・整理の経緯



写真 1 東大橋家住宅
(平成13年)

平成十二年(二〇〇〇)四月二十七日、倉敷市総務部市史編さん室(当時)の職員が教育委員会文化財保護課の職員と共に東大橋家を訪れ、大橋佑一氏の御案内で長屋門にある文書や諸道具・衣類などを確認した。同年六月

十六日、文化財保護課職員と市史編さん室職員が東大橋家を訪れ、大橋佑一氏立会いのもとで長屋門にあった文書三四箱を市史編さん室へ持ち帰った(六月二十日寄附決定)。その後、歴史資料整備室が保管する分については、平成二十七年

十二月二十一日まで六回にわたり大橋佑一氏から東大橋家文書を寄附いただいた。平成二十九年一月一日現在で歴史資料整備室で保管するのは計四六箱（箱一～四四と別一・別二）になっている。⁽⁴⁾

東大橋家文書の整理は、平成十九年六月二十八日から歴史資料整備室で取り掛かり、主として岡山大学文学部日本史研究室による歴史資料集中調査により行った。調査は、平成十九年度の夏季から平成二十六年度の夏季まで東大橋家文書のカード作成を行った。現在のところ四四箱（箱一～四二と別一・別二）のカード作成を終えている。作成されたカー



写真2 東大橋家にあった文書
(平成12年)

ドは、歴史資料整備室職員がチェックしたうえでデータベースに入力している。業者委託によりマイクロフィルム撮影を行っており、平成二十八年度末まででマイクロフィルムは四八本、コマ数は五〇、四七六コマに及

んだ。これらのマイクロフィルムは電子化しており、現在歴史資料整備室で閲覧することができる。また簡略な目録を歴史資料整備室のホームページで公開している。

二 東大橋家について

【東大橋家と大橋家・北大橋家・西大橋家】

大橋家は、本家（元大橋家）と東大橋家・北大橋家・西大橋家などいくつかの分家に分かれた。⁽⁵⁾

大橋家が倉敷へ移住するまでのことを記した、二種類の記録がある。①「系図之写」⁽⁶⁾によると、祖先の一種（式部太輔）は、豊臣秀頼が大坂城に居城していたとき摂州中崎に居住し七組の番頭に加わった。その兄弟である種紀（平内）は大坂落城後、京都五条大橋の辺りに住み、藤弥太と名乗った。姓を明石と改め、家紋を五七の桐から五三の桐に変紋した。その子直方（大九郎）は備中阿知の郷に移り姓を大橋と改めた。菩提寺である弥勒院⁽⁷⁾を建立した。寛永六年（一六二九）の秋に京都を去った。直方の子である方正（源三郎）は年老いて剃髪し、宗林と号した。木村氏の女を娶り、二男があった。元禄七年（二六九四）十二月十五日、七十六歳で死去し、弥勒院に

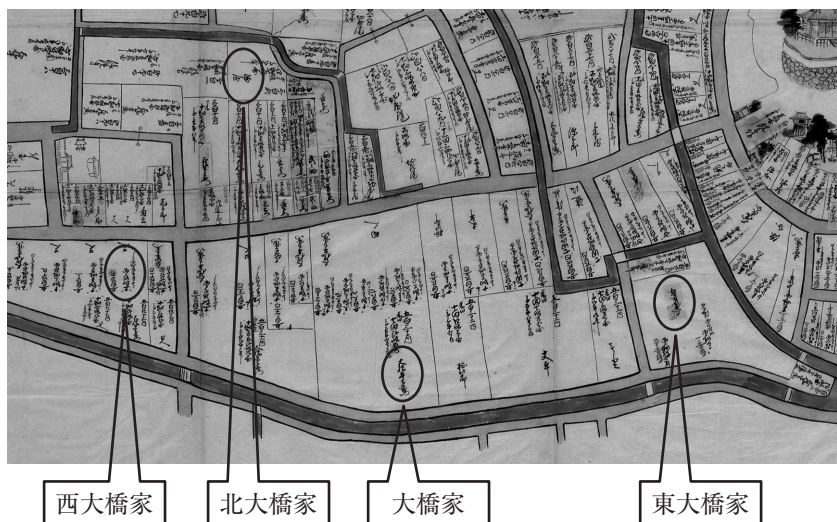


写真3 大橋家・東大橋家・西大橋家・北大橋家の位置関係（文久3年）
（大橋紀寛家文書別1-24-5）

葬られた。

方正の子である方則（喜平二）は初めて堀切に移り農民となった。三島氏の女を娶り、二男があった。元禄三年十月十一日死去し、弥勒院に葬られた。二人の男子があり、兄則常（喜平治）は江戸へ出た。弟の綱重（平右衛門）は宝永元年（一七〇四）二月八日倉敷へ移住した。

②「大橋家累代表」によると、祖先の種紀（佐々木平内）は豊臣氏に仕え大坂七手組の一人であった。豊臣氏が滅ぶと京都五条大橋の側に隠れ、再挙を図ったが、幕府の詮議が厳しく、姓名取調べに際して「大橋」と申し立てて事無きを得た。それから大橋の姓を用いた。備中国窪屋郡中島村に居を定めて帰農した。その後、直方（大九郎）・方正（源三郎）・方則（喜平二）・綱重（平右衛門）と続き、綱重が倉敷へ移住した。

姓を大橋と変え、備中に移ったのが①では直方（大九郎）、②では種紀（佐々木平内）である点に違いがある。

倉敷村の地藏院の墓地には、倉敷村へ移住した大橋家初代と二代の墓がある。初代綱重の墓銘によると、やはり綱重は宝永元年二月八日倉敷村へ移住したとある。^①二代綱頭（平兵衛）は初代綱重の甥にあたり、綱重の養子

になった。⁽¹⁰⁾ 綱頭には二男二女があり、兄は綱直（平右衛門）、弟は重朝（金平）であった。重朝は分家をし、⁽¹¹⁾ 東大橋家となる。⁽¹²⁾ また、綱頭の二男を久兵衛とし、久兵衛が東大橋家初代であり、重朝は久兵衛の長男とする資料もある。⁽¹³⁾ 重朝は、小田郡東三成村片山家の叔遜（通称源助）を養子とし、長女津代に配した。源助は鶴鶴春斎・仁科白谷に經史を学んだ。⁽¹⁴⁾ 新緑・古祿の争いのため江戸へ出訴し、⁽¹⁵⁾ 文政十一年（二八二八）、入札により倉敷村年寄に任命された。⁽¹⁶⁾ 文化八年（一八一二）から浅口郡鶴新田開発に銀主として参加し、⁽¹⁷⁾ 文政十年十一月十三日からは鶴新田の庄屋弥平次の後見を勤めた。⁽¹⁸⁾ 倉敷代官の命令により、天保十年（一八三九）から讃岐国直島で直島村庄屋源左衛門・本家の平右衛門とともに塩田を開発した。⁽¹⁹⁾ 天保十三年、児島郡興除新田のうち中畦に土地を購入するなど、土地所持を拡大した。⁽²⁰⁾ 天保十五年八月倉敷村年寄を退役した。⁽²¹⁾

源助には二男一女があり、長男重尚（金平）

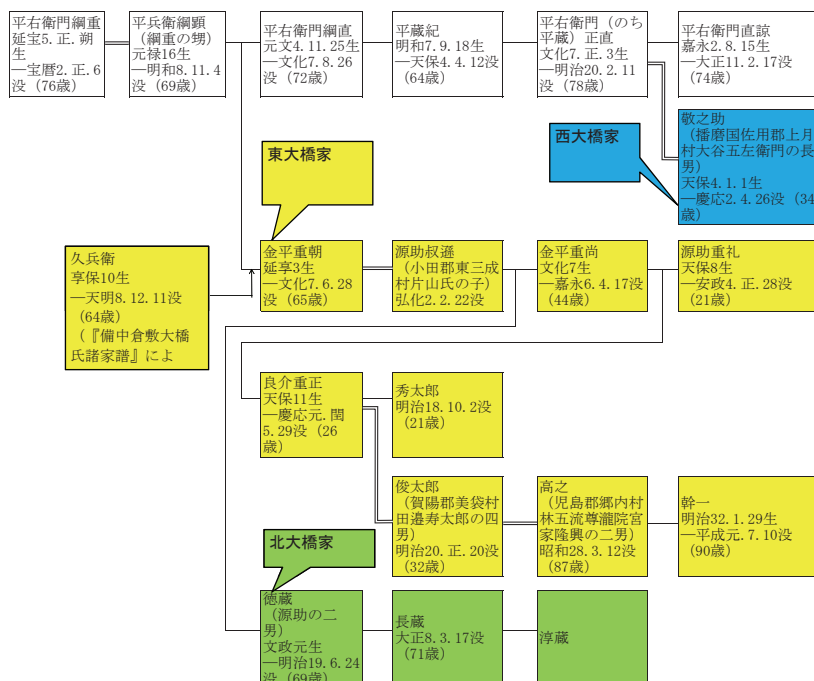


図1 大橋家・東大橋家・西大橋家・北大橋家略系図

墓碑, 東大橋家文書別2-26-2, 大橋紀寛家文書Ⅶ-24-A-5-4, 『備中倉敷大橋氏諸家譜』から作成。=は養子関係。

が東大橋家を嗣いだ。次男徳藏は学を好み、京都に遊学した。⁽²²⁾金平は天保十五年八月入札により倉敷村年寄に任命された。⁽²³⁾源助に継いで鶴新田開発に銀主として参加した。⁽²⁴⁾また福田新田開発にも参加した。⁽²⁵⁾金平は嘉永六年(二八五三)死去し、その二男重礼(源助)、次いで四男重正(良介)が家を嗣いだがいずれも早世した。次いで重正の長男である秀太郎が家を嗣いだ。この間、重尚の弟の徳藏が、家にいて病弱な兄や甥たちを補佐した。甥の子である秀太郎が十五歳になった明治十二年(一八七九)、徳藏は初めて別居し、本家の北にあたるので北大橋と称した。⁽²⁶⁾

秀太郎もまた明治十八年に早世したので、重正の長女・仲(秀太郎の姉)の娘である寿が家督相続人となり、仲と結婚していた俊太郎(賀陽郡美袋村田辺家出身)がその親権者となった。しかし仲は既に亡く、俊太郎もまもなく明治二十年に早世したので、寿はわずか八歳で両親・祖父母・兄弟のない孤児となった。大橋家(本家)の養子になっていた高之(備前国児島郡林村尊瀧院出身)は、明治二十八年に寿と結婚して東大橋家に入籍した。⁽²⁷⁾高之は昭和二十八年死去し、長男幹一が嗣いだ。

西大橋家は、播磨国佐用郡上月村の大谷家に生まれた恵吉が嘉永五年(一八五二)に大橋家(本家)の正直の養子に迎えられ、その娘けいと結婚して分家した家である。本家の西に家を新築した。⁽²⁸⁾恵吉は敬之助と改名した。⁽²⁹⁾

【東大橋家の経営】

東大橋家文書の中で、現在管見の限り年代の最も古いものは、表紙が「延享五曆戊辰正月吉日 日記」、裏表紙が「大福入 中島屋久兵衛」とある帳簿⁽³⁰⁾で、内容は人名が列挙され、各人ごとに貸銭の日付・額・返済状況などが記載されている。そのほか、たばこ・木綿・白米・油・小麦・小豆・茶等を販売している。取引先の居住地域は、倉敷村内をはじめ堀切・田之上・中島・浅原・沖・中庄・西村・岡谷・福田など倉敷村の周辺地域に及ぶ。ここから、延享五年(一七四八)に中島屋久兵衛は、金融業と雑貨商を営んでいたことが分かる。その次に古いものとして「寛延四年辛未正月吉日 日記」⁽³¹⁾と「寛延四年辛未正月吉日 万覚帳」⁽³²⁾がある。いずれも裏表紙には「大福入 中島屋久兵衛」と書かれている。前者は金融業の記録であり、後者は塩・ちり紙・たばこ・米・茶・綿・木綿の商売の記録である。こうした中島屋久兵衛の名が裏

表 1 天保14年の東大橋家地利米勘定（単位：石）

村 名	A高	B預米	C加地子	B/A	C/B	C/A
浜	9.8720	26.7300	19.5950	2.71	0.73	1.98
子位庄	31.5050	55.1444	29.6890	1.75	0.54	0.94
倉敷	9.7740	21.8690	10.3523	2.24	0.47	1.06
川入	17.2070	39.4820	26.1770	2.29	0.66	1.52
早島	3.9490	10.5483	7.0191	2.67	0.67	1.78
早島前湯拾ノ割	1.2000	5.8900	4.2983	4.91	0.73	3.58
鶴新田	40.2970	142.0521	102.1673	3.53	0.72	2.54
興除新田	103.0130	142.4180	61.8725	1.38	0.43	0.60
合計	216.8170	444.1338	261.1705	2.05	0.59	1.20

注：「天保十四年癸卯 地利勘定」（東大橋家文書31-150）より作成。

表紙に書かれた金融業の記録である「日記」は、天明七年（一七八七）まで続き⁽³³⁾。天明九年の「日記」は、金平の名が裏表紙に書かれる⁽³⁴⁾。ここから、金平は久兵衛の経営を引き継いだことが分かる。以後、裏表紙に書かれる名は、金平→源介→金平→源介→良介→秀太郎→俊太郎→

寿と変遷する。源助（叔遜）が当主のときには大黒屋文助の取次で岡山藩の家中に貸付を行っている⁽³⁵⁾。また、文化七年（一八一〇）以降、代官役所へ、「急御用有之御差支」「村方難渋人御助勢」「教諭所備金出銀」「御勝手向差支」「献納金」などさまざまな名目で金銀を差し出している⁽³⁶⁾。「明治十二卯年三月廿四日則旧三月二日也田畑地券金貸証書帳簿米石引渡帳⁽³⁷⁾」をみると、元治二年（一八六五）の時点の貸付

金を書き抜いているが、本家へ五〇〇両、出店へ二五〇両、中井の大森家へ三〇〇両を貸しており、親類同士で多額の金融を行っていたことが分かる。また、村瀬金右衛門・服部亀之介ら岡山藩家中二六人に一四〇二両余の貸付金が記載されている。そのほか、池田出雲・池田刑部・伊東播磨守などの領主や地域の有力者が主宰する多くの講へ出金している。

東大橋家の土地所持については、「文政九戌年ヨリ地利勘定帳⁽³⁸⁾」「天保十四年癸卯 地利勘定帳⁽³⁹⁾」により、文政九年（一八二六）から嘉永四年（一八五二）までの状況が分かる。表1により天保十四年（一八四三）の土地所持の状況を見ると、八カ村にわたり土地を所持しており、預米⁽⁴⁰⁾約四四四石は、公定石高約二一七石の約二倍になる。加地子約二六一石は東大橋家の手取分である。興除新田と鶴新田が所持高・加地子ともに多い。特に、鶴新田は加地子が多い。新田からの加地子が東大橋家の主な収入源であることが分かる。文政十年から嘉永四年までの預米の構成変化を表2に示した。預米は、ほぼ一貫して増加しているが、特に増加幅が大きい部分について見ると、文政十一年から天保五年の間は、鶴新田の土地の増加に

表2 東大橋家の預米と加地子（単位：石）

年代	A 預米	B 年貢等	C 蔵代等	D 加地子 (A-B+C)	直島御恵浜 高	直島御恵浜 預ケ金	直島御恵浜 加地子
文政10 (1827)	164.2367	102.1113	2.0540	64.1794			
文政11 (1828)	164.2364	115.8290		48.4074			
天保5 (1834)	203.4046	113.8409		89.5637			
天保6 (1835)	224.6276	121.2773		103.3493			
天保9 (1838)	320.6820	128.4551	2.0560	194.2829			
天保10 (1839)	330.8066	122.0294	2.6156	211.3928			
天保11 (1840)	331.1922	129.1728	4.5925	206.6119			
天保12 (1841)	326.1033	103.2058	5.1232	228.0207			
天保14 (1843)	444.1338	185.6498	2.6865	261.1705			
天保15 (1844)	453.5778	180.8441	3.8353	276.5690			
弘化2 (1845)	463.1208	173.5812	3.4400	292.9796			
弘化3 (1846)	466.9988	215.8914	1.8653	252.9727			
弘化4 (1847)	470.5278	195.8320	1.0434	275.7392			
嘉永元 (1848)	478.6383	159.8152	0.9930	319.8161	15.546	金40両	910.31匁
嘉永2 (1849)	481.0383	343.4493	7.7009	145.2899	15.546	金38両	22両
嘉永3 (1850)	486.7083	305.5450	7.1130	188.2763	15.546	金40両	26両永320文
嘉永4 (1851)	486.7633	179.8597	11.6173	318.5209	15.546	金53両	23両永552文2分

注：「文政九戌年ヨリ 地利勘定帳」（東大橋家文書34-6）、「天保十四年癸卯 地利勘定」（東大橋家文書31-150）より作成。計算が合わない部分があるが史料のまま。

よる。天保六年から天保九年の間も、鶴新田天保開の土地の増加による。天保十二年から同十四年の間は、興除新田中畦の土地の増加による。このように、源助が当主の時期に、鶴新田と興除新田の土地所持を大きく拡大し

たことが分かる。

天保十四年以降の年貢等についてみると、年により一五九石余から三四三石余と大きく変動し、それに従い加地子は三一九石余から一四五石余と大きく変動している。年貢等の変動の要因は「勘弁引」「検見引」などの減免分である。嘉永二年と同三年は減免分が大きい。直島塩田の開発に伴い、嘉永元年からは「直島御恵浜七番八番分」の加地子が加わっている。

また、「明治十二卯年三月廿四日則旧三月二日也 田畑地券金貨証書帳簿米石引渡帳⁽⁴⁾」によると、元治元年（二八六四）において一カ村に六二町八反余の小作地を所持している。その中では、鶴新田が二七町余と一番多く、次に興除新田一五町余、福田新田七町余と続く。やはり土地所持の中では新田が大きな割合を占めることが分かる。このことは、明治十一年（一八七八）でも大きな変化はない。

そのほか、東大橋家は貸家経営も行っていた。⁽¹²⁾

三 東大橋家文書の概要

東大橋家文書のうち整理済分の作成年代は、現在のと

ころ確認できる限り、延享五年（一七四八）⁽⁴³⁾からである。東大橋家文書の体系構造を理解するためには、近世中期から現代に至る東大橋家の「家」およびその構成員の機能と活動を、それぞれの時代の当該地域の支配や行政のあり方の中で歴史的に追跡していく作業が必要になる。現段階では少なくとも次のような点が重要であろう。⁽⁴⁴⁾

第一に、近世の村行政との関わりでは、新禄・古禄の争いが内済になった後の文政十一年（一八二八）、源助が倉敷村年寄に就任し、天保十五年八月まで勤めた。その後、源助の長男の金平や、金平の四男の良介も年寄を勤めた。

第二に、同じく近世の村行政との関わりで、源助が文政十年十一月十三日から浅口郡鶴新田の庄屋後見を勤めた。⁽⁴⁵⁾

第三に、源助が新禄・古禄騒動に深く関わったので、新禄・古禄騒動関係文書がある。⁽⁴⁶⁾

第四に、旧藩札等所有者が、明治八年（一八七五）九月～十月に旧藩札や旧倉敷県札等の引換を倉敷出張小田県出納課に願い出た文書がある。⁽⁴⁷⁾

第五に、大橋高之が、大正十二年（一九二三）十一月六

日に宮内省から陵墓守部に任命され、頼仁親王墓勤務を命じられたため、頼仁親王陵墓守部関係文書がある。⁽⁴⁸⁾

第六に、東大橋家の私的経営の側面に目を向けると、前述したように元治元年には居村・他村合わせて一ヵ村に六二町八反余を所持する地主である。大橋家の家組織体としての機能を、a「経営活動」、b「家政活動」、c「情報文化活動」という三つの柱に分けて考えてみる。

a「経営活動」は、家産管理と家業経営を中心とした機能群であり、東大橋家文書の中で最も多くの分量を占める。構成は、①地主経営（鶴新田・福田新田・興除新田を含む）、②直島の塩田経営、③金融、④貸家経営、などからなる。b「家政活動」は、相続・縁談・婚礼・葬儀・仏事・裁判・保険など、「経営活動」以外の家組織体の機能の全般にわたる。

c「情報文化活動」は、大橋家の当主および家族構成員の文化活動や情報収集活動の結果として集積された手習い・書画・書籍・絵葉書などである。

第七に、大橋恵吉が分家した西大橋家文書がある。⁽⁴⁹⁾内容は、大橋恵吉（敬之助）宛書状、書状下書、手習い、倉敷村年寄文書⁽⁵⁰⁾、小作地経営などである。

東大橋家文書の大半部分はおおむね右にあげた公私の諸活動の結果として発生し蓄積・伝来したものであるといえることができる。つまり東大橋家というひとつの家を出所にもつ文書群は、いかなる組織体の管理・運営に関わる行為の所産かという観点から、現段階では図2のように大きく分けて、1 倉敷村方文書（近世年寄文書）、2 鶴新田村方文書（近世庄屋後見文書）、3 新緑・古禄騒動関係文書、4 旧藩札等引換文書（倉敷出張小田県出納課文書）、5 陵墓守部文書、6 東大橋家「家」文書、7 西大橋家文

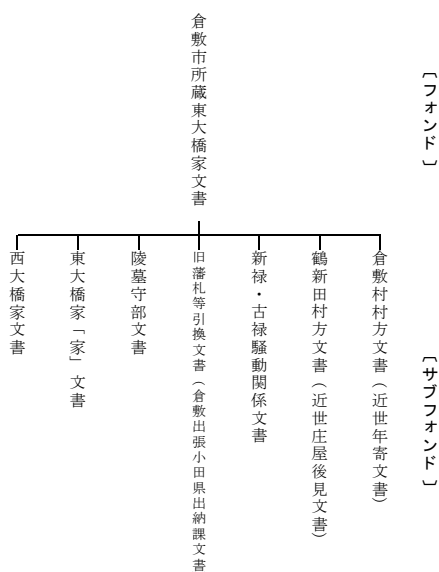


図2 倉敷市所蔵東大橋家文書の基礎構造

書の、合わせて七つの文書群の複合体としてとらえることができる。

記録史料学上、東大橋家文書の全体は同一出所の文書群という意味で「フوند」と呼ばれるが、それに対して七つの文書群は、フوند内の組織区分にもとづく副次的分割単位という意味で、「サブフوند」と呼ばれる。各「サブフوند」の内部構造を把握することがこれからの課題となる。

おわりに

東大橋家は、大橋家・西大橋家・北大橋家等との密接な関係のもとに、近世から近代にかけて地域の中で中核的な存在となった家である。東大橋家文書は質量ともに非常に豊富で、内容也多岐にわたるが、特に幕府領陣屋元村である倉敷村内部の対立構造や、倉敷村の有力者と地域社会の関係が史料の解説と分析により浮かび上がってくると思われる。

以下、本号で掲載した東大橋家文書特集の大島・首藤・倉地氏の論稿に加えて、東大橋家文書を活用した研究がさらに進展することを期待したい。

註

- (1) 平成二十七年年度開催分については、『倉敷の歴史』第二十七号(倉敷市、二〇一七年) 報告参照。
- (2) 東大橋家の屋号は「中島屋」と「東中島屋」が両方使われている。「中島屋」は東大橋家文書の中で最も年代が古い延享五年(一七四八)の史料から使われている(東大橋家文書11・9)。「東中島屋」という呼称は現在のところ管見のかぎり天保八年からである(東大橋家文書17・29)が、その後も「中島屋」は使われている。「東大橋」という名称が史料上に現れるのは現在のところ管見のかぎり天保十三年(一八四二)からである(東大橋家文書8・70)。
- (3) 歴史資料整備室のほか、倉敷市教育委員会文化財保護課では絵葉書・衣服類・医学書・香炉などを大橋佑一氏から寄贈されている。
- (4) ただし一つの番号の箱が複数箱に分かれている場合があるので、実際の箱数はもっと多い。
- (5) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』(一九七七年)。本家との位置関係により、東・西・北がつくと考えられる。
- (6) 大橋紀寛家文書Ⅶ・21・A・5・4。
- (7) 倉敷市中島の実際の住職のお話によると、弥勒院はかつて窪屋郡中島村にあり、現在は廃寺になっているという。
- (8) 大橋紀寛家文書Ⅶ・21・A・5・2。
- (9) ただし綱重の墓銘には、大橋家は代々毛利氏に仕え、祖父宗林に至り、故あって備中国窪屋郡中島村に隠れたとあり、記録とくいちがっている。
- (10) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。大橋楷一郎氏のお話によると綱頭

は綱重の室の甥とある。

- (11) 大橋紀寛家文書Ⅶ・21・A・5・4。
- (12) 東大橋家文書別2・27と大橋楷一郎氏のお話による。
- (13) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。しかし大橋楷一郎氏のお話によると久兵衛は綱頭の養子であり、分産別家して角店と称したもので、東大橋家とは別の家であり、久兵衛が死去したあとと嗣子がないので重朝がその跡をみたとする。東大橋家文書には中島屋久兵衛の商売や金融に関する文書が存在する(11・9、11・5など)。
- (14) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。
- (15) 首藤ゆきえ「新緑側の江戸出訴と中島屋本分家の動向―江戸出訴人源助あて本家平蔵の書状などを手がかりに―」(『倉敷の歴史』第二十二号、倉敷市、二〇一二年)。同「文政七年の江戸出訴一件における「古禄」村役人の行動」(『倉敷の歴史』第二十七号、倉敷市、二〇一七年)。
- (16) 大橋紀寛家文書Ⅱ・8・C・6、別I・4・B・1。
- (17) 『連島町史』(連島町誌編纂会、一九五六年)二二二―二二四頁、東大橋家文書8・53、10・1・36、18・71など。
- (18) 東大橋家文書10・15・5、10・30・2・4など。
- (19) 東大橋家文書8・75、31・111、別1・9・19など。
- (20) 東大橋家文書8・70、18・2、18・20、27・2など。
- (21) 「天保十五年甲辰正月吉日 御用書類留」(大橋紀寛家文書Ⅱ・11・A・4)。
- (22) 倉地克直「大橋徳蔵の遊学」(『倉敷の歴史』第二十七号、倉敷市、二〇一七年)。
- (23) 「天保十五年甲辰正月吉日 御用書類留」(大橋紀寛家文書Ⅱ・11・A・4)。

- (24) 『新修倉敷市史 第三卷』(倉敷市、二〇〇〇年) 六二二～六二七頁(倉地克直氏執筆)。
- (25) 東大橋家文書 8・4、8・14、8・46、8・50、52など。
- (26) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。
- (27) 大橋楷一郎氏のお話による。
- (28) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』。「西大橋」という名称は史料上に現れる(東大橋家文書 25・46など)。
- (29) 『新修倉敷市史 第四卷』(倉敷市、二〇〇三年) 七六五～七六九頁(横山定氏執筆)。「備中倉敷大橋氏諸家譜」。大橋敬之助については、大島千鶴「東大橋家文書に見る大橋敬之助―文久二・元治元年の「日記」を中心として―」(立石智章文書)「平成二十八年度資料展示会 御陣屋大変―倉敷代官所襲撃・大橋敬之助(立石孫一郎)没後一五〇年―」(いずれも『倉敷の歴史』第二十七号、倉敷市、二〇一七年)に詳しい。
- (30) 東大橋家文書 11・9。延享三年(一七四六)に出版された『楽志論』(24・23)があるが、刊本であるため考慮していない。
- (31) 東大橋家文書 11・5。
- (32) 東大橋家文書 11・12。
- (33) 東大橋家文書 31・1「天明七年丁未正月吉日 日記」。天明八年の「日記」(37・5)もあるが、裏表紙が欠けている。
- (34) 東大橋家文書 14・10「天明九年己酉正月吉日 日記」。
- (35) 東大橋家文書 31・151「家中諸算用控帳」。
- (36) 東大橋家文書 31・153「文政六年癸未 古貸銀□代控帳」。
- (37) 東大橋家文書 8・17。新宅の大橋徳蔵が明治十二年四月十七日に作成し、大橋秀太郎へ提出したものである。
- (38) 東大橋家文書 34・6。
- (39) 東大橋家文書 31・150。
- (40) 預米は、東大橋家が所持地の小作人から取り立てる米であり、收穫高ではなく小作人との契約小作料であると考えられる。預米については、山本太郎「備中国窪屋郡倉敷村大橋紀寛家文書」(『倉敷の歴史』第二十二号、倉敷市、二〇一二年)を参照。
- (41) 東大橋家文書 8・17。
- (42) 東大橋家文書 18・12、18・32、18・47、18・51など。
- (43) 東大橋家文書 11・9。
- (44) 安藤正人「記録史料学と現代―アーカイブズの科学をめざして」(吉川弘文館、一九九八年)の分析手法に依拠している。
- (45) 源助が鶴新田庄屋弥平次の後見を勤めた理由は、鶴新田庄屋弥平次が病身のためということになっている(東大橋家文書 10・30・2・1・3)が、実際は幕府領の開発人にとつて西之浦弥平次は他領の人物のため諸願について差し支えるので、同じ幕府領の倉敷村源助の後見役任命を要請したことによると思われる(東大橋家文書 10・30・2・1・8・1)。
- (46) 新緑・古禄騒動関係文書は箱 16 にまとまっている。
- (47) 東大橋家文書 23・33、23・39、107。なぜ旧藩札等引換文書が東大橋家文書に含まれるのかは現時点では分からない。
- (48) 東大橋家文書 41・1・20・4。
- (49) 東大橋家文書 40・41、41・1。
- (50) 東大橋家文書 29・10、86 にまとまっている。大島千鶴「東大橋家文書に見る大橋敬之助―文久二・元治元年の「日記」を中心として―」(『倉敷の歴史』第二十七号)が、西大橋家文書が東大橋家文書に含まれる理由について推測している。
- (51) 大橋恵吉は安政六年(一八五九)十二月十八日に倉敷村年寄に就任した(大橋紀寛家文書 II・1・A・16)。

(やまもと たろう 倉敷市総務局総務部副参事)

東大橋家文書に見る大橋敬之助

—文久二〜元治元年の「日記」を中心として—

大 島 千 鶴

はじめに

立石孫一郎こと大橋敬之助⁽¹⁾は、慶応二年（一八六六）四月、長州第二奇兵隊脱走兵百名余を率いて、倉敷代官所ならびに浅尾陣屋を襲撃した人物である。敬之助が中心となったこの出来事は、文久三年（一八六三）に起きた五條代官所襲撃や生野の変等とともに、幕末を揺るがした大事件であった。

しかし、その事件の中心人物であった敬之助個人が、研究書、論文で取り上げられることはほとんどなく、倉敷代官所襲撃に関わった人物として言及されるに留まってきた⁽²⁾。敬之助の生い立ち、足跡について一次史料を基に詳細な論述がなされたのは『新修倉敷市史』⁽³⁾が初めてと言ってよいであろう。

このことは、大橋敬之助に関する一次史料が極めて少なかったことに起因しており、特に敬之助自身の手になる史料となると、敬之助の生家である大谷家に伝来した大谷家文書や、敬之助が養子となった大橋家の文書等⁽⁴⁾にわずかに確認される程度である。

ところが、この敬之助に関する史料が、倉敷市へ寄贈された東大橋家文書⁽⁵⁾に大量に含まれていることが、同文書群の調査中に判明した。この中には敬之助自身が書き残した史料が多数含まれており、書状、日記など私的なものも確認されたことから、これらの史料を解説することによって不明とされてきた大橋敬之助の行状について、新たな情報を得ることができた。

本稿では、それらの史料の中から、文久二年（一八六二）から元治元年（一八六四）にかけて敬之助が綴った「文久

二壬戌年万事日記 德聚⁽⁷⁾、「文久三癸亥年諸日記并元治元甲子諸日記用之」⁽⁸⁾の二冊の日記を基に同時期の敬之助の事跡を紹介し、併せて他の史料も用いながら、今まで語られなかった大橋敬之助の人物像や、彼の家族についても見ていきたい。なお、日記は本文中資料名を省略し、文久二年の日記を日記1、同三年―元治元年の日記を日記2と表記している。

一 東大橋家と西大橋家

本文に入る前に、敬之助関連の文書（西大橋家の文書）がなぜ東大橋家文書に内蔵されていたのかを考えてみたい。敬之助は嘉永五年（一八五二）に倉敷村の豪農商、大橋平衛門正直の養子となり、正直の長女慶^{けい}を娶った。そして、分産別家してできたのが西大橋家である。西大橋家があった場所は、元大橋（本家。現倉敷市阿知）の五十メートル程西で、現在は跡地に倉ビルが建っている。

敬之助の没後は長男千之甫が当主となり、子がなかったため、本家の大橋直諒の次男鄰吉が嗣子となって三代目を継いだ。しかし、鄰吉も跡継ぎがないまま大正十一年（一九二二）、三十四才で没し、西大橋家は絶家した⁽⁹⁾。

西大橋家は、業種は不明だが何らかの商いをしており、日記2によれば文久三年（一八六三）には店使用人五人、丁稚三人がいた。本家には敬之助の義父大橋正直の後を継いだ直諒が誕生していたがまだ幼く、別家はしきりても、敬之助は「若旦那様」と呼ばれていた⁽¹⁰⁾。

慶応二年に敬之助が亡くなった後も妻の慶は倉敷で子供たちと暮らしていたが（後述、明治二十九年（一八九六）に千之甫とともに津山町田町（現、津山市田町）へ転居したようである⁽¹¹⁾）。しかし、後には倉敷に戻ったと思われ、慶千之甫・鄰吉の墓は稲荷町の大橋家墓地にある⁽¹²⁾。

西大橋家の文書はなぜ本家ではなく東大橋家に遺されていたのだろうか。東大橋家文書には敬之助が書き残した史料のほか、敬之助の息子千之甫・正吉が東大橋家九代当主の大橋高之に宛てた書状等が見られる。高之と千之甫・正吉は、母親同士が姉妹の従兄にあたる。大橋慶の妹冬^{ふゆ}は児島の修験五流尊瀧院の住職宮家隆興のもとへ嫁ぎ、隆興との間に高之が生まれた。次男であった高之は、明治になって元大橋の養子となった後、七代、八代と当主が早世した東大橋家を継いだのである⁽¹³⁾。

高之あての千之甫・正吉の書状をみると、高之の方が

年下であるにも関わらず金の無心から縁談まで、二人が非常に高之を頼っていた様子が窺われ、また、宮家隆興が千之甫らを祭に誘う書状⁽¹⁴⁾も見られるなど、母親同士の関係からか両家の交流は深かったものと思われる。

三代目の郷吉は本家から養子に入っており、本家と西大橋家が疎遠であったわけではなかっただろう⁽¹⁵⁾が、直諒は慶の弟といえ年が十三も離れており、本家よりも繋がり⁽¹⁶⁾の深かった東大橋家との関係から、西大橋家の文書が東大橋家に移されたのではないだろうか。

二 日記に見る大橋敬之助

敬之助の日記は文久二年の元日から始められている。日記と言っても、金品の出納を書き留めた帳面なのだが、敬之助は人名や出来事をこまめに認めている。日記の中から筆者が注目した記事を取り上げて作成したのが表1の年表である（太字は関連の主な事件）。この中からいくつかの事柄を取り上げて紹介したい。

敬之助は津山藩士井汲唯一⁽¹⁶⁾に剣術を学んだと言われている。日記を見ると確かに井汲に稽古を願ひ出ており、「井汲先生」への付け届けや銀子用立ての記述なども見

られるので、彼の下で稽古に励んでいたというのは事実なのである。他にも陣屋内での剣術稽古、他村から藩士を招いての剣術試合、さらには馬術の修業など精力的に武芸に取り組んでいる様子が窺われる。また、日記以外の史料も含め、剣

術道具の売買、貸し借りに関する記述が多くみられる⁽¹⁷⁾。

武芸のみならず、画工石川晃山⁽¹⁸⁾に絵を描かせたり、浄瑠璃・新内の語りを聴いたり、発句師に句を認めさせたりと文芸にも関心を寄せていた様子も垣間見える。敬之助自身が芸事に取り組んだかどうかは不明だが、安政六年（一八五九）に倉敷村年寄に任命されてからは御用向きに精勤し、友人たちと酒を酌み交わし、万延元年（二八〇）暮には茶園の棟上も行うなど「倉敷の若旦那⁽²⁰⁾らしい日々を過ごしていたようである。

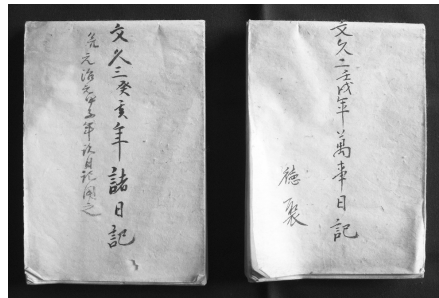


写真1 大橋敬之助の「日記」
倉敷市所蔵東大橋家文書29・47・48

一方、敬之助は、倉敷村で開塾していた勤皇家森田節齋⁽²¹⁾に師事したとされるが、日記中に節齋の名前は一箇所も見られない。また、日記以外の史料にも節齋の名は出てこないため、現段階では二人の関わりについて確認できない。

同じく、敬之助が師事したとされる本城温⁽²²⁾（親兵衛）だが、日記1に「本城へ硯石沓ッ代渡ス」、前記の茶園の上棟の際の到来物帳に「本庄積兵衛」の記載があり、これが本城温である可能性が高いが、敬称がないのが気にかかる。

なお、日記1の表紙に記されている「徳聚」は敬之助が用いた号のようなものらしく、書状の差出名が徳聚になっているものも見られた⁽²⁴⁾。

三 文久三年の上京と生野行

年表中注目すべきは、やはり文久三年の上京と生野行であろう。文久三年八月、天誅組の変で五條代官所が襲撃された直後に敬之助は上京している。このことは、倉敷村の古禄、銭屋岡熊之助が遺した『幽栖日記』⁽²⁵⁾ですでに確認されていたが、敬之助は上京前に一度美作の立石

家へ行き、津山藩士海老原修平と同道で上京したことが日記2によってわかる。海老原修平（景昭）は藩の重臣で、藩内尊攘派であつた藤本十兵衛（真臣）・井汲唯一・矢吹正則（当時は家老江見家家臣）らと時事論談したという。そして、文久三年に藤本十兵衛が天誅組の大和国十津川の挙兵に参加しようとしたのを、藩主に累が及ぶのを恐れて京都から連れ戻したとされる⁽²⁶⁾。

なお、敬之助と藤本十兵衛・外記介、矢吹弓次（正則）、植原六郎左衛門、吉田幸一ら津山藩士との交遊も東大橋家文書から確認された⁽²⁷⁾。

『幽栖日記』によれば、敬之助は文久三年の二月頃頻繁に熊之助を訪ねている。熊之助は同年六月から十二月にかけて上京しており、八月二十五日の条を読むと、この日熊之助は京都五条本町の井汲唯一の稽古場⁽²⁸⁾を見学して敬之助の口上書を受け取っている。また、九月九日には敬之助が熊之助を訪ねて、これから乗船して帰国する旨を告げているが、その際「高取騒動聞合書」を一見したとある。

東大橋家文書には、この聞合書と思われる史料⁽²⁹⁾がある。天誅組の高取城攻撃の様子を記したその内容は、八

月二十六日早朝、浪士たちが高取城に攻め上り砲火戦となったが、寄せ集めの浪士のことで軍令が行届かず、頭だった者たちが捕えられて後退したこと。しかし、高取方の犠牲者も多く二十七日に夜討との噂があり騒動となったこと。高取方が勝利したとはいえ、大将・中山忠光は生存しており、いずれ今一乱あるとの噂であること等々、不穏な情報が認められている。

この時、敬之助が大和を訪れたか否かは不明であるが仮に現地を訪れていれば聞合書ではなく、見たままを報告する文章になっていたはずである。京・大坂に滞在し、井汲ら津山藩尊攘派の志士たちを中心とした人々から情報収集していたと考えるのが妥当ではないだろうか。

また、日記2からは確認できないが「高関堂日記」⁽³⁰⁾によつて、敬之助が元治元年三月から四月にかけて上京していることが分かる。在京中、関東では天狗党の乱が起つており、大橋家文書にはこの時敬之助が写したと思われる風聞書⁽³¹⁾が残されている。

さらに、日記2によれば文久三年十月二十日、敬之助は倉敷にいた生野代官川上猪太郎の警衛を命じられて生野へ赴いている。その八日前の十二日には、尊攘派の浪

士たちが但馬で拳兵し、生野代官所を襲撃した生野の変が起きたばかりであった。この間、川上猪太郎は病の倉敷代官に代わつて検見を執り行うため倉敷に来ていたのである。⁽³²⁾

敬之助は倉敷代官所の命を受けて、板屋吉次郎と共に川上の護衛をして生野へ向かい、二十三日到着。翌日、川上から金五百疋の目録、加判手代・市川恵三郎から肴料、書役手代・武井保蔵から大小提緒を頂戴している。

任務を終えて二十七日に帰倉した敬之助と吉次郎は後日、倉敷代官からも麻上下を拝領している。生野までは片道三日で、到着した日に一泊したものと思われる。この行程で現地の状況を探索する時間があつたとは思えないが、事件直後の生野の様子を目の当たりにすることはできたはずである。慶応二年（一八六六）の倉敷代官所襲撃も、生野の変も代官不在時の出来事であつた。それは偶然のことであつたかもしれないが、この生野行きが敬之助に何かしらの影響を与えたであろうことは想像に難くない。

四 大橋敬之助の横顔

東大橋家文書中の敬之助自身の手になる文書の大半は、倉敷村年寄として関与した係争の書類の控や下書きなどである。これらは、敬之助個人の情報をもたらし、くれる史料ではないが、その中には庄屋与兵衛襲撃事件⁽³³⁾、弥三郎米買占め一件⁽³⁴⁾、豪商井筒屋末亡人水沢頼母の出奔⁽³⁵⁾など、幕末の倉敷村において大きな出来事であった史料も多く興味深い。

しかし、それらを除いてもなお、多くの史料、特に書状が大橋敬之助の知られざる素顔を見せてくれた。

大橋慶の墓碑銘によると、敬之助との間には三男二女があつたとされる。慶応四年（一八六八）の「宗門請状之事」⁽³⁶⁾（写）によれば、家主は千之甫（十七才）、けい（三十三才）、ひろ（十一才）、正吉（九才）とあつて、当時家族四人暮らしであつたことが分かる。このほかに、大橋家文書⁽³⁷⁾から、慶応元年六月二十七日に亡くなった猷之介がいたことも分かつていたが、日記2によつて元治元年十月朔日に誕生した男子がいたことが判明し、猷之介が三男であつたことが確認された。

女子については、実父大谷五左衛門が敬之助に送つた書状⁽³⁸⁾の中に「此度出生之御女子御同家勝之丞様へ被御貫

被成候」という一文があるが、大橋ひろが姉の豊^{トヨ}に宛てた書状⁽³⁹⁾が確認されたことから、ひろは次女で、その上に生まれてすぐ同族大橋勝之丞（屋号：出店）の養女となつた豊がいたことも分かつた。

敬之助が慶に宛てた書状⁽⁴⁰⁾は、仮名を多用した優しい文字で体調のすぐれない妊娠中の妻を気遣っている。また、千之甫に悪い遊びをさせず手習いに精を出させるよう、子供たちに怪我をさせないよう守に気をつけるよう、など細やかな愛情を見せており、巨魁立石孫一郎とは全く別な愛妻家、子煩悩な一面に驚かされる。なお、日記2の男子誕生の記述によつて、この書状が元治元年のものであることも判明した。

父五左衛門が敬之助に宛てた書状⁽⁴¹⁾では、しきりに大酒を諫めている。敬之助自らも禁酒の願文⁽⁴²⁾を書いているので、かなりの酒好きであつたらしい。

その他、書状以外の史料を取り上げると、敬之助が子供たちのために手ずから書いたと思われる手習い本⁽⁴³⁾がある。このうちの一冊には「元治二丑年夏」の年記があり、非常に興味深い。元治元年の暮に倉敷村を出奔した敬之助は、この頃すでに防州で第二奇兵隊に入隊していた⁽⁴⁴⁾。

はたして、この手習い書はどこで書かれ、どのように西大橋家に届けられたのだろうか。

さらに、東大橋家文書には敬之助が直島の塩田経営に関与していたと思われる帳面や、小作の資料もわずかながら確認されていることも付記しておく。

おわりに

以上、東大橋家文書によって明らかになった大橋敬之助の事跡、人物像を紹介した。多くの新発見があった一方で『国事鞅掌報効志士人名録』の言う、敬之助が天誅組の変後、板倉筑前介宅に井汲らと会合し、その後単身大和へ入った、とされる事や、慶応元年秋に下津井に同志らと会合し長州藩の救護策を講じたという下津井会議などについては確認できなかった。

本稿では紙数の都合で一部の紹介に止まったが、今後東大橋家文書を丹念に読み解いていくことで、謎多き大橋敬之助の実像に、さらに近づくことが可能となるであらう。

註

- (1) 大橋敬之助の事跡については、本号掲載の展示会記録を参照されたい。
- (2) 倉敷代官所・浅尾陣屋襲撃についての主な著述は、本城新『風窓紀聞附録 備中騷動記』(一八六六)、渡辺知水『倉敷浅尾騷動史』(一九一九)、『備中騷動記』(河本氏蔵本、原本は所在不詳だが大部分を『吉備郡誌』巻下(一九三八)に所収)、角田直一『倉敷浅尾騷動記』(山陽新聞社 一九八二改定)、岡崎鎮生『長州第二奇兵隊の悲劇 倉敷・浅尾暴動事件』(二〇一四)などがある。敬之助の人物伝としては『国事鞅掌報効志士人名録』第二輯(史談会編 一九一)が古いと思われる。
- (3) 『新修倉敷市史』4 近世(下) 七六六―七九二頁(倉敷市 二〇〇三)。
- (4) 「大谷五左衛門宛大橋恵吉書状」大谷家文書Ⅱ・6・(4)・1、「立石助右衛門宛恵吉書状」Ⅲ・1・(2)・11など(『播磨国佐用郡上月大谷家文書目録』(上月町 一九九六))。
- (5) 「口上」大橋紀寛家文書別5・7・45、「助右衛門他八名宛敬之介書状」大橋紀寛家文書別7・1・31。他に風聞書なども見られる。
- (6) 東大橋家文書については本号掲載の山本太郎「倉敷市所蔵備中国窪屋郡倉敷村東大橋家文書」に詳細に述べられている。
- (7) 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・47。
- (8) 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・48。
- (9) 『備中倉敷大橋氏諸家譜』(一九七七)。
- (10) 「若旦那様宛けい書状」倉敷市所蔵東大橋家文書 29・12・32。
- (11) 「大橋高之宛千之甫葉書」倉敷市所蔵東大橋家文書 13・29。

(12) 「大橋寿宛宮家くすの書状」 倉敷市所蔵東大橋家文書 40・251
によれば慶の一周忌法要は西大橋家で営まれていると思われる。

(13) 註(9)に同。

(14) 「大橋千之介・正吉宛尊龍院隆興書状」 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・35・52。

(15) 倉敷代官所襲撃時に息子を殺された加茂屋は千之甫を「敵子」と責めたてた。そのため千之甫は親戚である龍野の永富家へ一時預けられたが、この時直諒が同道している(『諸事書留書』大橋紀寛家文書XⅧ・19・2)。

(16) 井汲唯一(一八二九〜一八六六)。津山藩の幕末の志士・剣術家。倉敷代官所・浅尾陣屋襲撃事件が起こった際、井汲は津山の獄中であつたが敬之助らが井汲救出に向かうという噂が流れたため自殺したと伝えられる(『岡山県歴史人物事典』五五〜五六頁 山陽新聞社 一九九四)。

(17) 「大橋敬之助宛木村光太郎書状」 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・10・2ほか。

(18) 石川晃山(一八二一〜一八六九)。下野国出身の画家。遅くとも安政三年夏以降倉敷村に滞在し同地に没した(『岡山県歴史人物事典』八〇頁 山陽新聞社 一九九四)。

(19) 「西茶園棟上飲到来物帳」 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・49。茶園とは来客をもてなす別邸や新座敷のようなものであつたらしく(森田平三郎『倉敷雑記3』一四一頁 一九八七)、『幽栖日記』にも「植田茶園」「水沢茶園」などが見える。

(20) 司馬遼太郎の同タイトルの小説「倉敷の若旦那」は大橋敬之助を主人公とした歴史短編小説である(『アームストロング砲』講談社文庫 一九八八所収)。

(21) 森田節斎(一八一〜一八六八)。大和国出身の漢学者。門下には吉田松陰、梅田雲浜、頼三樹三郎らがいる。文久元年(一八六一)〜元治二年(一八六五)まで倉敷村で簡塾を開き子弟の指導にあたつた(『岡山県歴史人物事典』一〇一三頁 山陽新聞社 一九九四)。

(22) 『国事執筆報効志士人名録』第二輯一七九頁(史談会編 一九一一)。

(23) 本城温(？〜一八八七頃)。漢学者。名は新兵衛。元岡山藩家老池田伊賀の家臣で、後に撫川戸川氏の儒臣となる。『風窓紀聞附録備中騒動記』の著者。敬之助は本城の門人であつたという(『岡山県歴史人物事典』九〇三頁 山陽新聞社 一九九四)。「幽栖日記」には本城(莊)先生の名前が頻出する。本城は林孚一の引受で水沢家の分家松屋の一部を借家としていたらしい(『幽栖日記三』四月十三日条 倉敷市所蔵大森家文書 6・2・4)。

(24) 「片島君宛德聚書状」 倉敷市所蔵東大橋家文書 29・34・23ほか。

(25) 「幽栖日記四」 倉敷市所蔵大森家文書 6・2・4。

(26) 苦田郡教育委員会編『苦田郡誌』一二〇八〜一二〇九頁(一九二七)。

(27) 「文久二戊辰二月より諸飛賀恵」(倉敷市所蔵東大橋家文書 40・355)によれば敬之助は藤本十兵衛・外記介、矢吹弓次らと酒を飲んだり恵美原隠居、上原六郎左衛門と備後三郎の史蹟へ参詣したりしている。

(28) この頃井汲唯一は京都に留まって諸藩士と交わっており、井汲の道場で剣を学ぶ者は頗る多かったという。しかし、九月には捕えられて津山に護送され揚屋に入れられた(『津山市史』第五卷近世Ⅲ 一三七頁 津山市 一九七四)。

(29) 「風聞書」 倉敷市所蔵東大橋家文書15・6・2・1・1。この他、東大橋家文書には八月十八日の政変の風聞書もある(15・6・2・1・3)。また、敬之助の写した天誅組の変に関する資料としては、「五條代官所襲撃事件子細」大橋紀寛家文書II・25・A・17や「大和五條の変の檄文」同前II・25・B・13などがある。これらの史料は筆者不詳であるが、敬之助特有の極めて独特な書き癖が見られることから、敬之助の手になるものと考えられる。

(30) 「高関堂日記」四三七頁(鹿島研究所出版会 一九七二)。高関堂日記は永富定群の日記で、定群の室じゅんは大谷氏(敬之助の叔母)、息子宗定の室は慶の妹の竹である(今田哲夫・伊藤ていじ『永富家の人びと』鹿島研究所出版会 一九六八)。

(31) 「子四月風説書」大橋紀寛家文書II・25・H・16。

(32) 石川準吉『生野銀山と生野代官』九七〜一〇〇頁(通省産業研究社 一九七四)。

(33) 倉敷村庄屋与兵衛が同村の宗兵衛に襲われ怪我を負った事件。後に敬之助主導で与兵衛の庄屋役改任を求める動きがあったことが分かる。「乍恐以書附内願奉申上候」(倉敷市所蔵東大橋家文書29・82・8ほか)。

(34) 元治元年(一八六四)に起こった下津井屋事件の発端となった倉敷村商人らの米買占めに関する史料である。「弥三郎米買占一件」倉敷市所蔵東大橋家文書41・62・1。

(35) 倉敷村の豪商井筒屋の未亡人頼母と銭屋岡熊之助が不義密通に及んでいると井筒屋の分家改助が訴訟を起こし、頼母は村預となっていたが万延元年(一八六〇)のある夜、突然屋敷を抜け出し五年間も行方をくらましていた。「以書付御届奉申上候」(倉敷市所蔵東大橋家文書29・76・5ほか)。

(36) 「慶応四年 日記帳」大橋紀寛家文書II・1・B・14。

(37) 「音物帳」大橋紀寛家文書X・21・4・①。

(38) 「恵吉宛父書状」倉敷市所蔵東大橋家文書29・32・1。

(39) 「出店姉宛西橋ひろ書状」倉敷市所蔵東大橋家文書29・35・57ほか。

(40) 「おけい宛敬之介書状」倉敷市所蔵東大橋家文書29・12・68。

(41) 「大橋恵吉宛大谷五左衛門書状」倉敷市所蔵東大橋家文書29・32・54。

(42) 「願酒」倉敷市所蔵東大橋家文書29・23・30。

(43) 「元治二丑年夏 庭訓往来 大橋僊之輔」倉敷市所蔵東大橋家文書1・2。ほか1・3・11・11まで。

(44) 「新修倉敷市史」4 近世(下) 七七六頁(倉敷市二〇〇三)。

(45) 「西十一月より同十二月濱算用帳 直島御恵濱七番八番引受元太郎」倉敷市所蔵東大橋家文書29・51・4ほか。

(46) 「文久三癸亥年 小作米銀納書抜算用帳 徳聚手元」倉敷市所蔵東大橋家文書29・43・1ほか。

〔付記〕 調査中『高関堂日記』『永富家の人びと』のコピーを渡辺郁司氏よりご提供頂きました。ここに記して感謝申し上げます。

(おおしま ちづる 倉敷市総務課歴史資料整備室)

表1 「日記」に見る大橋敬之助の文久2年～元治元年の動向

和暦	月日	おもな出来事と敬之助の事跡
文久2	元旦	村役人、郷宿・医師連中らと次御部屋にて代官年頭の挨拶
	1月2日	井汲唯一、讃岐よりの帰路倉敷へ立ち寄りのため稽古を願ひ出る
	1月4日	陣屋役人ら、氏神・妙見宮参詣の後、村会所にて村役人へ年始
	1月5日	剣術稽古初め
	1月21日より	立石氏先祖の追善法要に千之介を連れて出かける。帰りに大谷家へ寄る
	正月中	相撲興業があり、お慶・正吉・うば・下女見物に出かける
	7月8日	画工・石川晃山に山水画料、煎茶碗を遣わす
	8月29日	小磯錠助、元締を仰せつけられ村役人ら祝ひ金千疋を差し出す
	閏8月15日	二宮老人死去のため立石家へ出向く。21日帰宅
	11月7日	井汲唯一来倉。14日まで逗留
	11月26日	手付・関口良蔵入陣
	12月9日	関口入陣の祝ひに村役人ら招かれる。
	12月11日	福山藩中・河内俊雄(示現流剣士)に寒中見舞いを送る
	12月14日	因幡山田長之介に三両を貸す。質草・盛景
文久3	1月13日	陣屋役人池田泰蔵の家族が甲府へ引き移るため岡山まで見送りにいく
	8月11日	美作立石家へ行く
	8月17日	天誅組の変。大和五条代官所襲撃される
	8月18日	八月十八日の政変
	8月22日	海老原修平と同道上京
	9月13日	晩、立石家へ帰着。すぐ馬で倉敷へ向かい14日帰郷
	9月20日	庭瀬藩剣術師を招いて地蔵院で試合
	10月12日	生野の変。生野代官所襲撃される
	10月20日	生野代官・川上猪太郎帰国の警衛を命じられ板屋吉次郎と生野に赴く
		27日帰国。代官より褒美を賜る
元治元	11月21日	立石家へ行く。26日夜帰宅
	元・2・3日	代官、その他役人、町中年頭の挨拶、吉備津宮参宮
	1月4日	村会所にて陣屋手代衆年始
	1月5日	剣術稽古初め
	1月8日	陣屋内剣術稽古に出る
	2月朔日	厄年のため祝ひ到来物が各所より届く
	2月4日	大和高取植村駿河守家来・西尾伴三郎、妹尾又玄方へ罷り越し御前試合を申し出る
	2月28日	帯江の平松六郎左衛門庭前の桜見物に罷り出る
	3月3日	理吉宅にて浄瑠璃、新内の語りを聴く
	3月17～21日	播州永富家に滞在。その後京都に向かう？
	4月5・6日	京都より帰り永富家に滞在
	7月21日	沖村の小野陽一郎方へ馬術修業に出かける
	10月1日	男子誕生
	11月10日	尾州前大納言(徳川慶勝)通行につき川辺宿まで拝見に罷り出る
	12月15日	証書を差出し児島屋光太郎より100両借用
	12月18日	下津井屋事件起こる。

※倉敷市所蔵東大橋家文書 29-47「文久二壬戌年万事日記 徳聚」
倉敷市所蔵東大橋家文書 29-48「文久三癸亥年諸日記并元治元甲子諸日記用之」
永富家編集委員会編「高閑堂日記」をもとに作成。

文政七年の江戸出訴一件における「古禄」村役人の行動

首 藤 ゆきえ

はじめに

本稿では拙稿「新禄側の江戸出訴と中島屋本分家の動向^①」と同じく、新禄古禄騒動中に新禄惣代として江戸へ出訴のため出向いた源助宛ての家族親族の書状を利用し、この騒動の一面を取り上げたい。東大橋家文書に含まれる源助宛て家族・親族の書状は約二〇〇通、いずれも詳細で、この訴訟における様々な状況を伝える宝庫である。

村方騒動や領主への歎願など一連の事件を見通す際に、当事者の主張とそれまでの経過を簡潔に読み解ける史料は書付類であろう。署名捺印も貴重な情報となり、現代これを見る我々は当事者の意図などが整理できる。対して書状や日記は、核となる主張や概要から抜け落ち

た事柄や表面化し難い事実を伝える場合があり、この点
が長所であろう。源助宛て書状は、親族が倉敷で得た情
報・風聞を江戸の源助に迅速に知らせることを目的とし
ており、表面化し難い事項が多く含まれている。このよ
うな書状を利用し、本稿では文政七年（一八二四）の新禄
惣代の江戸出訴にかかわる古禄側の行動の論理について
考えたい。

新禄古禄騒動とは古禄一三家が村役人を独占していた
という江戸時代初頭以来の慣習が、天保期に解消される
までの村方騒動である^②。文政七年八月に、村役人の不正
を疑う新禄惣代合計七名が出訴のため村を出奔、幕府の
裁決を求め、同九年八月に新禄側の主張がほぼ認められ
る形で内済となった。その間の経過は表1の通りである。
二年に及んだ出訴一件の画期は、次の二つの時期と考

える。一つは江戸での度重なる駕籠訴が認められ、勘定奉行が倉敷村役人へ訴訟出頭のため出府を命じた文政八年二月、もう一つは庄屋七太夫と年寄義右衛門が漸く江戸へ向けて出立した同年五月である。しかしここに至るまで、庄屋七太夫らも倉敷村にとどまり行動を起していた。彼らの行動が特に活発になるのは次の三つの時期と思われる。一、文政七年八月の新緑惣代出府後、二、文政八年二月の村役人への出府仰せ付け後、三、同年五月の村役人二名の出府時である。紙面の都合で一と二の時期の動向について紹介する。

一 文政七年八月の新緑惣代出府後の行動

中島屋本家の隠居である平蔵、平蔵を補佐する別家十蔵^③、分家である東中島屋の婿養子喜久太からの書状が村内状況に触れているが、もっとも詳しい平蔵の書状一点をあげる。

史料 1 申閏八月一〇日付隠居書状（16—14—31）

（前略）^a先頃分観龍寺并妙見宮、其後者王子権現にて毎夜村祈禱と唱へ表向村役人届ヶ置候て、太鼓杯終夜相た、き、ぼら貝等ハ其後毎夜之義、陣屋前三木

屋辺ても甚敷ふきならし候位之義、（中略）此節者先日坂本屋御留守より便状ニ被有候、なげふミ願書^b、定て最早相達し可申、その願書江、此節ハ先一番ニ向市場よりはしめかけ、連印ヲかた押ニ取り、凡ニ向市場土手ハ、九合相濟、尤も向市場之杉屋壱人落印之由、然ル処下津井屋・浜屋へ廻し来り候処、両家ニテさしおさへ、筆者頭取致吟味処、筆者ハ三輪屋八十八と先方分名乗り来り、なけ文ニ預り候家ぬし屋代八匁、当町は相始如此ニ連印取之と返答、右両家さしおさへ候ニ付受取人ハ三輪屋或ハむろ屋千蔵、其外三、四人、日々浜屋へ参り応対致シ置、当月八日ニ奪取候願書ニて浜屋・下津井ヲ相手取、願出候連中ニハ、二階屋仲介、三和屋八十八、室屋千蔵三人、早々村役人より取次、翌九日兩人ヲ御差紙ニテ被呼出、右廻し掛候願書、其方共兩人名前ヲケヅリ早々可差返、奪取之段不埒之段、右より一向何事も聞入不申、兩人も右願書となげ文と筆者も同様、殊ニ弥曾八分書状相そへ自身名を書遣しなけ文等段々拙手配りいたし、かい取り、役所ニおゐて引合セ、去年祭礼之節、張紙杯之義も引出し、御代官

合内々手掛り可申上旨被仰渡有之候ヲ申出候、三和屋壱人何卒入牢にても為致、追々吟味ヲ願候様之處、兩人も役所ニテ取込候哉、一向其段不申、おしつけられ空敷願書ヲ歸し、笑草ニ相成候段、私共并浜田兩人ハ右之手段ニ三日三夜心配致置、道具拵之詮無之残念御察可被下候、もつとも八十八よりナゲ文之願書ハ田川并田辺杯内々得心いたし為致候由、七太夫殊之外はたらき候様子に相きこへ候、七丁へなけ文又々今日いたし、右之三輪屋之手際宜敷候まま、東町より又々別紙ニ致し、願書連印取之かけのよし、是ハ頭取り西屋大次郎、宝来屋ときこへ申候、新川ハ三久、こんな屋国作、稲荷町ハ魚惣、新屋信介、前神ハ豊後屋、浜之道ハ吉五九藏、さら屋庄吉、新丁ハ国松、ジャギ仙、お二新、阿知町ハ油屋市右衛門、平船屋半五郎、川内町ハ介万、対馬屋、御崎ハから屋庄右衛門、伊四郎、万介、美濃、右之様子ニ相きこへ申候、拟々さわかしき事、右ニテ御察可被成候、役所も村役人も先者当時一所ニ相見候ハ、是も先ハ田川故と被存申候（後略）

（尚々書）（前略）尚々倉敷中連印ヲ取候事、是ハ別

二段々村役人手前手段も有之候事之様ニ、内々相察し承り申候、若哉右倉敷惣連印ヲ持参いたし、其地江三和屋八十八杯村方静謐之願と唱へ、御歎キ拔訴致候程も無覚束、能々様之義ハ御氣被付可然段内々拙江申来候仁有之候、乍序申上候（後略）

（別紙一）此度惣連印願ハ村方不穩之条、五人他行之ものハ除ケ置、藤左衛門、安右衛門、平藏御召出し御理解ヲ以テ万事以前之通り被仰付候様之文言也（別紙二略）

傍線aには、村役人の許可を得た上で、夜な夜な村祈禱と唱え太鼓・ホラ貝を鳴らし倉敷代官所の前辺りまで出向いたとある。町の人々や代官所役人に不穩な空気を感じさせる行為である。文政五年の新緑側六人の村役人不正の訴えの際にも、「古禄は、村役人を批判する者の住宅を打ちこわすと町角へ張り紙をし、妙見山頂で騒ぎ、新緑を圧迫⁴」したが、これに類似する威圧的行動といえよう。さらに新緑惣代の出発より約三週間後に、古禄側の三輪屋八十八が画策して代官所宛ての願書を認め、投げ文を付け町場の村民より捺印を集める動きがあった（傍線b）。向市場・土手では八、九割の連印を得た反面、

連印集めを知り阻止しようとする下津井屋・浜屋のような村民の存在もあった。また願書を認めた三輪屋八十八については、別名桂介を名乗り、古禄の「手先」として文政〓天保期に活動したことが指摘されている。

傍線cには、この度の一件は倉敷村庄屋七太夫の働きかけがあり、代官所の手附元メ田川勝太夫、手代又は手附の田辺周三郎に了解されているとある。少なくとも平蔵は、三輪屋の行動は庄屋の差し金であり、代官所役人も彼らの行動を黙認していると理解していた。傍線部以外の箇所をみると、三輪屋らの訴えを受けて村役人が取り次いだことにより、閏八月九日には下津井屋・浜屋が倉敷代官所へ呼び出され願書を差し返すよう命じられ、兩人が三輪屋の吟味なども主張せずおとなしく願書を返したとある。このような三輪屋らに有利な経過も、村役人の差し金、代官所役人の黙認を想像させただろう。傍線cには最後に、三輪屋八十八はさらに別紙願書を仕立て、「今日」、つまり閏八月一〇日より東町を始めとする七町から連印を取り始めたとある。

(別紙1)では願書の趣旨が伝えられている。出訴人三一人中の重立ちであり村内に残る藤左衛門・平蔵・安

右衛門三名を代官所へ召し出し、「以前之通り」を了承させて欲しいという内容であった。

この他申九月一六日付の平蔵の書状には、式反・船蔵(船倉)にも願書が廻されており、船倉町の甚左衛門が取り上げ燃やしたと言いつたり、式反の瀬吉が自分の押印を削りたいと年寄彦七郎へ申し出たりしたことが書かれており、三輪屋らの想定通りには進まなかったことがわかる。同書状には「先書申上置候三和屋八十八カ投ぶミ直筆之添状、手ニ入置申候、追々いヶ様之入用有之候も難計、村役人よりまわし徒党願等位、此方致候節之虎の巻と心得申候」と書かれてあり、いづれ村役人が徒党願を村民へ廻すことを平蔵は想定している。

以上、平蔵書状より古禄派の動向をあげた。全て事実と断定できないが、新禄惣代の発足後三輪屋八十八が首謀者となり、倉敷村中で事態を収めるための代官所への願書提出が画策された。その際には「倉敷惣連印」、つまり新田は除かれているが、新禄以外の倉敷「町中」村民の捺印を得ることが目指された。途中、捺印集めに疑問を抱く村民が出るなど順調ではなかったが、多人数分が短期間で集まったことも事実である。村役人の歎願は

これまでも見られたが、「倉敷惣連印」の願書作成は初めてではないか。三輪屋の行動は庄屋七太夫らの画策と平蔵は述べているが、「惣連印」の獲得は、自分達の主張の正当性を高める上で極めて有効と村役人は考えたと思われる。そして平蔵にも脅威を感じていた。

この願書は結局未提出のようだが、一〇月一〇日、新緑派の藤左衛門・平蔵・安右衛門は差紙により代官所へ呼び出され、田川・田辺により江戸にとどまる新緑惣代中の四人について、親戚である自分達が呼び戻すよう命じられた。⁽⁹⁾大草太郎右馬政郷代官からは「御考弁之上、御陣屋本之事旁々以何卒双方順和ニ被成度思召」しがあった。結果として三輪屋や村役人側が望む方向へ進んだこととなる。願書は「田川・田辺共内々内意」であったという平蔵の認識は確信に変わっただろう。さらに一月晦日にも代官所より呼び出しを受け、平蔵らは呼び戻しの書状を強要され江戸へ送った。⁽¹⁰⁾このように文政七年の秋、結果的に村役人の画策は実現した。ただし新緑惣代は帰郷を拒否した。

二 文政八年三月の「門訴一件」までの動き

はじめに、でもあげたように、勘定奉行が倉敷村役人へ江戸で裁判を受けるよう命じたことは、出訴側にとり大きな成果であったが、二百年近く村役人職を独占してきた古株にとつては大きな危機であった。村役人は前年秋にも増して積極的に動いた。以下では二月末日・三月二三日の書状から、門訴一件に至る動きをあげる。この時平蔵は病気に倒れており、十蔵、東大橋家源助を補佐する大黒屋文助、喜久太の書状を引用する。

史料2 酉三月三日付喜久太書状（16―13―28）

（添書）（前略）一昨朔日夕、浅原屋弥十郎殿被見被咄候ハ、先月廿九日夕、三輪屋安八ハ七町之者共江廻状を以申触、同夕東町何れ方ニ可有御座候哉寄会いたし、此度村役人御呼下ニ付、何卒七町之者惣代宅人充連印ニて何卒出府致居申者共御差返し被為下候様、書付を以官府江罷越御訴訟申上度由目論見候趣（中略）書付認を候趣ニ相聞申候（後略）

史料3 酉三月八日付十蔵書状（16―14―35―9）

（前略）^d此節七太夫分内々ニテ町内七町世話人相頼ミ申聞候ハ、此度村役人関東へ御呼下しニ相成候段

歎々數奉存、何卒藤左衛門、平藏兩人御呼出し対決被仰聞候ハ、於国元相済候事、無難ニ相勤候村役人ニ御座候を、六人之もの共御訴訟申上、関東へ罷出候ゆへ、兎角村方不治、是等さへ御呼返しも被遣候ハ、已然之通り村方取締杯と願出致遣候、右世話人の内を撰、願出させ候様子ニ御座候（中略）

一、私とも御役所へ罷出候処、庄七・義右衛門・三郎右衛門・弥三右衛門、関東出立難洪之願書差出様子にて、庄七ハ路用金難出来趣精々申出候処、元メ申之ニハ「御老中様御耳へ達、勘定奉行へ被渡候処、度々愁訴致六人之もの共申ニハ、御ひざ元ニテ明白之御吟味受度等申出候事不輕事、御代官之御首尾ニも相掛り、是非ニ出立可致、中々猶予不相成、延引致候ハ、弥々以御役所江御沙汰も難計、前体此公事ハ誰力申出候哉、役所ニハ不申付候、いかか差心得候哉、幾度か内熟申渡候哉、不埒之義ニ候、只今難洪難立、路用金も無之ハ道中袖乞致しても罷出候」杯と、此度ハ田川も真顔ニテ申付いたし候、御代官様も傍ニテ被仰渡候ハ「其方とも難洪察入たる事、乍併不罷出てハ難相成」との事ニ御座候（後略）

史料2より、二月二九日に再び三輪屋八十八が村内七町へ廻状を廻し、七町惣代連印の願書作りを働きかけたことが判明する。史料3の傍線d、fからは、七町から世話人を選び願書を出させる動きがあり、庄屋七太夫が自ら頼んだとしている。各町の惣代を集めた点、出訴者の差戻しという内容は同一であるため、同一日の寄合・談合について述べている可能性がある。この成り行きを源助親族は心配し、十蔵が代官所へ出掛け状況を伺った。そこで庄屋七太夫ほか二名が「出立難洪」を願ひ出たこと、しかし手附元メが路銀の物乞いをしてでも江戸へ向かうよう叱り付けたこと（カッコg）、代官も直接論じたこと（カッコh）を聞かされている。

史料4（西）三月二日付十蔵書状（16—14—35—8）

（前略）九日夜、庄七其外年寄とも高持百姓相詔候処、漸六人計り集り、是にて八人氣も不寄と存候ニ付、無高百姓七町より三、四十人計り呼寄、庄七申出候ハ、「おまへ様方御苦勞申候ハ別義ニ而も無之候得共、六人廿五人関東へ罷出御願申ニ付、曾我豊後守様令御召出、御代官様へ被仰越候ニ付、銘々共罷出可申候旨嚴敷被仰渡、段々御断申上候得共一向

御聞入無之、此上精々可申上積ニ御座候、仮令罷出候処、拙子忤兼て困窮難洪之場所候得共、役料を以テ露命をつなきいたし、外年寄共ハ無給、仮令三十屯人分不申出とも追々役御免ヲ願候積リノ処右之仕合、殊ニ式百年來無難ニ相勤候役分事ゆへ、貴公方ニも昨年已前之村役人ニ取障も無之旨被仰上候事ニ候処、右体願出候者察候処けんしき事と被存候、素分筋違取込等も無御座候様存候得共、是以相手方ニハいか、申出候哉難計、當時之難洪何れ江相談も難致、宜敷分別ハ無之哉相談致申候、尤も弥出立も致候ハ、跡役の事も取極申度、又候公事ニまけ候位ニ而、か程之事銘々へ無沙汰ニ致候忤と察當も難計、一応噂ニ及候事」と申聞候、右聞手之内之頭は米藏・魚宗・山後彦五郎、三関、其外目論見之もの居候趣、其後企も内々仕組候得共一向二人気茂立不申姿ニ御座候、此趣伝声致ニ付、坂本・浜田分も相談有之ニ付、本家へ申談候得共、私引受置其翌日役所へ関東出立日限承り度段御伺いたし、役所ニも日々村役人催促等御座候趣、内々承り申候、村役人も心配の姿ニ相見得申候（後略）

次いで九日にも庄屋や年寄が高持百姓を集めたが、少人数に留まったため無高百姓四〇人ばかりも呼び寄せた（傍線ⁱ）。カッコーは「おまへ様方御苦勞申候ハ・宜敷分別ハ無之哉相談致申候」と、目前で聞いたような書き振りが、参加した者からの聞き書きなのか、正確性にかかわる問題だが不明である。庄屋らは参加者に対して、村民が代官所へ村役人擁護を「仰せ上げられ候事」は「けんしき」（見識か）で筋違いなどではなかったと述べた上で、現在の難洪について「何か良い分別はないだろうか」と相談を持ちかけたとあり、事実であると考えれば、直接的ではないが村役人のため行動を起こすよう依頼している。源助親族、浜田屋、坂本屋はこの動きを心配し、出立の月日の決定を代官所へ催促した（傍線^k）。

次の史料5は三月一六日付の文助の書状である。引用箇所の前に、文助が同月六日に代官所へ出向き知り得た情報、つまり庄屋七太夫・年寄・百姓惣代が代官所へ江戸発足を勘弁してほしい旨と願ひ出たが、「甚心得違ひ」、「近日発足」と仰せ渡された顛末が書かれてある。

史料5 西三月一六日付大黒屋文助書状（16―13―3）

（前略）其後七町不残屯町分高持屯両三人程充、会所

へ呼寄、庄屋年寄相談仕候ハ、「此度一件ニ付我等共官府江御呼下しニ被仰付候段、御役所分被仰渡有之、然ル処貧窮之我等事、出府仕込も第一路用等ニ差支迷惑之趣を以、今壹応訴訟方御呼返し被下度御歎申上候得共、御聞濟無御座、然ル上ハ近々発足不仕ては相濟不申候、愚案へ差当り如何致し置哉、各々方御賢慮も可有之と奉存、及御相談候」とやら正面にてハ相頼、又内分ⁿにてハ此節騒敷書付等申事も相頼候由ニ而、七町之者高持・水吞ニ至迄不殘連印願上書耆町充ニ而相認、御歎申上候者、(願書、中略)。^o一同連印一町内一紙ニ相認メ、一町十四日晚本町とやら東町とやら分差出候由の処、早速御聞濟ニ而、今一通無印形にて差出候趣被仰渡有之よし、其後外町内不殘相認メ昨今差出候様子ニ御座候、尤右願書御聞濟にて御取上ケ之儀哉、又一先御取上ケ無くてハ大勢之百姓之事、騒動も難計哉にて取上之事、しかと相分りかたく御座候得共、何分ニも元メ村役人江荷担之事ニ候ハ、如何可有御座といろいろ心配仕候(後略)

この書状より、代官所へ願ひ出たが断られた庄屋らは、

再び各町の高持百姓を一三人ずつ集め(傍線¹)、「差当り如何致し置哉、各々方御賢慮も可有之」くと相談を持ちかけ(カッコm)、三月一四日には七町の百姓が残らず連印した願書が提出された(傍線ⁿ、^o)。以下、願書が引用されており、訴訟方の呼び戻しと村役人に対して不満がないことが述べられていた。

このように庄屋七太夫らは町惣代らへ粘り強く働きかけ、村役人擁護の願書を提出させた。彼らは、村民大多数の支持を示す事が代官所への訴えの有効な手段と判断している。文助らも、代官所の判断に何らかの影響を与えるのではないかと心配している。その結果、次にあげる書状にあるように、代官所から、願書は預り置くと仰せ渡されたのみであった(傍線^p)。しかし、この願書提出が次の事態を生み出していく。

史料6 西三月三日付喜久太・大助書状(16—13—27)

(前半)

(前略) 先日中惣て町内百姓ハ素り水吞等ニ至迄一同歎書差出御歎申上候処、何分承届願書預置候□や^pら被仰渡有之、去ル十八日惣て耆町より惣代両三人

程充、御屋敷江参伺上候ハ、此間申書付を以御歎申上候儀、如何可被仰付哉、奉承知度御下知被仰付度、右惣代之者今申出候由、御元メ答、何分其方共申出尤至極之事、併訴訟方江戸表へ参、如斯御訴訟申候御呼下しニ相成候上ハ、今更右様申出候ても、於御代官甚御心配、何分今少シ引取居申、其内不惡様取向可申との御答ニて、其儘引取申候、都て町内風説、役所今、弥庄屋年寄出府不致候てハ不相成、其方共歎書之趣決て難取上、と有之候へハ、其帰り直ニ訴訟方三拾壱人とやら、不殘打めぎ可申由ニ相談致迄仕居候之由、然ル所、役所よりも手続被仰渡無御座候故か、左様之儀者無御座、尤催候義ハ実意之事ニて有御座哉、戸田屋の前迄とやらへハ式三百人も参居之由、其後おひくニ落付、又役所今之返答相談居申趣ニ御座候へ共、昨晚迄何之御下知も無御座事まず書状の前半部をあげたが、願書提出から四日後の一八日に各町惣代が代官屋敷を訪れ、願書に対する返答を強く求めた（傍線^q）。村民の捺印を揃えた願書を軽んじず返答するよう求めたのである。対して手附元メ田川はそのうち悪しからず取り成すと返答をしたと「町内風

説」で伝わる。また庄屋・年寄の出府は避けられずと返答したともある。その帰りに「訴訟方三拾壱人」の家を残らず打ち壊そうとの相談が出たが、代官所の返答がなかったかそのようなことはなかったと喜久太は述べている（傍線^r）。実際に戸田屋の前に二、三百人が集まる事態となり、いったん落ち着いたが「昨晚」、つまり二二日にも返答はなかった。

以上、惣代らは提出願書に対する代官所の返答を求めており、これに賛同する村民が参集した。一日の出来事が落ち着いた後も引き続き返答は待たれており、これがなかったため書状の日付である二三日に次にあげるような騒動となったのである。次いで続きの文を史料7としてあげる。二三日に集まった人々と代官所側の会話が書かれているが、衆徒中に潜入した文助が実際に耳にして、喜久太が書きとめたものである。

史料7 西三月三日付喜久太・大助書状（16—13—27）

（後半）

右ニ付猶又、町内式三百人も御役所今参、右御下知如何可有御座哉と伺候由、式三百人も御屋敷江参込候故、御元メよりも厳敷御叱、^t「壱町より一兩人之

儀ハ格別、大勢相催、右体屋敷内ニ罷越、全徒党と相見甚不埒、其儘難差置首打取可申候、第一村役人行届不申」とやら、於役場被仰聞候由、中二十右衛門と申者今申候ハ「首御取被成候ハ、私首より御取被下候」様奉願上候とやら申候処、元^vより答、「其方共首ハ入用無之、村役人首入用ニ候」と被仰候も、早速妹尾屋彦七郎罷出、「御打取被下候」趣奉願度とやら申候由、只今文助より承、今夕もしや四ツ頃ニも相成候得ハ、町内之者未御屋敷より引取不申よし、何分一町内一兩人充定引請、右体相企候者も有之由、此等急度承糺度、厳敷又被仰聞有之由（後略）

二月二三日、二、三百人が再び代官所へ歎願書に対する下知を求めた（傍線s）。手附元^vも興奮したのか首を打ち取ると発言したところ、まず衆徒中一名が私の首を取れと言ひ、年寄・彦七郎も（私の首を）打ち取って下さいと発言した（カッコトww）。代官所役人に対して日常的には考えられない言動で、血気立った多人数の衆徒の存在が、彦七郎の言動を後押ししている。衆徒の後楯を得て村役人側が代官所へ圧力をかける構図が見てとれ

る。また門訴一件については、「庄屋らは百姓に慕われている」として村役人らが百姓を動員して「出発を中止するよう要請する行動を取った」「一芝居」、或いは村民が村役人の出府を阻もうとして「各町世話人、歎願書の連印を取」つたと指摘されてきた。^(u)これについて今回の書状の分析より、二月末から三月にかけて村役人が各町の惣代らへ幾度も働きかけていたこと、代官所提出の願書に対する返答要求が騒擾の発端となっていたことが確認できた。衆徒にも、提出願書に対して代官所側は返答の義務があるという認識が持たれていたと考える。

おわりに

庄屋らが各町惣代らを呼び集めた密かな談合での会話、代官や手附が申し渡した文言、対峙する代官所役人と衆徒・年寄の啖呵、いずれも見えていたかのような口語体交りの文を源助の親族は書き留めた。間接的であれ会話の一部や雰囲気は伝達されたと筆者は考える。少なくとも、庄屋らが町惣代や頭取へ幾度も親密に相談を持ちかけたゆえに村民の同調を得たと考える。

村役人側は、倉敷代官所の管轄を越えた江戸で裁判を

受け、証拠を提出して正当性を主張する行動は選択しておらず、代官所の指図のもとに内済として収めようとする、寛政期以来の行動を取ろうとしていた。領主権力と村の中間に位置する村役人の立場から、代官所との結びつきに依拠して事態を動かそうとしていた。次に願書や門訴一件にみられるように村民が自分たちの考え・行動に賛同・参加することが、彼らの行動に正当性を与え代官所に対する強力な圧力になると理解していた。これも長く村政を独占していた家柄ゆえに、村民の支持の重要性を熟知していたと判断できる。庄屋らは代官所―村の支配の仕組みの範囲で取り得る行動の一つとして、代官所への村民連印の願書提出を繰り返し試み、その中で代官所へ最大限の圧力をかけた事件が門訴一件であったと位置付けられる。

本稿は史料紹介が中心となり、ふみ込んだ分析ができなかった。しかし前提内池論文が指摘したように、新緑古祿騒動は新緑と古祿のみの争いではなく、倉敷村内の諸階層が多様な形でかわる村方騒動であった⁽¹²⁾。このような視点からの詳細な分析が今後必要であろう。

註

- (1) 首藤ゆきえ「新緑側の江戸出訴と中島屋本分家の動向―江戸出訴人源助あて本家平蔵の書状などを手がかりに―」『倉敷の歴史』第二号、倉敷市、二〇一二年。
- (2) 詳細は『倉敷市史(第四冊)』名著出版、一九七三年、『新修倉敷市史 4』倉敷市、二〇〇三年、山本太郎『近世幕府領支配と地域社会構造』清文堂出版、二〇一〇年、註(1) 首藤論文を参照。
- (3) 「備中倉敷大橋氏諸家譜」。
- (4) 注(2) の『新修倉敷市史 4』。
- (5) 内池英樹「藤吉と桂介―天保の新緑古祿騒動―」『倉敷の歴史』八号、一九九八年。
- (6) 注(2) の『倉敷市史(第四冊)』。
- (7) 隠居書状、東大橋家文書 16―14―10―1、以下引用は全て東大橋家文書。
- (8) 西三月八日付十蔵書状、16―14―35―9、「八九月中三和屋書付をいたし呼返し事柄二連印を取り候処、甚左衛門差押其儘相成御座候」とある。
- (9) 申10月15日付平蔵書状、16―14―16。
- (10) 申11月晦日付隠居書状、16―14―27ほか。
- (11) 注(2) の『新修倉敷市史 4』と『倉敷市史(第四冊)』。
- (12) 注(5) の内池論文。氏は「新田百姓」が騒動に主体的に参加した事例を紹介し、新緑と新田百姓との複雑な関係性を指摘している。

(すとう ゆきえ 井原市教育委員会)

表1 新禄惣代の江戸出訴中の経過（文政7年8月～同9年8月）

年月日	出来ごと
文政7年	
8月	6家の惣代である中島屋源助、広田屋（利右衛門）、内田屋（五郎右衛門）、茜屋（惣平）、（坂本屋）八郎右衛門が倉敷村を出奔 次いで25人衆の惣代（下津井屋源之介・桜屋豊助）も出奔
閏8月9日	江戸へ到着
閏8月18日	老中青山下野守へ駕籠訴。後に取り下げを言い渡される
閏8月	倉敷町民に、村役人側の投げ文願書が回され連署が求められる（受取人は三輪屋八十八など）
9月15日	「奉行所」へ駈込訴を行う
10月5日	6家の惣代5人が大目付伊勢守へ駈込訴
10月6日	新禄惣代と別に出席した浅原屋弥十・京屋元吉が水野家へ駕籠訴
10月中	桜屋・下津井屋が大久保へ駕籠訴
12月	6家の惣代の八郎右衛門が帰村、浅原屋・京屋も帰村
文政8年	
2月	勘定奉行が、倉敷村役人（古禄側）に江戸出府を命じる
3月14日	倉敷村7町の百姓が村役人擁護の願書を代官所へ提出
3月18日・23日	百姓2～300人が倉敷代官所前で、庄屋らの出発中止を訴える（門訴一件）
4月上旬	中島屋源助らが、勘定奉行曾我豊後守へ駕籠訴
5月8日	庄屋・孫太夫と年寄・義右衛門が江戸へ向けて出立
5月末	門訴一件について吟味が始まり、小前より郷宿預け・入牢の者が出る
7月8日	江戸の出訴人へ奉行所より呼び出しがある
8月	庄屋と年寄が勘定奉行へ10年間の郡中割入用の帳面などを提出
9月2日	訴訟のため呼び出しを受けていた郡中惣代が江戸へ向け出立
12月	中島屋源助が江戸から帰村
文政9年	
4月	源助親類の中島屋貞蔵代十蔵が、江戸へ出立
4月上旬	庄屋・孫太夫が江戸へ呼び出される
5月10日	倉敷代官所の大草代官が死去
5月末	勘定奉行所が年寄彦七郎を免職。門訴一件にかかわった村民へ過料を課す
8月	勘定奉行所の扱いで、この一件が内済になる

注：東大橋家文書の書状、『新修倉敷市史4』、山本太郎著『近世幕府領支配と地域社会構造』より作成。

大橋徳蔵の遊学

倉 地 克 直

はじめに

江戸時代も中後期になると、倉敷の町人のあいだにも儒学の学習が広がった。豪商の子弟のなかには、京都や大坂に遊学するものも現れるようになる。ただし、遊学の実態について語る資料は、多くない。

倉敷市歴史資料整備室所蔵の東大橋家文書⁽¹⁾に、同家の大橋徳蔵が遊学中に実家へ送った手紙がまとまって残されている。それから、彼の遊学の様子がある程度明らかにできるので、それを紹介してみようと思う。それによって、倉敷における学問状況の一端もうかがえるだろう。

墓誌⁽²⁾によれば、大橋徳蔵は明治一九年（一八八六）に六九歳で亡くなっているから、生まれは文政元年

（二八一八）である。父は東大橋家三代目の大橋源助（叔遜）。徳蔵は次男で、九歳年上の兄金平（重尚）が家を継いだ。東大橋家は、倉敷の豪商として知られる大橋家の分家で、東大橋家も金融業などで財をなした。源助（叔遜）は倉敷村の年寄役を務めている。次頁の東大橋家略系図を参照していただきたい。

徳蔵は幼いころから学問を好み、亀山九淵・鶴鶴春斎に学んだ⁽³⁾。亀山九淵は倉敷村の儒医で、文化・文政期（一八〇四―三〇）ころに私塾を開いている⁽⁴⁾。鶴鶴春斎は西阿知村の出身で、備後神辺の菅茶山に学んだのち京都・大坂に遊学した。帰郷して私塾を開いていたが、天保五年（一八三四）倉敷教諭所明倫館が開かれると、その教授役に招かれた⁽⁵⁾。大橋本家の平右衛門（正直）も徳蔵の父源助も春斎に学んでいる⁽⁶⁾。

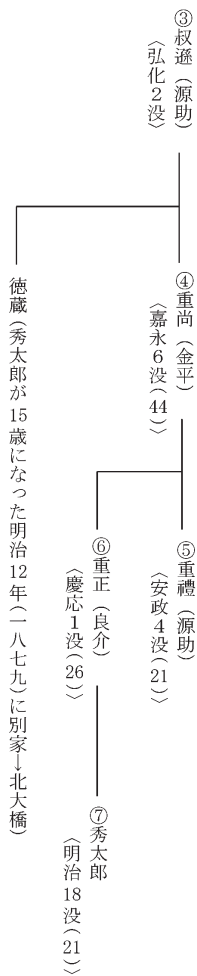
徳蔵が遊学したのは、京都の儒者摩島松南のもとである。松南は東洞院四条上ルに私塾を開いていた。⁽⁷⁾ 鷗鶴春斎の紹介によるのだらう。のちに紹介する手紙から、徳蔵が京都に赴くのは天保六年（一八三五）の秋ころと思われる。徳蔵は一八歳である。

本家の大橋平蔵（紀、平右衛門正直の父）は天保四年（一八三三）四月一二日に亡くなったが、その墓碑銘を摩島松南が天保六年一〇月に撰している。⁽⁸⁾ 徳蔵の遊学と関わりがあるに違いない。

松南は天保一〇年（一八三九）五月に亡くなっている。⁽⁹⁾ 徳蔵はそれまで摩島塾で勉学に励んだ。

徳蔵が京都遊学中になにかと世話になり、彼の後見役のような位置にあったのが、仁科白谷である。白谷は漢

東大橋家略系図



学者仁科琴浦の次男として寛政三年（一七九二）に備前国邑久郡虫明に生まれた。父のもとで修学したのち、諸国を遊歴し、倉敷明倫館でも講義をした。⁽¹⁰⁾ 大橋平右衛門（正直）や大橋源助（叔遜）も白谷に教えをうけたという。⁽¹¹⁾

松南没後、徳蔵は伊勢国津に赴き猪飼敬所に師事する。猪飼敬所は京都の人。諸国で講説したのち、津藩藤堂家に招かれ、津城下東町に塾を営んだ。⁽¹²⁾ 京都時代に仁科白谷と親交があり、その縁で徳蔵は敬所に師事することになった。

一 京都遊学時代

東大橋家文書25・1「大橋源助宛大橋徳蔵書状類」は四二点の資料からなり、そのうちに三六点の徳蔵書状が含まれる。⁽¹³⁾ 資料をまとめた

紙綴の書付に「未十月分申十二月迄徳蔵書状入」と書かれている。書状に年が書かれることはまれだが、この紙綴でまとめられていることから、これら書状類は

天保六年（一八三五）一〇月から天保七年（一八三六）一二
月までのものと考えられる。それらを中心に、徳蔵の京
都遊学時代を紹介してみよう。

そのうち、日付や内容から最も古いと思われるものは
一〇月九日付の書状（25・1・22）である。年号は記され
ていないが、天保六年と推定される。徳蔵書状の雰囲気
を感じてもらうために、これだけは全体を掲げてみよう。

〔包紙上書〕

〔備中倉敷井上町 大橋源助様 尊下 摩島内ニ而 同
徳蔵 拝〕

〔包紙裏書〕

〔自京都四条通東洞院〕「十月廿八日大黒屋文助今来ル」
一書奉啓上候、寒冷相催候処、御揃愈御安泰奉敬賀
候、随而私義無異勤学罷在候間、乍憚此段御安意可
被下候、最一両日以前者流行之風邪ニ取拉、困入候
処、早速平癒仕候而、大安堵仕候、扱又塾中之人何
も好人物御坐候間、是又御安意可被下候、岡山ヨリ
足立敬治申人参居申候、三十一、二とも見候か、能
読人御坐候、預親切候、此書者何卒早々岡山江御届

可被下候、詩経集註并玉篇御越可被下候、綱島ニも
荷物見送候由、其節御越可被下候、委細者平吉子御
尋可被遊候、私も此節史記読書仕居申候間、此段御
承知可被下候、綱島ニ而段々預親切候御段、御含置
可被下候、乍憚皆々様宜御伝上奉希上候、本家其外
一同宜敷御伝声可被下候、尔誠先達而守安能一在国
中ニ書状見、将又涼台君赤石入門之義先生江申居候
間、早々涼台君ニ入塾被成候様申越候か、失念仕候
て答不申間、是江も一通御指遣可被下候、摩島先生
手跡見事故、私も手本受候て習字仕居申候、御安意
可被下候

十月九日認

同 徳蔵 拝

大橋尊大人様 尊下

初冬夜坐

霜風蕭瑟可詩情
枳杖挑燈全放明
門巷寥々人已定
猶聞梧葉落地声
尚々良太郎様宜敷御伝声、角江も宜御伝声可被下候

「塾中之人何も好人物」と摩島塾の様子を伝えており、京都からの最初の報告と思われる。徳蔵はこの年の九月末には京都に着いていただろう。早速「流行之風邪」(流感)に罹^⑭って苦勞している。倉敷と比べて京都は寒いのだ。足立敬治^⑮という岡山からの遊学者が居て、徳蔵より一〇歳以上年上だが、すぐに親しくなつて、書状の仲介をしている。

「涼台君」の「赤石入門」の仲介もしている。「涼台君」は兄金平の妻登和の実家である小田郡東三成村片山家の関係者と思われる片山涼台、「赤石」は岡山の医師赤石退蔵のことと思われる^⑯。

入塾当初の徳蔵は「史記」に取り組んでいた。司馬遷の著した有名な歴史書だ。「詩経集註」と「玉篇」を送ってくれるよう実家に頼んでもいる。「詩経集註」は朱子による詩経の注釈書、「玉篇」は梁の顧野王が著した最古の字書。こうした儒学の基礎的な書物は東大橋家には既に完備していた。また、松南先生に手本を書いてもらい、習字にも励んでいた。追伸に「初冬夜坐」という七言絶句を書き添えているのは、勉学の成果を示すためだろう。最初の書状一通からでも、遊学中の様子について

かなりの情報を得ることができる。

次の一月朔日付書状(25・1・15)には、「書物之義貸本者一向無御座候由困入候」とある。貸本が江戸時代の読書文化に重要な役割を果たしていたことはよく知られるようになっていくが、儒学の専門書などは貸本に頼れなかったようだ。一月四日の書状(25・1・38)になると、「史記」はまだ少し読み残しがあるという。仁科白谷の仲介で「前漢書」を購入した。代金二両と述べている。「史記」に続けて読むつもりようだ。

この手紙では、一二月の飯料が足りなくなりそうなので、至急送金してくれるよう依頼している。徳蔵は摩島塾に住み込みなので、月々に「飯料」および諸雑費がかなり掛かる。

一月二〇日付の書状(25・1・37)では「詩経」と「字書」を送ってくれたことの礼とともに、暮れの飯料不足のため、至急送金してくれるよう、改めて依頼している。飯料は三步とある。あわせて冬用の袴・羽織を送るようにも頼んでいる。

二月一三日付の書状は兄金平宛だ(25・1・10)。二人の関係がうかがえるので、一部を引用してみよう。

書之暇ニ者稽古仕居申候（後略）

（前略）然者松南先生御手跡之義被仰聞、委細承知仕候、今朝先生へ御窺申候処、早速御承知被下候付、昼後唐紙相求、直ニ表具屋ニ罷出、相詠候、右唐紙十枚相認候所五匁、表具料十匁ニ程相懸候由申候、尤其内私へ之分も一卷相詠申候、三拾折二卷ニ仕候て真草両方供之積ニ御坐候、メて私分供々三冊拾五匁程ニ相成候、右御承知可被下候、乍併先生も御繁多故、何レ年内ノ事相成間敷と察居申候、右ニ付私習候余の分少々御坐候得共、此分指上候間、其間御習可被遊候、且又小文章式本指上候間、御落手可被下候、此小文章者先生も平常相用被成候由御坐候、忝本者用サシニ御坐候得共、私も両三本ニて余り無御坐候故、乍不足式本指上申候、新キ方も御用之節者用カケノ様御コナシ御用可被遊候（中略）私も當時先生御手跡相学居申候、先生御手跡者京師ニても御高名之事ニ御坐候、トクと御学可被遊候二白（中略）且又拾四、五字位ニて先繰ニ御学可被遊候、塾中ナトニ学人も、皆々右用仕候て手習小兒輩の習候様致居申候、何卒専一御習可被遊候、私も講

兄の金平から松南先生の手跡が欲しいという依頼があった。徳藏は早速唐紙一〇枚を表具して、先生に三〇折三巻を頼んだ。うち、真書（稽書）と草書の二つは金平用、一卷は自分用である。ただし先生は多忙なので、年内には難しいだろう。そこで、自分が使っている手本のうち二本を送ることにする。新しい本が着くまで、これで習っていてほしい。自分も先生の手本で学んでいるが、先生の手跡は京都でも高名なものだから、じっくりと学んでください。一四、五字づつ順繰りに学んでください。塾ではみな子どもが手習いをするようにしています。どうぞ専一にお習いのこと。自分も講書の合間に稽古しています。

徳藏の兄への思いがよくうかがえる書状だ。

一二月一五日付書状は再び父源助宛（25・1・16）。袴・羽織を拝受した礼を述べたのちに、「史記畢竟抜粹百六、七十枚仕候」とある。講説は、このように抜粹を作ったり、注記を本に書入したりしながら進められた。

翌天保七年（一八三六）と思われる正月五日付の書状

(25・1・32)には、前年の支出の書上が別紙として添えられている。それによれば、紙・筆・油・煙草代、風呂・髪結代、そのほか諸人用など生活費があわせて一五貫五二三文、摩島塾への詠義・飯料・下女学僕祝儀、書物代など教育費が四両一步ほど。錢一貫を金一步として換算すると生活費は三両三步二朱ほどになる。支出はあわせて八両二朱ほど、生活費と教育費がほぼ半々であった。受け取っていた送金は五両三步。だから徳蔵は、手持ちの資金が不足がちなので送金してくれるようたびたび国許に頼んでいたのだ。二月一七日付の書状(25・1・5)によれば、その後三両を受け取っているから、なんとか当座の支払いはできたのだろう。

同じ二月一七日付の書状では、「前漢書」は三三巻を讀了し、あと一五、六巻残っていると報告している。書物は借用できないので、次は「三国志」を買う予定だから承知しておいてくれと述べている。なお、この書状では夏物衣類の送付を依頼した。

次いで四月一〇日付の書状(25・1・9・1)では、仁科先生の世話で「三国志」を一両三步二朱で、また「東坡法帖」を二歩二朱で購入したことを知らせている。「右

二用共御承知置可被下候」という言い方は、暗に送金を催促しているように読める。

六月三日の書状(25・1・11)になると、「前漢書」を讀了したことが知られる。書物を購入する資金が足りないので、「前漢書」を売り払うことも考えたが、いずれ再読しなければならぬものだから、実家に送るので大切に蓄え置くように頼んでいる。先生からは、自分の書入を写し取るようにと、本を貸し与えられている。現在は「三国志」を読んでいるが、七月上旬ころまでには卒業する予定。その後は「世説新語」を購入しようと考えており、「世説」についても先生の本を借りて書入をするつもりだと述べている。「世説新語」は、南宋の劉義慶が撰した後漢から東晋までの名士の言行録。時代順に中国の歴史書を読み進める計画のようだ。

九月二九日付の書状(25・1・27)になると、「三国志」と「世説新語」は卒業し、現在は「詩経」と「南北史纂」を讀んでいる。このうち「南北史」は書林に品切れのため、松南先生家蔵の本を拝借している。また、仁科白谷から金の詩人元遺山の詩鈔一部二冊を二朱で購入した⁽¹⁷⁾。

この書状には、当時の京都の様子が報じられているの

で、少し紹介しておこう。

一 京師此節者米穀高直ニ付、先生家飯料一月ニ付壹朱、高直中雜費相升候、間ニ漸白米五合程之外何も買不申候由、右ニ付役場下辞御坐候て、其他野菜物雜飯致候由と之事、其故此節者昼飯小豆相駁、朝暮者薩摩芋相駁ニ御坐候、乍併随分於味者事替反腹あんはい能御坐候位之事ニ御坐、世間ニて或者大根野菜相駁処、間々御坐候由ニ候

天保七年といえは、「江戸の三大飢饉」の一つである天保の飢饉がもつとも激しかった年だ。京都でも諸物価が高騰して、米が手に入らない。天保八年（一八三七）正月九日付と思われる支出書付（25・28・21）でも、八月まで二歩であった塾の飯料が九・一〇・一一月は二歩一朱になつてゐる。米不足のため、小豆・薩摩芋・大根や野菜を混ぜた雑飯で腹の足しにしているという。

勉強どころではなかったかもしれないが、それでも徳藏はこの書状に「文章一首詩二、三首」を添えている。これらについては白谷も褒めてくれたようで、ちよつと

自信もあつたようだ。勉学の成果を知らせるために送つたのだろうが、まだ推敲するので春齋先生には見せないようにと念を押している。

一〇月二二日付の書状（25・1・4）では、「前漢書」五〇巻を送つたとある。「三国志」も送るつもりだったが、明春朋友に周旋するかもしれないので、今回は送らずにおいた。いまは「唐書」を買うつもりでいるが、大部なもので四両くらいもする。いづれ必要なものだろうが、いまは考えあぐねているという。

別に「諸先生合作三枚」を送るとある。先便で松南の書を送るつもりだったが、失念したので、かわりにこれを送ることにした。金二歩二朱と少し高値だが、容易に手に入らないものなので、三枚買った。手本として留め置くようにと述べている。

一二月二七日付の書状（25・28・9）では、「南北史」は読了したとある。「唐書」は三兩二歩で好本があるが、なにしろ高価な物なので、一応父に許可を求めている。その間は朋友から「五代史」を借り、次には「晋書」も借りられる。ただ「唐書」は是非とも欲しいので、返事をくれるよう頼んでいる。中国の史書を順々に読む計画

を着々と進めている様子がかがえる。これからは詩作に力を入れるとも述べている。引き続き意気軒昂だ。

なお、この手紙ではその後の飢饉の様子も伝えている。京都では乞食人などが五〇〇人も亡くなった。米価は引き続き高値で、塾の飯料も三步二朱になった。仁科先生の話では、江戸では毎日四〇〇人も餓死者が出ているという。

年月日未詳だが、天保六年から七年にかけての支出を書き上げた書付（25・1・6）がある。そのうち書籍購入費は次のように書かれている。

一式両	漢書
一壺両三步式朱	三国志
一式歩式朱式百文	東坡帖
一壺歩	書纂言
一式朱	子史輯要
一式朱	高太史詩二冊後篇
メ五両也	

「漢書」「三国志」「東坡帖」についてはすでに触れた

とおり。「高太史詩」は仁科白谷の編で天保六年に刊行された「高太史詩鈔」のことか。「書纂言」「子史輯要」はよく分らない。⁽¹⁸⁾歴史と詩が中心であることに変わりはない。支出全体の合計は一八両二歩二朱だから、書籍購入費はその二六・八%ということになる。

ちなみに摩島塾への支払い、飯料・四両三步、二季詠義・二歩、暮詠義・二朱で、計五両一歩二朱、支出に占める割合は二八・九%であった。

書状からうかがえる一年あまりの徳蔵の遊学の様子は、大略以上のようなものであった。その内容を少し整理しておきたい。

①徳蔵の遊学を支えたのは、鶴鶴春斎・仁科白谷・摩島松南らの学者のネットワークだ。そこにのちに猪飼敬所も加わるし、赤石退蔵という医師も関わっていた。

②徳蔵は倉敷で儒学の基礎学習を終了しており、京都遊学はそれなりに目的を絞った勉学を目的としたものであったこと。漫然としたものではない。

③徳蔵は史学・史書を中心に学習しており、個人的な道徳修養や人間形成にとどまらない、学問そのものへの関心が遊学の動機として強くあった。

④並行して書・詩・文の修養にも努めている。その点で松南は最適の教師であったが、白谷が側にいた意味も大きいだろう。とくに詩の学習において。

⑤学習には書物の購入は欠かせない。書入や復習のために自分の本を持つ必要がある。専門書は貸本には少ないし本屋に品切れのこともある。加えて高価だ。入手は困難だが、この点でも白谷をはじめとした学者のネットワークが役に立っている。塾の朋友も頼りになる。

⑥遊学は教師宅への住み込みであった。塾へは誂義と飯料、および下女学僕への祝儀を支払っている。そのほか実家から先生への贈答があり（別1・17・10）、同僚の塾生に配る土産物も実家から送られている（25・1・27）。⑦書籍費と塾への支払いはほぼ同額で、それぞれ支出の三〇％近くを占める。支出はすべて実家からの送金によるもので、衣類も実家から送ってもらっている。遊学は実家丸抱えであった。

⑧兄金平のために手習本の手配をしたり、購入した書物を家の蔵書として送り返すなど、実家への教育情報の提供や教育環境の整備に役立つこともあった。その意味では、「家」を代表しての遊学という性格もなくなかった。

た。

⑨京都のさまざまな情報を実家に伝える役割も果たしている。

二 伊勢国津遊学時代

天保九年（一八三八）冬、徳蔵は「多分之散財」のために生活に行き詰まってしまう。事情はよく分からないが、遊興が過ぎたようだ。遊学も四年になり、気が緩んだのだろうか。実家に詫びを入れて、「手当金」五両を送ってもらい、急場を凌いだ。

父源助としては自分の体調がすぐれないこともあって、一旦徳蔵に帰郷するよう促した。立場のない徳蔵もこれを受け入れることにして、松南先生に相談した。これに対して松南は、一旦帰郷すれば次に再遊するのに半年以上も掛かって、これまでの勉強が無駄になってしまう。ここは自分が実家に手紙を書くから、留まって修行に励むよう説得した（25・49）。師の言葉を受けて源助も遊学の継続を認めざるを得なかったようだ。徳蔵も来春からは心を入れ替えて勉強に励む決意であることを繰り返し伝えた（20・101）。

翌天保一〇年（一八三九）は春から勤学のところ、五月に松南が亡くなってしまふ。突然のことであつたようだ。塾生は次々に退塾していったが、徳蔵は先生の「御母堂」「奥様」に請われて五〇日ほど留まつた（20・87・1）。

遊学を続けたい徳蔵であつたが、なかなか適当な先生が見付からない。衣棚二条の鈴木恕平という「朱子学家」は「経学」が専門で「篤実」な人、入塾者も多いということなので、ここに入塾しようかと考えていたところ（20・59）、仁科白谷から詩類抜粹の仕事のため入塾するよう勧められる。白谷にはなにかと世話になつており、詩にはもともと興味があつたから、当面五、六〇日ほど白谷のもとに入塾することにした。

父の源助は徳蔵が江戸に遊学したがつていゝのではないかと心配しているが、徳蔵はそれは否定している（20・57・1）。源助は大坂の篠崎小竹への入門を勧めた。小竹は詩人として有名で、頼山陽とも交流があつた。その名は倉敷でもよく知られていたのだらう。しかし、京都では篠崎塾の風評はあまりかんばしくなかつた。「手習之子供」が大勢居て、喧嘩もたえないという。仁科に相談したところ、篠崎は「兎角輕薄之人物」で自分は「不

承知」という返事であつた（20・56・5）。替わりに仁科は、猪飼敬所を推薦した。敬所は「老人」ではあるが、なお「壮健」であり、「大家而好人物」であることは言うまでもないというのだ。徳蔵もそれを受け入れて敬所に師事することに決め、仁科が敬所への「添書」を書いてくれることになる。

ただし敬所は伊勢津藩の藤堂公に招かれて、一昨年（天保八年）から津に滞留している。しかし「三年之約束」だから「明春」には帰京される予定とのこと。だから津に赴いて修行するのは半年ほどのことから、安心してほしいと徳蔵は父を説得した。源助は「瘡」（熱病）に罹つて自らの「老衰」を実感する日々であり、たぶん不承不承であつただらうが、徳蔵の希望を了承する。喜んだ徳蔵は、「今一兩年修行之上者何分ニも帰国仕候而、独学仕候積ニ御座候間、決而心得違仕不申候間、此段御安心可被成下候」と決意を伝えた（20・111）。同じ八月朔日付の「口上」では次のようにも述べている（20・80）。

（前略）尊下様御不快ニ候得者、帰国者何時ニ而も仕候と申条、今一年乎二年乎修行致度心一ぱいニ御座

候間、不得已実ニ御不快ニ候得者、何時成共帰国仕候得共、無左候而御呼帰之段者、御無用可被下候、(中略)小生ニ而者何も帰りともなきニ而者決而無御座候、何卒猪飼へ參候而今一修行仕候而帰候得者、私勿論尊下ニも御出精之上少者人之目ニ立候様御坐候得者、御楽ニも可相成候や存、小生も此耳樂居申候間、此由御聞置可被下候(後略)

父が「不快」ならばすぐに帰郷するが、そうでないならば、猪飼敬所のもとで一、二年修行し、少しは「人之日ニ立」つようになって帰郷したいと、改めて修行を続ける決意を述べているのである。

この手紙で依頼した衣類と金子五両が八月一二日に届く。その札を述べた八月一三日付書状(20・132)では二〇日頃に津に向けて出発の予定だと伝えた。

津から源助にあてた最初の徳蔵書状(20・110)は八月二八日付だ。敬所は八月中旬に京都へ墓参に帰り、二四日津へ立った。徳蔵もその供をして京都を立ち、二六日に勢州に着いたと知らせている。初めは持つて行くつもりがなかった夜具も先生の命で持参することになり、夜

具・衣類・書物は馬を仕立てて運んだ。入門に際しては、飯料を月二歩、二季の謝儀を二歩、奥様へ二朱、ほかに二〇〇文宛二つを遣わした。敬所の帰京の時期は不明だが、来春か五月頃になるだろうと報じた。

次の手紙は少し間があいて十一月七日付(20・141・2)。「通鑑」を読んでいるという。『資治通鑑』は宋の司馬光が著した歴史書。史学への関心は継続している。

三通目は一二月朔日付(20・45)。津に着いてから二通の書状を出したが、倉敷からは全く音信がない。父に何か不測の事態が起きたのではないかと心配している。この手紙では、「老先生当年七十九歳之由ニ候得共、至而御壮健ニ而御講釈等も終始御座候、実ニ卓出之先生ト相見申候」と述べている。敬所を師に選んだのは間違いない。なかつた、父を安心させようとしているのだろう。

四通目は一二月二〇日付(25・14)。いまだに倉敷からは何の便りもない。京都の知り合いに問い合わせたが、そちらからの返事もないという。敬所の塾は尚志塾という。この手紙に「尚志塾之記」をしたためて添えている。

翌天保十一年(一八四〇)三月になって、倉敷からの手紙が届かなかったのは、取次にあたった大坂の飛脚問屋

の備前屋治兵衛が徳藏の住所を勘違いしていたためと分かる(25・10)。その事情は、四月五日付の倉敷からの書状が四月二七日に届いて徳藏も承知する(20・115)。備前屋は「不調法之段」を詫びるとともに、このことを他に話すのは「勘弁」してほしいと懇願しているが(25・16)、それにしても不細工な話した。これ以降倉敷との音信は回復する。五月朔日には金子六両入の正月二四日付書状も届いている。

五月一八日付書状(25・16)では、音信も回復して安心したのか、「御地も当年者参宮人多出候由被仰聞、勢州者近辺之事故、夥敷人ニ而近年稀なる事之由ニ御坐候、私義此度参詣仕候様被仰聞候得共、少々用事も有之候事、且秋者先生彼地御出も有之様子故、先此度者延引仕候」と近況を伝える余裕も生まれている。天保一一年は江戸時代最大のおかげ参りがあつた文政一三年(一八三〇)から一〇年目にあたっていて、伊勢参宮が増えていた。またこの手紙では、「都合も好候得者帰郷も可致候様被仰聞候得共、此渡者得帰不申候間、此段御承知可被下候、又々秋冬之間二者都合見合、御見舞ニ罷帰候様可仕哉ニ存候」と述べて、当面帰郷するつもりもないことも告げ

ている。なお源助から先生の敬所にも書状が送られたよう、徳藏は「先生御老体ニ而御眼筆悪敷、書物も細字者見へかね、此節論語孟子之御講釈も久来之事ニ而先御暗誦被成候故、出来仕候位之事ニ而、書状むつかしく候間、御答も不申上候故、可然御断可申上候様被申候間、是又御承知可被下候」と述べ、敬所の様子とその伝言を伝えている。

次の書状は八月二〇日付(25・38)。先生はこの秋にも津藩を辞して帰京する予定であつたが、藩公が強く慰留するため、来年の三月まで延期になった。そのため自分もそれまで津に留まるから、承知しておいてほしいと述べている。倉敷から衣類はどうしているかと尋ねてきたことに對しては、洗濯をしてもらっているし、ほかに必要な衣類はないと答えている。津滞在を延長するなかで、実家に心配を掛けまいとする配慮がうかがえる。「芸州辺大水」の風聞だが備中あたりはどうかと尋ねているのにも、実家に配慮する徳藏の態度がうかがえる。

九月二四日付の倉敷からの書状が一〇月六日徳藏のもとに届いた。当時東大橋家では直島の塩田開発に取り組んでおり、源助は倉敷村の年寄役も務めていて、病身の

うえ多忙な日々を送っていた。仁科白谷が倉敷の実家を訪たよう、白谷からも帰郷を促す書状が届いた。同日徳藏は返書をしたため、次のように平身低頭修行の継続を懇願した(20・113)。

(前略) 扱私事も遊学余程長事故、尊下様御待被遊候事トモ存候得共、不得已今般之処者御断申上候、又私ニ而も膝下へ罷帰候而、御孝養申上候義者常ニ相忘ル、者決而無御坐候得共、只今帰而者敬所先生御著述之書も拝見仕候事出来不申候間、何分ニも今般之処御延引奉願上候、右申上候通何卒早々罷帰候而、乍不行届モ兄上様方の御用も承、御孝養申上度存念ニ罷居候故、御命無御座候而も其節ニ相成候得者、私今罷帰候間、何卒此渡之^(度)者呉々も御延引之程偏奉願上候、背御命候段実以不住心底候得共、不得已御断申上候、且又御人被下候而も帰不申ト申者失礼無此上申方ニ御坐候得共、今般者御人被下候而も得罷帰不申候間、此段御承知可被下候(後略)

父への孝養や実家の御用を務めるべきことは重々承知

しているが、たとえ実家から連れ戻すための人を遣わされても決して帰らないと、かたくなな程の決意であった。一月五日付の兄金平からの書状が同月二五、六日頃に届いた。持病で困っているから正月には帰ってほしいという内容であった。これに対して徳藏は学習の様子を詳しく伝えている(25・14)。

(前略) 私ニも何卒一日も早々罷帰度心得ニ居申候得共、何分其節も申上候通、先生御書入等も沢山の事ニ而不能其義、困入申候、且経義之事候故、左様ニ急々も参不申、但写取申耳ニ而者無益之事候故、且読且写居申ノ事ニ御坐候、四書者如右一応写取申候、書経ヲハ読候得共、写事ヲ得不仕、此節詩経ヲ過半如右仕候、何分五経長者如右致候而罷帰度存候処、右詩経杯も其他五経共皆大全ニ候得者、平常之集注本トハ大概ノ三、四倍も御坐候故、読事も殊ニ手間取、困入申候、扱又尊下様方御待被下ノ義奉遠察候、且ソレノミナラツ私ニ而も前文申上候通、一日も早く帰度存事ニ御坐候、乍去如右仕置候得者、他日経義相調候ニも可有助哉ト存、是非共右五経長者写取度

存居候事ニ御坐候、然処正月早々可罷帰様被仰聞、御待之段奉察候得共、私ニ而も書入物者沢山有之、日限者相過候と存候得者、実ニ進退困入申候間、左様ニ正月杯と不仰聞、何卒明年中之処、御勘弁置被下度存居申候（後略）

徳藏は、敬所の書入のある四書五経の注釈本の筆写に取り組んでいた。そのうち四書については終わって、現在では書経と詩経に掛かっている。筆写は、読んで写し、写しては読むという作業であり、大変手間が掛かる。しかも敬所の注釈本は「大全」であるために「平常之集注本」の三倍から四倍も分量がある。しかし他日に「経義」を調べようと思ったときには必ず助けになるものだから、この「五経長」だけは絶対に筆写して帰りたい。だから正月に帰京することは無理であり、来年中は勘弁してほしいと願っている。

徳藏にも実家の状況はよく分かっていた。この手紙の追伸でも徳藏は、「少々詩文之事も仕度存居、且写本等も外ニも御坐候間、何分ニ明年之処御勘弁置被下候様奉願上候、兄上様ニも何か御多惱ニ而私ヲ御待被成候由、

不及候得共罷帰候而御用も承候積ニ御坐候共、何分右之次第二候間、今暫之処故、御勘弁被下候様御断之程、是又奉願上候」と述べて、勉学の継続を懇願した。

天保一二年（一八四二）正月も徳藏は津に居た。同月一五日に津から出した書状が同月二九日に倉敷の実家に届いている（25・12）。この書状で徳藏は、新年の祝詞を述べるとともに、「先生も御帰之節、御著述等勢州御残被成様子、写本等之世話敷候間、何レ京師へ罷帰候迄者度々書状指上候義難致哉ニ存候間、左様御承知置被下候而、御心配被下間敷候」と書き送っている。敬所は予定通り三月頃に京都に帰るようだが、その時も自分は同行せず津に留まって写本に励むつもりだ。だからこれからは書状を差し上げることも難しいというのだ。徳藏は心配しないように頼んでいるが、父や兄としては何とも勝手な言い分に思えたことだろう。

この時期の最後の音信は、八月一四日付で猪飼敬所が大橋源助に送った書状である（別1・17・22）。次に全文を掲げておこう。

（包紙上書）（猪飼敬所宛大橋源介書状の包紙を転用している）

「大橋源介様 回報 猪飼敬所」

(包紙裏書)

「八月十四日」

貴札忝拝見仕候、如貴翰秋冷之節愈御勇健ニ被成御座、珍重奉存候、老拙無異ニ消光致候間、乍憚御安意可被下候、然ハ御令息様一昨年冬已来拙家江御寄寓之處、衰老耳目悪ク御世話也不行届、氣之毒ニ存候、毎々御丁寧ニ御書状茂頂、御挨拶痛入候、此方御答不申入失礼御宥恕可被下候、此度御年忘ニ付、御令息一先帰国可被成、御迎之人被下候段致承知候、尚又御再遊も可被下候由、老拙猶保余年候ハ、御世話も可致申候、為御土産木綿壺反致贈下、御厚情之段不浅忝奉存候、此菓子壺箱乍鹿末為御礼給迄致進上候、御笑味可被下候、右御札申入度御代筆如斯御座候、恐惶謹言

八月十四日

猪飼敬所

大橋源助様

文中に「御令息様一昨年冬已来拙家江御寄寓」とあるから、天保一二年（一八四一）八月一四日付である。先の

徳藏書状に敬所は目が悪くて手紙に返事は書けないと伝えていたが、この書状も「代筆」であった。

徳藏から返事がないため、父も兄も困り果てたに違いない。「年忌」を行うから徳藏に帰郷するよう説得してほしいと直接敬所に頼んだのだろう。あわせて土産として木綿を贈った。この書状はそれへの敬所の礼状である。迎えの人を遣わすということだし、「再遊」は認めるというのでもあるから、敬所としては大橋家の申し出に従うことにしたのだろう。徳藏が再遊したら引き続き世話をする^⑨と述べている。先生の命ということでは、さすがの徳藏も従わざるをえなかったのではないだろうか。

おわりに

「備中倉敷大橋氏諸家譜」によれば、大橋徳藏の遊学は一〇年に及び、学成つて帰郷したと記されている^⑩。京都に出てから一〇年とすれば、弘化二年（一八四五）のことである。徳藏は二九歳になっていたはずだ。先の猪飼敬所の手紙通りとすれば、一旦帰郷した徳藏は再び敬所のもとに遊学したのだろう。ただし今のところ、その後の徳藏の行動を明らかにできる資料に出会えていない。

弘化二年（一八四五）二月二二日に父大橋源助が亡くなっている。これを機に徳蔵の遊学は終わったのだろう。なお、同年五月二十九日には仁科白谷が、一月一〇日には猪飼敬所がそれぞれ亡くなった。

大橋徳蔵の遊学が実現したのは、父や兄をはじめとした実家の理解と支援があったからだ。東大橋家にはそれだけの財力があつたし、徳蔵が次男だという気軽さもあっただろう。徳蔵はそのことを十分に自覚していたし、父や兄に対する感謝の気持ちを持ち続けたに違いない。

しかし遊学が長引くと、初期の「蜜月」のようにはいなくななる。家業が繁忙となり家人の健康が不安になるなかで、徳蔵の帰郷を願う気持ちが実家では強くなる。学業の成就を強く希望する徳蔵と実家の期待とが激しく衝突するようになる。

徳蔵の遊学中から兄の金平は病気がちであった。遊学を終えて帰郷した徳蔵は、病弱の兄を助けて家業を補佐する。兄が亡くなり、幼い甥たちが家督を継ぐとその後見を勤めた。父源助は徳蔵を早くから分家させるつもりであったが、実際に分家したのは甥の子の秀太郎が一五歳になった明治一二年（一八七九）のことであった。徳蔵

は六二歳になっていた。北大橋家という⁽²⁰⁾。若い頃に実家に「迷惑」を掛けたせめてもの「罪滅ぼし」と考えたのだろうか。

その間も徳蔵は学問への志を持ち続けたようだ。明治元年（一八六八）新政府の倉敷県によって明倫館が崇広館と改称されたときには、助教として招かれている。⁽²¹⁾ 歴史の転換点で、得意の史学を熱く語ったのだろうか。

註

- (1) 東大橋家から倉敷市に寄贈され歴史資料整備室所蔵となった。
- (2) 「洞陰大橋徳蔵之墓」。井上雄風『続・拓本集覧 吉備と周辺の碑』私家版、一九八八年、所収。
- (3) 「備中倉敷大橋氏諸家譜」。
- (4) 岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年。
- (5) 倉敷市史研究会『新修倉敷市史・近世下』倉敷市、二〇〇三年。
- (6) 註(3)に同じ。
- (7) 後に釜座夷川上ルに移っている。
- (8) 「竹窓大橋平蔵紀墓」。註(2) 井上雄風著書所収。
- (9) 松南については梶村高朗「松南摩島先生行状」(横瀬貞編『近世名家碑文集』経済雑誌社、一八九三年)によりたい。
- (10) 註(4)に同じ。
- (11) 註(3)に同じ。
- (12) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典・第一巻』吉川弘文館、

一九八三年。敬所については猪飼常吉「敬所先生行状」（横瀬貞編『近世名家碑文集』）によられたい。

(13) 以下東大橋家文書からの引用には、倉敷市歴史資料整備室作成の目録番号を付す。

(14) 足立敬治は岡山藩家老伊木家の医者。文政一年（一八二八）に二人扶持で召し出され、天保三年（一八三二）八月に京都へ三年間医療修行に出ることを許されている。天保六年（一八三五）に三十一歳であった（池田家文庫・伊木D3・527「足立玄昌奉公書」）。

(15) 後に片山涼台の借財が問題になった際の「大橋金平宛赤石退蔵書状」（20・29）がある。赤石退蔵（希范）については註（4）書によられたい。

(16) 「南北史」は唐の李延寿が著した南北朝時代についての歴史書。「南史」は南朝の宋・齊・梁・陳を「北史」は北朝の魏・北齊・周・隋を扱っている。

(17) 「元遺山詩鈔」は後に出る「高太史詩鈔」と同じか。遺山は元好問の号。字は裕之。金・元時代の詩人中第一人者と言われる。

(18) 「書纂言」は、元の呉澄が著した書経の注釈書のことか。「子史輯要」の書名にある子史は諸子の著作と歴史書、輯要は緊要なものを集めること。諸書からの抜粋集の意。清の胡本淵が著した「子史輯要詩賦題解」という書物があるが、このことか。

(19) (20) 註（3）に同じ。

(21) 註（2）および註（3）による。

〔付記〕資料の利用にあたっては倉敷市歴史資料整備室のみなさまのお世話になりました。感謝いたします。本稿の前半部分は二〇一六年二月二一日に行われた「東大橋家文書調査報告会」

での報告を文章化したものです。後半部は二〇一七年二月二二日の「第二回東大橋家文書調査報告会」での報告を事前に文章化しておいたものです。報告会に参加された皆様に感謝するとともに、ご了解を得たいと思います。

（くらし） かつなお 岡山大学名誉教授）

犬養健と三宅希峯

―犬養毅の支持基盤の継承と変容―

前田 昌義

はじめに

私は近年犬養毅と地元の岡山県で犬養毅の政治活動を支えていた人々との交流を検討することで、犬養毅の支持基盤を明らかにしようとしてきた。犬養毅の中核的な支持者と犬養毅との交流を、その支持者の階層や活動に留意して比較検討することで、犬養毅の支持基盤の形成・変容や構造を明らかにできるのではないかと私は考えている。⁽¹⁾ この研究の一環として、本稿では、犬養毅の子である犬養健⁽²⁾と矢掛町の写真家・三宅希峯との交流を検討する。

別稿で検討したように、明治二十六年（一八九三）小田郡堺村星田四千百番地に生まれ、明治四十四年に郷里に近い矢掛町に写真館を開いた三宅希峯は、大正七

年（一九一八）頃犬養毅と知り合う。その後、写真家と撮影依頼主としての関係から、次第に人間関係が深まり、さらに犬養毅系列として地域の政治的活動に関わっていったと考えられる。しかし、三宅希峯が住む矢掛町は犬養毅の選挙区でなかった時期が長く、昭和三年（一九二八）の中選挙区制の採用で、岡山県第二区として犬養毅の選挙区となっても、矢掛町からは犬養毅系列の高草美代蔵⁽⁴⁾が立候補しているため、三宅希峯が直接的に犬養毅の選挙運動に関わることはあまりなかったと考えられる。⁽³⁾

だが、犬養毅が亡くなり、息子の犬養健が立候補するようになると、高草美代蔵も立候補しないこともあり、三宅希峯は犬養健の支持者として選挙で活躍し、政治的関係を深めていく。つまり、犬養毅と三宅希峯の間に築

かれた関係の上に、犬養健と三宅希峯との関係が展開されていくのである。

一 戦前期の犬養健と三宅希峯

三宅希峯家には、多くの三宅希峯宛犬養健書簡等が残されており、新出史料なので巻末の表で概要を紹介しておく。以下ここで用いる書簡等はこの表のものである。犬養健は、昭和五年の選挙で東京の選挙区から立候補して当選するが、父・犬養毅の死を受けて昭和十一年の選挙で選挙地盤を引き継いで、岡山県第二区から立候補する。そして、公職追放で立候補できなかった戦後の一期を除いて、昭和三十五年八月二十八日の死去まで岡山県第二区選出の国会議員であった。この犬養健を希峯は支える。

表の三宅希峯宛犬養健書簡等で、最も古いものは36の昭和六年十月十日付の書簡である。

36 三宅希峯宛犬養健書簡（昭和六年十月十日）

【封筒表】 岡山県小田郡矢掛町 三宅希峰様

（消印）「昭和」六年十月十一日

【封筒裏】 九月十日 東京四谷南町 犬養健

拝復 芳書拝読選挙中ハ一方ならぬ御奮闘にて感鳴申上候、人格者小野君の落選を見たるハ痛恨事ニ有之候、猶同氏の為平素の御後援を特ニ御願申上候、時局急変、小生等ハ準備ニ忙殺せられ居候、先、忙中御礼迄 草々

九月十日

健

希峯字人 侍史

これは、昭和六年九月二十六日投票の県会議員選挙に小田郡から立候補した政友会の小野清一郎が落選した時のものである。「時局急変」とは、九月十八日の柳条湖事件で満州事変がはじまったことをさしていると考えられる。封筒と書簡の日付は九月となっているが、内容と封筒の消印から考えると、書き間違いと考えられる。

小野清一郎は、小田町（現矢掛町）の出身で、小田町の書記・助役や小田町と矢掛町の町長を務めた人物で、政友会から県会議員選挙に出て、昭和二年には当選している⁷⁾。犬養健はこの時は東京で立候補して国会議員となっているが、政友会総裁となって多忙な犬養毅に替わって地元である岡山県の選挙地盤に気を配っていたのか、希峯に書簡を送っている。

37、38は、昭和七年の五・一五事件後の両者の交流を物語るもので、犬養毅の写真等を送ってもらった礼が述べられており、犬養毅を通しての両者の交流が窺われる。

昭和十年は県会議員選挙があり、希峯は再び小野清一郎等のために活動する。17、15がその時のものである。

17 三宅希峯宛犬養健書簡(昭和十年九月三日)

【封筒表】 岡山県小田郡矢掛町 三宅希峯様

(消印) 「昭和」 十年九月三日

【封筒裏】 九月三日 東京四谷南町 犬養健

敬啓 其後不相変多用ニ打紛れ御無音欠礼申し候
処、愈々御清適慶賀此事ニ存候、過般ハ小生并ニ愚
娘ニ対し芳翰を寄せられ難有感佩、小田郡の大勢ハ
御蔭を以て坐して達観致を得幸甚千万ニ御座候、過
日帰省致せし折ニ小野清一郎君が江木幾治郎同道ニ
て旅舎へ御来訪有之、立候補の決意を宣明せられ至
極好適の士として早速推薦状原稿執筆の件も承諾致し
(上京後) 明朝早く東京より發送致置候次第、貴君
ニも御報告申上置、長安君も御来訪ありしかど小生
ハ純真の友誼より勧告致し「県会議員といふやうな
ものには焦つてなる事ハ小生ハ不賛成である、君の

大成の爲ニは他日を期せられよ、それよりも真ニ地
方自治体向上の爲ニこの何年か地味ニ努力をせられ
よ、人望ハ求めずして君の身辺ニ集らん」と申し候、
長安君は快く聴きくれ候共周囲ニ対する言質も有り
とて非公認ニても立候補するとの御返答ニ有之、但
し右の経緯ハ同君への信義の爲ニも御他言の儀ハ御
遠慮被遊度、小生の爲ニ昨今乾堂会が各地ニ創立せ
られ、然も誠ニ純潔なる内容ニて、各自協議設立の
準備を終へてより、小生ニ通知せらるゝが如き有様
ニ有之、小生如き浅学の者としてハ身ニ余る事と重
責を痛感致し居り候、いづれ近々ニハ必らず貴地へ
も參上致す可く、拝眉快談を相樂しみ居候、專近況
さまさまの御報告迄并ニ時安を恭頌候 不具

九月三日

犬養健

希峯大兄

犬養健は、希峯に大きな信頼を寄せ、「小田郡の大勢
ハ御蔭を以て座して達観致を得幸甚千万ニ御座候」と述
べ、県会議員立候補希望者たちの内実を報じている。

その後、小野清一郎は当選し、犬養健は次の書簡を希
峯に送っている。

15. 三宅希峯宛犬養健書簡（昭和十年九月三十日）

【封筒表】 岡山県小田郡矢掛町 三宅希峯様

（消印）「昭和」十年九月三十日

【封筒裏】 九月三十日 東京四谷南町 犬養健

敬服 過日久々にて拝眉を得しハ欣快至極永く記憶
ニ残り可申候、小野君の大勝ハ同君の徳望もさる事
ながら貴兄等の熱誠の賜物ニ有之、小生の応援ハ人
集めの楽隊ニ不過御過褒慚愧々々一層聯結以て過日
の美しき友情を立派なる結実としてみのらせ度く、
今後共御教導願上候、辱恭祝并ニ御欲待御礼如斯ニ
御座候 不具

九月三十日 犬養健

希峯兄

犬養健は希峯に小野清一郎の当選は、「貴兄等の熱誠
の賜物ニ有之」と書き送っている。こうして、希峯は小
野清一郎のために働き、犬養健はそれを高く評価してい
た。

この後、12、9、26、63、27などのように、希峯が紹
介したと考えられる犬養健の書生の森脇が昭和十一年八
月に辞めたことを巡って、犬養健家と希峯の関係は微妙

なものとなる。これには、26の書簡で犬養健の妻・仲子
が「父木堂とくらべる等の失礼はおつ、しみ願ひ度」と
書いているように、犬養毅の時から支持者としてつい
犬養毅と比較するような物言いになってしまふ希峯への
反発もあつたと考えられる。しかし、63の書簡では犬養
健は「貴下ニ対してハ亡父以来恩義あり、小生不敏ニし
て未だ一も酬るゝ慚愧するのみ」と書いており、犬養毅
以来の支持者である希峯への恩義と期待もまた大きかつ
た。

こうした微妙な関係は、67のように昭和十三年頃には
誤解が解けて、二人は関係を修復する。また、こうした
微妙な関係の中でも、次の13のように、犬養健は選挙で
は希峯を頼りにする。

13. 三宅希峯宛犬養健書簡（昭和十二年四月十九日）

【封筒表】 岡山県小田郡矢掛町 三宅希峯様

（消印）「昭和」十二年四月十九日

【封筒裏】 四月十九日 東京四谷南町 犬養健 庭瀬

町

敬啓 春暖益々御清祥奉賀候、陳者此度の解散ハ空
前の暴挙ニ有之満天下の新聞輿論の斉しく論撃致す

所ニ御座候、小生乍不及此度も義ニ因て奮起致候ニ付何卒不相変御教導御尽瘁の程偏ニ希ヒ候 草々不具

四月十九日 健

希峯大兄

これは立候補の挨拶と支援依頼である。それまで東京の選挙区選出で岡山に縁が薄かった犬養健が、まず頼るのは希峯ら犬養毅の支持者たちであった。この昭和十二年四月三十日投票の選挙では、犬養健は吉備郡・都窪郡・小田郡・浅口郡で多くの得票を得て当選している⁽⁸⁾。

その後も、昭和十五年に犬養健が日中和平のために汪兆銘政府との交渉で中国に派遣されると、⁽⁹⁾ 11や51のように祝辞と礼状、報告で交流する。また、昭和十六年のゾルゲ事件で犬養健が検挙されて無罪釈放されると、⁽¹⁰⁾ 31のようにそれについて釈明する書簡を犬養健は希峯に送る。こうして、二人の交流は続く。

二 戦後の犬養健と三宅希峯

戦後、昭和二十年に日本自由党、日本進歩党、国民協同党といった保守政党が結成される。しかし、犬養健は

戦前に属していた政友会を母体とする日本自由党には行かず、日本進歩党に入る。その後、昭和二十二年日本民主党結成に参加するが公職追放にあり、解除後昭和二十三年日本民主党総裁となる。昭和二十六年自由党に加入し、昭和二十七年から法務大臣を務めるが、昭和二十九年の造船疑獄で佐藤栄作の逮捕を指揮権発動によって阻止し、辞任した。昭和三十年自由民主党が結成されると参加し、昭和三十五年の死去まで国会議員であった。こうして、中央政界で活躍する犬養健を希峯は選挙区で支える。また、戦後、議会と政党の力が大きくなり、希峯は地域利益の実現に、犬養健の政治力を頼りにするようになる。

40、39の葉書は昭和二十一年四月十日投票の衆議院議員選挙の時のものと考えられる。

40 三宅希峯宛犬養健葉書（昭和二十一年四月十二日）

【宛名】岡山県小田郡矢掛町 三宅希峯様

（消印）「昭和」二十一年四月十二日

【差出人】総社町 犬養健

敬啓 貴下の御熱誠ニ依りて貴地ニ於テ多大の票を得たるハ真ニ感激ニ不堪奉謹謝候、此上共御教導の

程希上候、先ハとりあえず御札計也、小生帰省も日々
静養を心がけ候為め大体快癒乍憚御安心被下度候

このように選挙での希峯の活躍に感謝している。戦後
も衆議院議員選挙は岡山県を東西に分けた中選挙区制が
とられるが、この時のみは全県一区の大選挙区制であ
る。当選した犬養健の九七、二一八の得票の内、吉備郡
が一三、九五六票、都窪郡が一三、二〇九票、小田郡が
一二、五七一票と大きな比率を占めていた。⁽¹⁾戦後になっ
ても、犬養健の支持基盤の重要な部分を希峯等の犬養毅
支持者だった人々が担っていたと考えられる。

こうした、戦後の両者の関係を見ることができるのが、
以下の書簡である。65、54のように希峯の支持を犬養健
は頼りにし、また、次の45の書簡のように希峯は犬養健
の政治力を頼りにしていた。

45 三宅希峯宛犬養健書簡(昭和二十九年八月二十九日)

【封筒表】岡山県小田郡矢掛町矢掛

三宅希峯様 速達

(消印)「昭和」二十九年八月三十日

【封筒裏】東京新宿区南元町六 犬養健

三宅希峯様

犬養健

新谷一雄様

八月廿九日(日曜日)

拝啓 先刻電報差上げたとほり、本日貴町之役場
山部町長より書面が届きました。それによると広島
財務局も当初は(第一次査定)矢掛町庁舎「必要無し」
と答申したが、山部町長の説明により本省今野事務
官(担当官)ニ認可方を(第二次査定ニ)答申する
由になったとの事です、当方では山本来治新政務次
官が就任の礼ニ来訪せられた時、記憶して貰いたい
(欄外)山部町長の書面ニよると八月十日過ぎニ上

京されたが小生宅ニは立ち寄る暇がなかつ
た由、

第一の懸案として矢掛町庁舎の事を話したのです
(即ち自治庁はもうよいが、大蔵省の方をたのむ云々
と)、しかるニ小生が先日矢掛ニ行つておし留守ニ山
本次官より小生秘書寺岡ニ電話があり、「大蔵省の
書類としては、広島財務局よりの報告の上では「そ
の必要無し」と記されてある」と報告して来た由で、
驚き、貴下ニ電報したのです、そこで本日改めて山
本次官ニレトラクし、右の事情を述べ、「下僚の方
では、既ニ好転してゐるが、上司へ第一次の報告を

変更して話す時期を選んでゐるのか否か、もう左様ならば大変よいのだが、明日迄ニ調べてくれ。」と申しておきました、以上御報告迄、山部町長へは橋本、加藤武徳両氏はレンタルがある由、その手紙ニ記されてありました、貴下新谷一雄諸氏も何卒御多忙恐縮乍らなるべくコマカク報告して下さい

これは、矢掛庁舎建設問題をめぐる犬養健の書簡で、三宅希峯と、同じく町会議員の新谷一雄宛である。昭和二十九年五月周辺町村との合併で現在の矢掛町が生まれる。翌年には新庁舎が完成するが、その予算確保について地元の働きかけを受けて、犬養健らが動いていたことを示している。希峯は、昭和二十六年四月から昭和三十七年五月まで矢掛町の町会議員を務めていた。⁽¹²⁾ 以前の犬養健とのつながりを生かして、合併後の新庁舎建設への協力を働きかけていたのだろう。

また、希峯らの犬養健への働きかけを示すものに次の50の書簡がある。

50 三宅希峯宛犬養健書簡（昭和三十年八月二十六日）

【封筒表】岡山県小田郡矢掛町矢掛 三宅希峯様

速達

（消印）「昭和」三十年八月二十六日

【封筒裏】東京新宿区南元町六 犬養健

拝啓 山部町長より御手紙并ニ電報拝受、結核ベツトニ付、厚生省保険衛生局長及び同局結核予防課長ニ面会したる結果、矢掛、玉島、成羽三ヶ所のうち、二ヶ所を採用する予定なるも優劣をつけにくい点があり、五十ベツトづつをへらして三ヶ所にするかも知れぬようになりそうな口振りニ候、右取り急ぎ

八月廿六日

健

三宅君侍史

万里子さんのお写真近來の傑作ありがたく拝受、小生の書幅も人物の優秀に依りて實際よりも上出来に見え候、山部町長大人ニくれぐれもよろしく、電報拝謝願ひ度し

これは、結核ベツトの割り振りについての様子を犬養健が希峯に教える書簡である。

このように、希峯は犬養健の選挙を支える活動をする一方、犬養健は希峯らの要望を受けて、矢掛町庁舎建設や、結核ベツト割り振り問題で動いていた。

希峯と犬養健との関係は、昭和三十五年八月二十八日

の犬養健の死去で終わる。希峯はその後木堂顕彰会代表などを務め、昭和五十九年一月十二日に亡くなっている。

おわりに

本稿では犬養健と矢掛町の写真家・三宅希峯との交流を検討してきた。註(1)の拙稿で検討した村長・県会議員の安原太郎、国会議員の難波清人と異なり、三宅希峯は地元の小営業者である。そのため、希峯と犬養毅との関係は、最初は写真を通じての関係で、政治的関係は薄かったと思われる。しかし、次第に政治的関係も強まり、普通選挙の実施以降には、希峯は犬養陣営の運動員となっていたと考えられる。そして、その役割は次の犬養健の代になってより大きくなったと考えられる。また、議会と政党の力が大きくなった戦後は、地域利益実現のために、希峯は犬養健の政治力を頼りにするようになっていた。三宅希峯ら犬養毅の支持基盤は、犬養健に継承され、変容していったといえよう。

今後は、他の中核的支持者の検討をすすめ、支持基盤の形成・変容と構造を明らかにしていきたいと考える。

註

(1) 犬養毅については、小山博也「政党政治家の思考様式―犬養毅の場合―」(篠原・三谷太一郎編『近代日本の政治指導―政治家研究―』第二巻、東京大学出版会、一九六五)が支持基盤の概括的検討を行っている。その後、時任英人氏が『犬養毅―リベリズムとナショナリズムの相剋―』(論創社、一九九一)、『明治期の犬養毅』(芙蓉書房出版、一九九六)において犬養毅研究を大きく進められた。

久野洋氏は「明治末における犬養毅の選挙地盤―第一回総選挙をとおして―」(『倉敷の歴史』第二十五号、二〇一五)において「犬養毅のような、明治・昭和戦前期の長い期間を通じて活躍した政党政治家の政治基盤について、日記や書簡などの一次史料も駆使して具体的かつ系統的に変化の過程を追った研究はほぼ存在しないと言ってよい」とされている。そして、犬養毅についての研究状況を整理し、「犬養毅を支えた地元有力者の残した一次史料を使用して、犬養毅と支援者との関係を具体的に明らかにしようとする研究が徐々に出てきている」として、「犬養毅と安原太郎―犬養毅の支持基盤を探る―」(『倉敷の歴史』第二十二号、二〇一二)ほかの私の研究、時任英人「犬養毅と大原孫三郎」(『倉敷の歴史』第十五号、二〇〇五)、久野洋「明治中期における進歩党系勢力の地域的基盤―犬養毅の選挙地盤を中心に―」(『日本史研究』六二一号、二〇一四)を紹介されている。その後「犬養毅と難波清人、安原太郎―犬養毅の支持基盤を探る―」(前掲『倉敷の歴史』第二十五号)を私は書いている。久野洋氏には、「地域政党鶴鳴会の成立―明治期地方政治史研究の一視角―」(『史学雑誌』第一二五編第七号、二〇一六)がある。時任英人氏も「岡山県下の革新俱樂部

と政友会の合同前後における犬養毅と支持者たち」(『倉敷芸術科学大学紀要』第十九号、二〇一四)を書いている。

久野洋氏の一連の研究は、時期ごとの政治構造の変化に力点が置かれているように考えられる。時任英人氏の研究は、刊行されている史料を駆使されておられる。これに対して私のこの数年の研究は、新たな史料発掘等を通じて、犬養毅の中核的 supporter であった地元有力者と犬養毅の関係を見ていくことで、犬養毅の支持基盤を検討しようとするものである。そして、使用する史料が日記や書簡であるために、犬養毅を支持していた個々の人々の目線や期待といったものに力点がかけられたものとなっている。犬養毅支持者といっても、私が以前に検討したような地元の村長・県会議員の安原太郎、犬養毅傘下の国会議員の難波清人、犬養毅との関係で難波清人を支援した選挙区の有力者、ここで一部検討している地元の小営業者である三宅希峯では、犬養毅との関係も犬養毅への期待も異なると考えられる。こうした多様な支持者、つまり支持基盤を検討していく、比較検討することで、支持基盤の形成・変容、支持基盤の構造を明らかにすることができないのかと私は考えている。

(2) 犬養健については、管見の限り『政治と人』と『下』(山陽新聞社、一九七九)六〇二八頁以外、あまり研究されていない。犬養健についてはこの『政治と人』と『下』、『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四)一一五・一一五七頁によっている。

(3) 「犬養毅と三宅希峯」と題して、『岡山地方史研究』に投稿中である。ここで紹介する犬養毅と三宅希峯の関係は、三宅希峯家文書の「三宅家変遷譜」(三宅希峯、一九六二)、「五・一五事件あれから五十年」三宅希峯氏(八十七)小田・矢掛に聞く人間・木堂の素顔」(おかやま百てん』八十号、岡山百店会、一九八二、十四・十七頁)による。

(4) 高草美代蔵は、明治四十三年〜大正九年小田郡選出の県会議員。大正九年〜昭和三年、昭和五年〜昭和七年衆議院議員を務め、犬養毅の側近であった。(前掲『岡山県歴史人物事典』五八〇、一一五五〜一一五六、一一七一〜一一七三頁)。

(5) 昭和五年二月の衆議院議員選挙では、犬養毅は都窪郡・吉備郡・倉敷市で集中的に得票し、高草は小田郡・後月郡・浅口郡で集中的に得票するという傾向が見られる(『山陽新報』昭和五年五月二日付)。これは、昭和三年以前の小選挙区制時代の選挙区による地盤の割り振りがなされていたことが伺われる。

(6) 三宅信子氏所蔵。

(7) 『山陽新報』昭和十年九月二十八日付。前掲『岡山県歴史人物事典』一一七四頁。

(8) 『合同新聞』昭和十二年五月二日付。

(9) 犬養健『揚子江は今も流れている』(文芸春秋新社、一九六〇、のち中央公論社文庫、一九八四)がある。

(10) チャルマーズ・ジョンソン著、篠崎務訳『ブルゲ事件とは何か』(岩波書店、二〇一三)によれば、昭和十六年にソ連のスパイであったリヒャルト・ブルゲや尾崎秀美が逮捕され、尾崎の友人であった犬養健らは取り調べを受けた。

(11) 『選挙十年の記録』(岡山県選挙管理委員会、一九五七)十三〜二十頁。

(12) 矢掛町議会事務局のご教示による。

(13) 前掲『おかやま百てん』第八十号の十四頁。

〔付記〕史料は、適宜漢字を常用漢字に改め、読点を付しました。史料の利用に当たっては、三宅信子氏にお世話になりました。(まえだ まさよし 岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員)

表 1 三宅希峯家文書中の大養健書簡等

年	月	日	文 書 名	宛 名		差 出 人		備 考・内 容
				住 所	宛 名	住 所	名 前	
昭和9年	11月	6日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	御送付の雅帖受け取り、緒方総裁には渡せていない
昭和14年	1月	20日	三宅希峯・誠・毅宛葉書	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯・誠・毅	東京市四谷区南町八十八	大養健	年賀状、以下三点、「汪兆銘救出の直前」「新志那建設の大役に渡支する直前に報せる最後の通信也」の帯封
昭和13年	7月	30日	三宅希峯宛大養健葉書	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	逋信省	大養健	暑中見舞い
8 (昭和14年)	8月	10日	三宅希峯宛大養仲子葉書		三宅希峯		大養仲子	3. 白林荘絵葉書、この夏の予定、封筒入りだが封筒無し、53の葉書の後
昭和11年	8月	25日	三宅希峯宛大養仲子書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	富士見村白林荘	大養仲子	希峯が意見してきたこと、健の妻の仲子が反論
昭和7年	8月	22日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷区南町八十八	大養健	大養毅の納骨式への用間の札状
昭和15年	6月	20日	三宅希峯宛大養健書簡	日本岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	在中華民国(南京)大日本帝国大使館	大養健	南京訪問中の便り、年は民国29年の消印より計算
昭和11年	8月	21日	三宅希峯宛大養健電報	矢掛町	三宅希峯	信濃・富士見	大養	森脇が点呼のため帰国したが過労で帰れぬとの文あり、子細教えて
昭和12年	4月	19日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	庭瀬町(東京四谷南町)	大養健	衆議院の解散で立候補するのでよろしく
昭和11年	4月	25日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	見舞いへの礼、先考因縁の地より選挙違反を出したる事は慚愧二不堪候
昭和10年	9月	30日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	小野君の大勝へ同君の徳望もさる事ながら貴兄等の熱誠の賜物二有之、小生の応援へ人集めの英謀二不遇...
昭和16年	5月	19日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町一里塚	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	小生来十四日先考法要の為帰京(郷)本年も又諸同志集合感慨を新二致候
昭和10年	9月	3日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	小田郡の大勢へ御蔭を以て坐して達観致を得幸甚千万二御座候、小野清一郎、江本義治郎来訪、立候補の決意で推薦状原稿執筆、長安君来訪
未詳	2月	6日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町八八	大養健	揮毫之作、田辺一郎君平野桑一君のこと
昭和17年	1月	22日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷南町八八	大養健	議會出席のため帰朝、新築の尊宅の命名「懷翠亭」は如何
未詳	2月	19日	三宅希峯宛大養健書簡				(大養)健	二句の聖戦えすし御疲勞の御事と拝察申候...もし貴兄と立間君められさうせへ小田北部へ如何相成り候ひしや兄二感激の他へ無之候...、(封筒無し)
昭和2年	7月	1日	三宅希峯宛大養健葉書	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京市四谷区南町八十八番	大養健	逋信参与官任命の挨拶状

22	昭和17年	7月	15日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京市四谷区 南町	大養健	此度小生公務田中より不埒の者出でたる二閑し格別 の御心労を辱し、恐縮千万に存候…選挙ニ就いてもさぞか しいつもの如く御高配ニより候事と感荷能は候…
23	昭和18年か	1月	25日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京市四谷区 南町八十八	大養健	拙書三葉送したるハ貴兄御想像の如く貴兄御手元ニ置 かれて何かの好機ニ同志へ御配布下され度心意二御座 封筒無し、昨日ハ懇篤なる御祝詞并ニ先考肖像御恵送 被下御芳情正ニ感荷ニ不堪幾重ニも御礼申上候…、写 真の複製依頼と料金問い合わせ
25	未詳	1月	15日	三宅希峯宛 大養健書簡	希峯雅契		(大養)健	
26	昭和11年	8月	24日	三宅希峯宛 大養仲子書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	白林庄	大養仲子	森脇の不满を伝える書簡への反論
27	昭和11年	8月	28日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町	大養健	森脇の件での三宅からの書簡への反論
28	昭和18年	1月	5日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	支那事变御奉公の故を以て旭日中授章勲報告
29	昭和18年か	4月	12日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	木堂の写真を送ってもらった礼状
30	昭和17年	11月	17日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	片岡先生御葬儀について世話になった礼状
31	昭和17年	10月	19日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	小生の旧内閣関係の思想問題が不利な情報とし伝わって いるらしいが、それは政争(選挙の競争相手)より生ずる卑 劣なデマニは非るか、
32	昭和17年	10月	26日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	梨の礼、片岡先生御重態の内実二候て残念心憂ニ不堪 一度御見舞致度…、消印と封筒書きは10月25日
33	昭和10年か	4月	28日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	先考銅像写真真数枚御恵投の礼状
34	昭和10年か	11月	23日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	韻松先生御葬儀の写真の礼、花輪の価格の件
35	昭和17年	11月	7日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	韻松先生御永眠の悲報に接し真に哀悼ニ不堪、花輪の 手配をよろしく
36	昭和6年	10月	10日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町	大養健	選挙中ハ一方向ならぬ御奮闘ニて感鳴申上候、人格者小 野君の落選を見たるハ痛恨事ニ有之
37	昭和8年	9月	3日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	過般の小田県表ハ不再見ニとてハ真ニ悼き宝玉ニ有 之、先考少年時代の辛苦を偲み感涙ニ不堪候…
38	昭和7年	7月	2日	三宅希峯宛 大養健書簡 掛町	岡山県空岡町 三宅希峯	東京四谷南町 八十八	大養健	貴作先考写真十数葉を賜り礼状
39	昭和21年	4月	27日	三宅希峯宛 大養健葉書 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京四谷区南 元町	大養健	貴地に於ける御同情ハ小生より過分の光栄と奉存候
40	昭和21年	4月	12日	三宅希峯宛 大養健葉書 掛町	小田郡矢掛町 三宅希峯	総社町	大養健	貴地ニ於テ多大の票を得たるハ真ニ感激ニ不堪奉謹謝 候…
41	昭和21年	1月	3日	三宅希峯宛 大養健葉書 掛町	岡山県小田郡矢 三宅希峯	東京外務省	大養健	年賀

42	未詳	3月	2日	三宅希峯宛大養健書簡 掛町	三宅希峯	東京四谷区南 元町八十八	大養健	立間愛治氏より来信有之、小生が将来郷里ニ於て活動尺 牍致す可く決意仕候に關し、流石の御高配を蒙せられ候 封簡無し、小田郡木堂会諸賢ニハ只今全部署名の上拙 書呈上仕候...
44	未詳	8月	21日	三宅希峯宛大養健書簡			(大養)健	三宅希峯・新谷一雄宛、矢掛行吉建策が認められるように なった報告
45	昭和29年	8月	29日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町矢掛	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六	大養健	書中見舞い
46	昭和11年	8月	7日	三宅希峯宛大養健書 岡山県小田郡矢 掛町矢掛	三宅希峯	東京市四谷区 南町八十八番	大養健	旧美山村にて銅像へ献金せられた諸氏への色紙全部書 き終り候、ただし名前の字はれて良いか確認
47	昭和29年	9月	13日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町矢掛	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六	大養健	木堂先生銅像再建に關し多額の寄付をした美星地区の 諸氏への礼はどうするか
48	昭和29年	7月	23日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町矢掛	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六	大養健	封筒のみ、表に「蓮華」の文字、「岡田言が委員一行吉備 線沿線規程の負担金」とのべ書き
49	未詳	未詳	未詳	三宅希峯宛大養健書簡 岡山大字矢掛 岡山県小田郡矢 掛町矢掛		東京市四谷区 南町八十	大養毅	船後ペットの割り振りについては厚生省保険衛生局長など から聞いた話の報告
50	昭和30年	8月	26日	三宅希峯宛大養健書簡	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六	大養健	中華民国派遣特命全權大使随員になったことへの祝詞 への礼、封簡無し
51	昭和15年	4月	15日	大養健礼状			大養健	演説会に出席できなかったおわび、貴地状態の報告は頗 る便宜を致し難有存候、小野清一郎君立候補希望してい るが桑木君との比較はどうか教えて欲しい
52	未詳	6月	17日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町木芳堂	三宅希芳	東京四谷南町	大養健	2. 森脇の件、心がけよき青年にて近年かゝる書生を得ざ りし為主人も大そう満足いたし居候、80の葉書の前 総選挙があった場合は貴兄等の御後援ニ依て立候補致 し申候
53	(昭和11年)	(8月)	(10日)	白林荘絵葉書			(大養中)子	
54	昭和35年	6月	22日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京都渋谷区 神山町五十六番	大養健	
55	昭和34年	7月	19日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六番地	大養健	全快報告、令息の怪我の容態問合せ
56	昭和34年	7月	24日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六番地	大養健	令息の怪我への見舞い
57	未詳	未詳	未詳	三宅希峯宛大養健書簡	三宅希峯		大養健	封簡無し、台風被害状況問合せ、青年団旗の件・小田町 公会堂への軸の件
58	昭和30年か	5月	20日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町矢掛	三宅希峯	東京都新宿区 南元町六ノ二	大養健	花輪代送付の方法について
60	(昭和11年)	8月	22日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	森脇が点呼のため帰省したが、健康を害したとして上京し ない、なんと来てほしい
61	未詳	10月	5日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京四谷南町	大養健	貴囀の揮毫はもう少し待って下さい
62	昭和25年	5月	26日	三宅希峯宛大養健書 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京都新宿区 南元町	大養健	連日参議院選挙の為め御高配御尽瘁の趣只今帰京の野 田君より委細察り謹し敬意を表し候
63	昭和11年	8月	25日	三宅希峯宛大養健書簡 岡山県小田郡矢 掛町	三宅希峯	東京四谷区南 町	大養健	森脇が書生をやめる件了解、この問題での三宅希峯の対 応への批判

64	昭和20年	1月	6日	三宅希峯宛大養健葉書	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京都四谷区南元町六ノ二	大養健	年賀状、汪主席の長逝へ真二情む可きも吾等一層努力し故人の遺志を生かし度く覚悟罷在候
65	昭和30年	1月	29日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町矢掛	三宅希峯	東京都新宿区南元町六番地	大養健	「昨日小田後月へ参りまして処先生には御機嫌が悪いかも知れませんが空気がよろしくありませんとお伝え下さい」と加茂村保護司小野煙雨君より書面来たり、特によろしく、新谷・三宅宛
66	未詳	未詳	未詳	三宅希峯宛大養健書簡		三宅君を契		(大養)健	封筒無し、小生御上京拜眉の機会を得依快至極、二存し、一昨年の貴兄の叱言は磯田君が双方に悪口を言つてい
67	昭和13年	2月	14日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷区南町八八	大養健	たからだ。貴兄の昔ながらの友情を復活致し度く切望仕り
68	未詳	6月	3日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京新宿区南元町六	大養健	自由党報別送申上候。小阪君は色紙のれも申し来たらすかといつて排斥して他の陣営に追いやるのも得策ならず。石井町長夫人より鄭重なる色紙の礼状頂戴
69	昭和19年	1月	1日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	東京四谷区南町八八	大養健	年賀あいさつ
72	昭和11年	2月	未詳	鈴木重三郎ら推薦状(大養健)					鈴木重三郎、嶋山一郎、松野鶴平、封筒無し、印刷
90	昭和17年	未詳	未詳	三宅希峯宛大養健書簡	小田郡矢掛町	三宅希峯		大養健	ご挨拶(大養健)、頭山満はか推薦状(大養健)、印刷
100	昭和11年	1月	未詳	大養健御挨拶					立候補挨拶、封筒無し、宛名無し、印刷
101	昭和26年	3月	21日	三宅希峯宛大養健書簡	岡山県小田郡矢掛町	三宅希峯	見島市大島1666の2	鷲羽山 観光株 式会社	小坂君の態度への批判
103	未詳	未詳	未詳	三宅希峯宛大養健書簡	小田郡矢掛町大字矢掛	三宅希峯	東京市四谷区南町八八	大養健	封筒のみ、「衆議院議員候補者大養健」と封筒表下部に印刷

出典) 三宅希峯家文書(三宅信子氏所蔵)。
註) 仮番号は三宅希峯家文書の仮整理番号である。

日中戦争における戦地の兵士

―歩兵第七八連隊関連史料を手がかりとして―

小野 功 裕

はじめに

アジア・太平洋戦争の終結から七〇年以上が経過し、戦争の経験は記憶から歴史へと移行しようとしている。⁽¹⁾このような時代状況の下、現代日本人へ継承されている戦争像は、どれだけ具体的であるだろうか。

近代日本が経験した諸戦争の実相に迫る上では、戦地と兵士についての考察が、重要な視座の一つとなる。これまで多くの先行研究が、生と死が交錯する戦地という空間の生々しさや、そこでの兵士の悲惨な死の様相を明らかにしてきた。⁽²⁾

戦地や兵士に関する研究の多くは、将兵の手記や回想を使用している。それらの史料は戦争の実態を如実に映し出している反面、主観的要素が強い上に戦争の一場面

のみを切り取ったものである場合が多い。戦争の全体像を描くためには、将兵が残した手記などの私的な史料と、日本軍が作成した記録類をはじめとする公的な史料とを組み合わせる必要があるだろう。

本稿は、現在、倉敷市が所蔵する『第二十師団 歩兵第七十八連隊 第十一中隊 陣中日誌』(以下、『陣中日誌』)を主に使用する。⁽³⁾この史料は、日中戦争において、戦地の日本軍部隊が作成した日常生活の記録である。『陣中日誌』は定期的に軍上層部へ提出することになっており、その内容は兵士を指揮する将校の視点に基づいている。この点を踏まえながら、本稿では『陣中日誌』から読み解くことができる兵士の具体的な姿を明らかにしたい。

ここでまず、本稿が取り上げる部隊とその編制について説明しておこう。

歩兵第七八連隊（以下、第七八連隊）は第二〇師団隷下

の部隊である。⁽⁴⁾ 日中戦争時、第二〇師団は一九三七年七月一二日に応

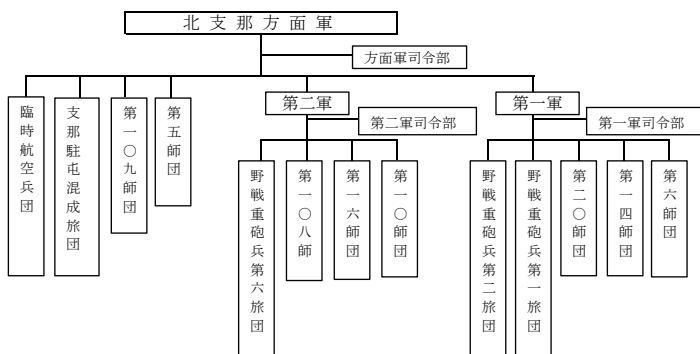


図1 北支那方面軍の戦闘序列（1937年8月31日）

（注）防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書 支那事变陸軍作戦〈1〉』（朝雲新聞社、1975年）、290頁より作成。なお、ここでは主要部隊のみ記載した。

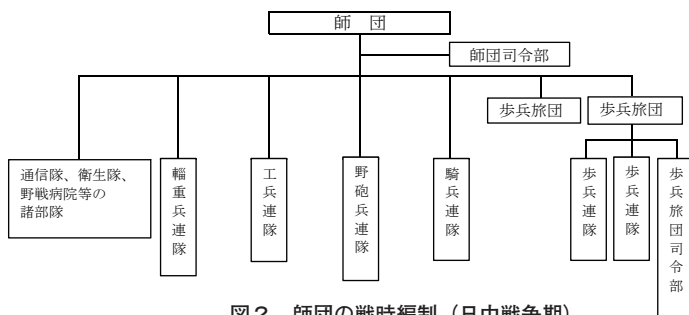


図2 師団の戦時編制（日中戦争期）

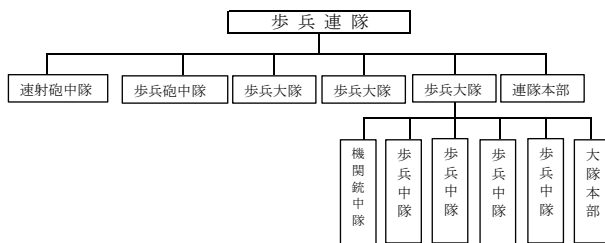


図3 歩兵連隊の戦時編制（日中戦争期）

（注2）図2、図3ともに、森松俊夫『図説陸軍史』（建帛社、1991年）、175頁より作成。

月一二日に応急動員が下令されて華北に移動し、同年九月一日には本動員が下令されて完全な戦時編制となった。この間、華北地域では戦線の拡大に伴い、一九三七年八月三十一日に北支那方面軍が編成された。その下に第一軍と第二軍が置かれ、第二〇師団は第一軍隷下となった。その後、

一九三九年末から翌一九四〇年初めにかけて、朝鮮へ帰還した。^⑤

なお、日中戦争時における戦時編制の歩兵連隊は、主に三個の大隊と一二個の中隊で構成された。中隊は、第一大隊に第一から第四、第二大隊に第五から第八、第三大隊に第九から第一二と、配分されていた。

一 『陣中日誌』に見られる日本軍の姿

(1) 日本軍の人員構成

戦地における兵士を分析する前に、彼等が属した日本軍という組織の姿を明らかにする必要がある。

日中戦争では大規模な兵力動員が実施されたことで、現役兵に対し予備役及び後備役兵の占める割合が増加することになった。日中戦争当時、陸軍では二年間の現役を終えると五年四カ月間の予備役に、予備役終了後は一〇年間の後備役にそれぞれ服することになっていた。予備役・後備役にある者は、戦時に必要数が召集されることになっており、平時は軍隊生活から離れていて年齢も高く、家族を持つ者も多かった。そのため、一般的に現役兵に比べて身体能力が劣っており、戦意は低かつ

た。^⑥

また、陸軍中央は対ソ連作戦を考慮して、中国戦線に現役兵主体の常設師団だけでなく予備役・後備役兵主体の特設師団を多く投入した。常設師団でも、平時編制から戦時編制に移行する際には予備・後備役兵を召集するため、結果的に中国戦線へ出動した日本軍には兵士としての質が低い予備・後備役兵が多数存在することになった。

このような状況は、常設師団である第二〇師団にも当てはまる。

まず兵士について見ていこう。戦時編制の中隊は、将校も含めて一五〇から二〇〇名程の規模である。一九三八年九月一三日、第一一中隊に五〇名の兵士が補充されたが、その内訳は、五〇名中、現役兵は七名にとどまり他四三名は予備役兵で後備役兵はいなかった。^⑦ この予備役兵は昭和八年度から一〇年度に徴集された、二五歳前後の現役を終えてすぐの者たちであった。とはいえ、補充される現役兵が少数であったことに変わりはない。また、この補充と入れ替わりに、二一名の兵士が帰還することになったが、全員後備役であり、大正一〇

年度から一五年度に徴集された三〇歳を越えた者達であつた。⁽⁸⁾

なお、出動後約九ヶ月経過した一九三八年四月四日の記述には、「近時凱旋ノ下馬評専ラナルモ、本縣ノ如キ⁽⁹⁾将来ノ軍ノ行動ニ付作戦ヲ誤ル□□甚シキヲ以テ、最モ流言卑語ヲ慎マレ度シ」とあり、兵士の間に帰還を望む声が多くなつていたことがわかる。戦争の長期化は兵士の戦闘意欲も低下させていた。

一方、指揮官側はどうであつたか。

第七八連隊全体について見てみると、一九三八年三月一二日時点では、将校全九五名中、予備役四五名、後備役一名である。准士官以下は全三八〇名中、予備役一三二名、後備役七八名であつた。また一九三九年一月四日時点では、将校は不明だが、准士官以下は全四六七名中、予備役三一一名、後備役〇名であつた。⁽¹⁰⁾このように、年数を経るにつれて後備役の者は減少したが予備役の者は増加したため、現役の者の占める割合は低下する一方であつた。

以上のとおり、常設師団といえども将校、兵士共に現役の者は減少傾向にあつた。⁽¹¹⁾大規模な兵力動員と戦争の

長期化は、日本軍の戦闘集団としての質を低下させていたのである。

(2) 徴発と日本軍

次に、日本軍が戦地の住民（ここでは中国人民衆）に対してどのように行動したのか、徴発と呼ばれた日本軍による物資の現地調達を事例として検討する。

軍隊にとって給養は、戦争全体の行方を左右する重要な要素であり、『陣中日誌』にはこれに関する記述が頻繁に登場する。

戦時における日本軍の給養体制には欠陥が存在したことが指摘されている。⁽¹²⁾日中戦争時、日本国内からの補給は弾薬が優先されたため、現地の日本軍は食糧等の生活に必要な物資を現地で調達しなければならなかつた。⁽¹³⁾

戦地へ出動して約二ヶ月が経過した一九三七年九月一日、第七八連隊は河北省涿県城を占領し城内に駐留することになった。この日、第一一中隊は「給養ハ大行李未着ニ付各中隊毎ニ地方物資ニ依リ実施」という命令を受けている。⁽¹⁴⁾大行李とは、戦闘に直接関係しない食糧等の物資を輸送する部隊のことである。命令にある「地

方物資」とは現地で調達される物資を指していると考えられるが、駐留地が都市であるために補給が容易であると判断したのだろう。翌日には次の目的地へ出発したが、二日後の二〇日には大行李が行軍に追いついたため、「給養ハ大行李糧秣ニ依ルヘシ」との命令を受けている⁽¹⁷⁾。

この後も、補給は大行李を使用せよとの命令が繰り返して出されている。九月二五日に出された命令では「給養ハ大行李糧秣ヲ使用スヘシ」とあり、その際の注意として「徵発ハ治安維持会ヲ通シ各大隊毎ニ統一実施スルコト」とある⁽¹⁸⁾。治安維持会とは、日本軍が占領地を統治する上で結成した地元の有力者に地方行政を担当させるための組織であるが、兵士個人が自由に徵発を行うことは中国人民衆の日本軍に対する感情悪化を招くため、取締りの対象とされた。他にも、「住民ノ大部残存シアルニ鑑ミ無断借用掠奪等ノ行為ヲ絶対ナカラシムコト」⁽¹⁹⁾、「兵各人ニシテ濫ニ部落民家ニ立入り物資ノ徵発ヲナス傾向アリ、之カ為婦女子ハ甚ダシク恐怖シ居レル由ニ付、宿営民家以外ニ絶対ニ出入ル事ヲ禁ス」⁽²⁰⁾、「個人家屋ニ在ル野菜類等ヲ無断ニ使用セサルコト」といった命令が出ている⁽²¹⁾。

これらの命令から、徵発の目的は大行李を補完することにあったことがわかる。また、徵発は大隊という比較的大規模な部隊単位で組織的に実施されるべきものであり、かつ現地の中国人組織の承認を必要としたのである。このように日中戦争当初は、徵発の実施に慎重な日本軍部隊が存在した。しかし、戦争の長期化により大行李自体の物資が徵発によって賄われるようになっていった。次に引用する川岸文三郎第二〇師団長の師団將兵に向けた訓示では、將兵の出動以来の奮闘を称賛した後、次のように続く⁽²³⁾。

（前略）翻テ我国内ノ情勢ヲ觀ルニ国家総動員ノ態勢下ニ挙国一致銃後ノ守リヲ固メ其熱誠真劍ノ度未タ嘗テ見サルトコロナリ、最近議會ニ提出セラレタル臨時軍事費追加予算ハ四十八億余円ニシテ已ニソノ成立ヲ見ルニ至レリ、惟フニ北支事變勃發以來成立セル臨時軍事費予算ハ合計約八十億円ニシテ之等ハ直接間接国民ノ負担ニ歸スルモノナルハ言ヲ俟タサルトコロナリ、師団ハ作戰行動上必要ナル經費ハ決シテ之カ支出ニ吝ナラサルモ苟クモ節シ得ルノ經費ハ之ヲ省キ且現地資源ノ徹底的利用ニ努ムルノミナ

ラス、進ンテ現地産業ノ奨励開發ヲ行ヒ以テ師団ノ
現地自活主義ヲ徹底セシメ追送物資ヲ極力減少スル
等諸般ノ手段ヲ講スルノ要切ナルモノアリ、此ノ如
ク將兵拳ツテ經濟報國ノ実ヲ挙クルハ国家ニ報ヒ又
國民ニ応フルノ所以ナルコトヲ銘心シ以テ本趣旨ノ
徹底勵行ニ努メンコトヲ望ム

ここでは、第七三通常議會において、臨時軍事費⁽²⁴⁾の追加予算が成立したことに触れており、日本國民の負担を軽減するために必要経費の節約だけでなく、中国国内にある資源の「徹底的利用」を呼びかけている。

この訓示が出された後、『陣中日誌』には個人徴発禁止⁽²⁵⁾の記述が見られるものの、同じような趣旨の命令が登場する頻度は次第に減少していく。一九三九年七月には、第二〇師団隷下の各部隊が区域を分担して一斉に徴発を実施しているが、その際に「諸隊ハ極力、現地物資ヲ利用シ以テ給養ヲ良好ナラシムヘシ」という命令が出されている⁽²⁶⁾。こうして、日本人民衆の負担を中国人民衆へ転嫁しようとする思惑から、日本軍は徴発に依存するようになっていった。

そして、「徹底的利用」する資源は食糧をはじめとす

る物資だけにとどまらなかった。日本軍は行軍中の物資運搬等のために、労働力として中国人民衆を動員している。

一九三八年七月、第七八連隊は中国人民衆を動員して鐵道工事を実施していた。この工事では、作業に従事する中国人民衆に対し「運搬賃トシテ枕木一本ニ付五錢、軌條ハ巨離ノ遠近ニ応シ適宜若干ヲ支払フ事」とされ、賃金の支払いが定められていた。もともと、同じ命令の中で「各所ニ尚敗殘兵、自衛隊（紅槍会匪）等存在スル事アルヲ以テ、特ニ警戒ヲ嚴重ニスルト共ニ宣撫ヲ適切ニシ、彼等ヲ帰順利用スル如ク努ムルコト」とあることから、賃金の支払いには、住民の中に紛れている中国軍兵士を懐柔するという側面が隠れていた。

しかし、労働力として動員された中国人民衆への賃金支払いは適切に実施されなかったようである。占領地域の中国人民衆を宣撫する部隊から「苦力賃金支払ニ関スル件」として次のような通達があった⁽²⁸⁾。

維持会經濟困難ナル折柄苦力ノ統制至難ナルヲ以テ、当維持会ヨリ派シタル苦力ニ対スル労賃ヲ至急聞喜治安維持会財務部ニ支払ヒ相成度、尚労賃支払

ナキ部隊ニ対シテハ維持会苦力ノ派遣ヲ停止セシム
ルコトアリ

ここからは、治安維持会が中国人労働者を意味する苦力を日本軍へ斡旋していたことがわかる。そして、苦力への賃金の支払いは滞りがちであったため、治安維持会は苦力の派遣拒否も辞さない構えを見せることで、日本軍に対し賃金の支払いを実行させようと画策した。実際に治安維持会がそのような行動に出たかどうかについては、『陣中日誌』には記述されていないため不明である。

このように、戦地に住む中国人民衆は日本軍から食糧等の物資を徴発されるだけでなく、無報酬の労働を強いられる環境下にあった。そこからは、彼等に対して支配者として臨む日本軍の姿が見えてくる。

二 軍紀について

それでは、個々の兵士について、その具体的な姿を見ていこう。

軍隊の規律は、軍紀と呼ばれる⁽²⁹⁾。将校の視点から作成されている『陣中日誌』には、兵士の軍紀について多くの記述が見られる。将校にとって、戦地という環境での

部隊内部の秩序維持に対する関心は高かったと推測してよいだろう。

軍紀が意味するものは、生活態度から犯罪行為まできわめて幅広い。ここでは三つの視点から日本軍の軍紀について検討する。第一は、戦争相手国の住民である中国人民衆に対する軍紀、第二は、日本軍内部における軍紀、第三は、中国国内に存在した諸外国の権益に対する軍紀である。

(1) 中国人民衆に対する軍紀

第一の点については、多くの先行研究が日中戦争での日本軍による戦争犯罪を実証してきた。しかし『陣中日誌』には、兵士の戦争犯罪をうかがわせる記述はほとんど見当たらない。行軍中に露営した部落を荒らすことや暖をとるために家屋を破壊することを禁止する記述が散見される程度である。⁽³⁰⁾『陣中日誌』には、兵士個人と中国人民衆との関わりについての記述が少ないため、この点については不明と言わざるを得ない。

(2) 日本軍内部における軍紀

軍紀に関して、『陣中日誌』に最も多く記録されているのは第二の点である。

戦地といっても常に戦闘行動に従事しているわけではなく、一つの作戦が終了してから次の作戦が開始されるまでの間は、補給等のために占領した都市や部落に駐留していた。また一九三八年末以降になると、戦線拡大の限界点に達したために、日本軍は既に占領した地域の警備任務にあたるようになった。戦地の軍隊と言えば、広大な荒野や険しい山中で露営している姿をイメージしがちであるが、都市や部落での駐留期間も長かったのである。しかし戦地である以上、常に中国軍からの攻撃に備えなければならぬために見張り役である歩哨の役割は重要であった。この歩哨の勤務態度は次のようなものであった。⁽³¹⁾

陣中勤務特ニ歩哨ノ勤務未タ充分ナラサルモノアリ、各隊長ニ於テ教育指導ヲ充分ニサレタシ

1. 服装 (イ) 警戒心一般ニ未タ不十分ナリ

(ロ) 特ニ控兵ノ警戒不十分ナリ

(ハ) 歩哨ニシテ銃ヲ手ニセサルモノアリ

(ニ) 歩哨ニシテ立哨セス腰ヲ下スモノア

リ

(ホ) 立哨中処置スルコトナク大小便ヲナスモノアリ

2. 態度 (イ) 控兵ニシテ銃剣ヲ帯ヒサルモノアリ

(ロ) 歩哨ニシテ「ホック」「ボタン」ヲ

脱シアルモノアリ

(ハ) 控兵ニシテ横臥シアリト認メラル、モノアリ (後略)

中国軍と対峙している最前線ではない上に、歩哨の任務は退屈でもあったろう。しかし部隊を指揮する立場にある将校にとつて、生死にかかわる兵士の軍紀弛緩は決して許されるものではなかった。

一方、歩哨等の特別な任務に当たっていない時における兵士は、どのようなであったか。次に引用する兵士へ与えられた注意からは、戦地の生活雰囲気を感じ取ることができらう。⁽³²⁾

一 入浴時間ノ厳守極メテ不徹底ナリ、軍紀上礼儀上甚ダ遺憾トス、此ノ点充分観慮セラレタシ

一 外出者ノ服装態度今尚遺憾ナル点ヲ散見ス、各隊ハ外出者ニ対シ注意セラレタシ

一 公用外出者ニシテ料理店ニ立入ル者アリ、各隊ハ公用外出者ニ対シテモ充分注意セラレタシ

一 各隊共戦帽ニ防寒毛革ヲ装セル者ノ中甚ダ見苦シキ者アリ、又襟巻毛革ヲ使用シ「ホック」ヲ脱シ通行スル者アリ、軍隊ノ威厳上面白カラザルニ付注意セラレタシ

一 一般ニ敬礼動作良好ナラズ、特ニ部隊ノ敬礼ニ於テ然リ注意セラレタシ（後略）

このような注意の他、服装や所持品等の検査も頻繁に実施されていた。「近時頭髪ヲ長ク伸シアル者多シ、各隊ニ於テ嚴ニ之ヲ戒メ散髪ヲ勵行セシメラレタシ」⁽³³⁾、「炊事場ニ於テハ、順序正シク係員ノ指示ニヨリ食事及湯茶ヲ受領シ、決シテ喧噪ナラサルヘシ」⁽³⁴⁾等といった注意からは、戦地といえども平時同様の規律正しい日常生活を維持するために、兵士の徹底管理を図る日本軍の姿が浮かび上がる。

（3）諸外国權益に対する軍紀

最後に第三の点について検討しよう。一九三八年三月二六日、第七八連隊は山西省の新絳県という中規模都市

に駐留していたが、その際の注意事項には「治安維持会北方オランダ人経営キリスト教会、北門東南ニイギリス人経営ノキリスト教会アルニ付、同教会ニハ一切立入ラサル様」⁽³⁵⁾とある。当時、中国には欧米諸国が進出しており、内陸部の中小都市にもこれらの国々の住民が居住していた。

この注意では日本軍兵士が中国以外の国々の住民と接触することを一切禁止している。諸外国を刺激するような無用な問題の発生を恐れたからであろう。その理由には当時の国際情勢が大きく影響している。

日本と中国が全面戦争状態となった後、日本の中国に対する軍事行動が九カ国条約及び不戦条約に違反しているとして、国際連盟規約に基づく制裁実施の是非がイギリスを中心に検討されていた⁽³⁶⁾。しかし、ナチス・ドイツの台頭によるヨーロッパでの戦争危機への懸念に加え、アメリカが対日制裁に消極的であったために、日本への具体的な制裁は発動されなかった⁽³⁷⁾。

このような不安定な国際情勢下において、日本にとっても諸外国を刺激することは好ましくなかった⁽³⁸⁾。華中では、南京事件が大きな国際的反響を呼んでおり、日本軍

による諸外国の軍艦への攻撃事件等も発生していたため、日本軍は国際社会への配慮を強めざるを得なくなる。⁽³⁹⁾ 一九三八年一月四日には、閑院宮載仁参謀総長から松井石根中支那方面軍司令官宛に軍紀肅正の要望が出された。⁽⁴⁰⁾『陣中日誌』には、「今般畏クモ参謀総長宮殿下ヨリ軍紀風紀ノ緊肅ニ関シ御要望セラル、所アリト聞ク、各隊ハ特ニ特ニ意ヲ用ヒ軍紀風紀ノ緊肅ニ努メラレ度シ」という記述があり、第七八連隊が属する北支那方面軍に対しても、この要望が伝えられていたことがわかる。国際情勢が日本にとって有利ではない状況が続く以上、諸外国の権益保全は中国国内の全日本軍にとって喫緊の課題となっており、末端の兵士にいたるまで徹底されなければならなかった。それはまた、日本軍の作戦行動に影響を及ぼすことさえあった。⁽⁴³⁾

三 戦地の生活風景

平時の兵営生活と同様の厳しい規律に縛られ、かつ戦地という生と死との狭間に置かれた兵士を、精神的に支えていたものは何か。『陣中日誌』からは、この問いに対する答えを僅かであるが見出すことができる。

(1) 兵士は何を楽しみとしていたか

日本軍が食糧を現地で徴発していたことは既に述べたが、それは主食となる穀物や野菜、肉類等であった。一方、酒や菓子といった嗜好品は、現地では入手が容易ではないため、基本的に日本国内からの補給によって調達していた。⁽⁴⁴⁾

軍隊内で日用品や嗜好品等を販売する場を酒保という。日中戦争では戦地においても酒保が機能していた。酒保の当番となった兵士は、戦闘と戦闘との合間に後方にある部隊の経理室へ赴いて、これらの品を調達していた。例えば、一九三八年一〇月二日には、大隊経理室へ赴いて「軍衣袴、夏襦袢、袴下（古キモノ）概ネ各人一着宛、下給品トシテ羊羹一本宛及酒保品トシビール九十六本サイダー八十本受領シ帰隊ス、ビール一本二十六銭サイダー一本十五銭希望者多キ為メ各小隊人員ニ応シ販売ス」という記述がある。⁽⁴⁵⁾ また式典等の際に、嗜好品が兵士へ配給されることもあった。一九三九年の天長節には、下給品として「日本酒（各人二号宛）煙草（各人四個宛）羊羹、餅各人一個」が兵士に与えられて

いる。⁽⁴⁶⁾

このような嗜好品が配布される場合、当然、将校と兵士では差が生じた。侍従武官が現地の日軍を視察した際、軍人及び現地の諸機関で働く日本人の文官と雇人に對して「御品」が下賜された。この時、准士官以上が煙草二〇本を与えられたのに対し、下士官と兵は半分の一〇本であった。また軍司令官と師団長には清酒も与えられた。入院中の傷病兵には菓子を与えられている。⁽⁴⁷⁾

他の日本軍部隊から娯樂道具を借り受けることもあった。占領地の警備任務に従事している際、第一一中隊は經濟工作隊という部隊から野球道具を借りて第六中隊と試合を行っている。その様子は「喜々ト遊ブ兵士等ノ顔ニハ活氣漲リ希望ニ燃ユ」と記されている。⁽⁴⁸⁾

ここで一つ、興味深い記述を紹介したい。第一一中隊が属する第三大隊長の要望として、「陣中ノ徒然ニ高尚ナル趣味ヲ涵養スル目的ニテ陣中ニ於ケル一切ヲ題材トセル詩、和歌、俳句、童謡等募集セラル、」ことになった。⁽⁴⁹⁾ どれだけの応募があったのか、そもそも兵士の学力水準が詩歌を嗜むことができる程度であったかどうかはわからない。

ただ、戦地においてこのような要望を提示した大隊長の思惑は、戦闘となれば真つ先に死の危険に直面する兵士の心情と乖離していなかっただろうか。今後検討しなければならぬ課題である。

(2) 戦地での催事

戦地では、戦時ゆえの特別行事以外に平時の恒例行事も基本的に行われていた。ここでは、それぞれの行事について一つずつ事例を挙げておこう。

戦時での特別行事には、様々な団体が実施する兵士への慰問活動が挙げられる。第七八連隊へは、衛戍地である朝鮮から朝鮮軍事後援連盟が訪れている。この団体は一九三七年七月二四日に「今後事変拡大シ稍々長期ニ渉ルコトヲ予想シ、銃後ノ任モ亦恒久的組織ヲ以テ秩序統制アル活動ヲ継続スルノ必要ヲ認メ」という理由から結成されていた。⁽⁵⁰⁾

第七八連隊への最初の来訪は、出動から半年近く経過した一九三八年一月四日であった。二日間にわたる慰問活動の内容は「映画万才浪花節」であった。⁽⁵¹⁾ この慰問活動では、兵士は部隊毎に鑑賞できる日時と人数を指定さ

れており、各中隊から三五名しか鑑賞を許されなかった。限られた者しか鑑賞できない慰問活動は、兵士にとって不満の残るものであっただろう。翌一九三九年九月二十五日に来訪した際は一日だけの開催であった。内容は前回とほぼ同じである。どれだけの数の兵士が鑑賞したのかは不明であり、『陣中日誌』は「我々一同浪曲万才久闊ノ演芸ニ打興シ半日ヲ愉快ニ楽シク見物セリ」と記録しているのみである。⁽⁵²⁾

一方、戦地で実施された平時の恒例行事には軍旗祭がある。軍旗祭は天皇から軍旗を下賜された日を記念して祝う歩兵連隊にとつて最も重要な祭典の一つであり、式典と余興で構成され、特に余興は兵士の楽しみでもあった。平時では一般にも開放され、軍隊と地域社会とをつなぐ盛大な行事であった。

では戦地で開催される軍旗祭はどのようなものであったのだろうか。

第七八連隊は一九一六年四月一八日に軍旗が下賜されており、戦地でもこの時期に合わせて実施されている。一九三八年の軍旗祭では、催物について兵士へ次のような指示があった。⁽⁵⁴⁾

来ル軍旗祭ノ催物致サル、ニ付左記種目ヨリ選定ノ上出場者ヲ来ル四月七正午迄ニ報告スベシ

劍舞、居合技、手品、浪花節、博多博、仁輪加、萬歳、角力、其他（大衆向ノモノ）

注意1、今次戦場美談ヲ加味セルモノヲ歓迎ス

2、右ノ外支那側民衆娘子軍ノ催物モ実施ノ予定（後略）

3、各小隊ヨリ少クモ一組以上選定ノコト

4、軍旗祭催物ニ付テハ当日迄秘密ヲ保持スル

コト

中国人民衆による催物が計画されていることから、この軍旗祭では中国人民衆も鑑賞予定であったのだろう。そのため、催物の選定についての「大衆向ノモノ」という指示は、戦地の日本人居留民だけでなく中国人民衆も想定していると考えられる。軍旗祭は、円滑な占領地支配のための中国人民衆に対する懐柔策という性格を帯び、戦地において日本軍と中国人社会をつなぐ役割を担っていたと言えるだろう。

なお、翌一九三九年の軍旗祭については、雑件として「軍旗祭祝典ノ宴会ヲ十五時ヨリ実施ス」とだけ記され

ており⁽⁵⁵⁾、どのような催物が披露されたのか等、詳細については不明である。

(3) 戦地から兵士が発信したもの

戦地の兵士は日本国内の家族や知人に向けて多くの郵便を送った。この郵便は軍事郵便と呼ばれるが、『陣中日誌』には兵士が書く郵便の内容についての命令や注意が記録されており、兵士が戦地から何を伝えようとしたのかが判明する。

兵士が書いた郵便は検閲の対象であり、特に戦地の様子を書くことは厳しく制限された。中隊長の「郵便物ニ対シ再三注意シアルモ未タ徹底シアラサルヤノ注意ヲ受ク、軍ノ行動ノ日時場所悲惨ナル戦闘ノ情况及将来作戰ノ想像（凱旋交代要否）字句ノ使用ニ注意サレタシ」という命令からは、いくら制限されてもお、大多數の兵士が自分の消息を伝えようとして郵便に戦地の様子を書き続けていたことがわかる。

郵便に戦友の戦死状況について書く兵士も存在した。これは軍による戦死公報の内容と異なる場合があったため、「従来戦死者ノ遺族ニ対スル戦友其他ノ私信多ク、

之カ為死亡日時其他死亡事実等隊ヨリノ公報ト相違シ遺族ニ対シ疑惑ノ念ヲ生セシムルコトアルヲ以テ、爾今戦死情況ニ関スル私信ハ絶対厳禁セラレ度」という命令が出ている⁽⁵⁷⁾。戦死者遺族の感情に配慮する軍にとって、兵士の最期が軍の公式見解と相違することは都合が悪かったのである。

しかし検閲は決して厳密に実施されていたわけではなかった。「郵便物取締ニ関シテハ従来屢々注意ヲ喚起セラレシニ拘ラス依然其ノ跡ヲ絶タス、銃後ニ及ホス影響ヲ思フ時更ニ一層之カ取締ヲ徹底セシメラレ度、特ニ点検印ヲ押捺シアルニ拘ラス内容不良ノモノ極メテ多ク幹部ノ形式的ナル捺印ニ非サルヤヲ疑ハシムルモノアル由、師団ヨリ通牒アリタルニ付爾今之カ取締ヲ厳ニセラレ度」とあるように、検閲の実態は形式的である場合が多かった⁽⁵⁸⁾。

郵便ではなく書誌等に戦争体験を著そうとする兵士も存在した。「新聞雑誌ニ投稿セントスル者アリ、投稿セントスル者ハ中隊長ノ点検ヲ要ス」という記述からは、担当下士官又は小隊長が検閲する通常の軍事郵便とは異なり、中隊長が直接検閲したことがわかる。一般社会に

流布することになる新聞や雑誌は、個人宛のものが多かった軍事郵便とは性格が異なるため、中隊長が自ら目を通したのだろう。

おわりに

日中戦争において、戦争の大規模化と長期化は日本軍の戦闘集団としての質の低下を招いた。そのため、日本軍は兵士の日常生活を徹底的に管理することで、軍紀の引き締めを図ろうとしたのである。ただし、ここで注意すべきであるのは、兵士が管理されていた生活場面は、軍隊の内部に限定されていたという点である。将校の関心は、兵士の中国人民衆に対する態度よりも、軍隊内部におけるそれにあつた。戦争当初には、中国人民衆に対する一定の配慮が見られたものの、日本の国内事情の変化とともに、この姿勢は次第に日本軍から欠如していく。その結果、兵士は戦争相手国ではない諸外国との間に紛争を起こさない限り、軍隊の外に広がる世界での行動に制約を受けることは少なくなっていた。

また、日中戦争期の兵士は、徴発によってそれなりに補給も行き届き、定期的に嗜好品も入手可能であつた。

慰問活動や軍事郵便によって、銃後社会とのつながりも確保されており、戦闘中でなければ娯楽に興じることができた。これらから見えてくる兵士の姿に、「悲惨」という言葉を想起することは難しい。

ここで鍵となるのは、戦地という異常な空間の中で、兵士が平時の心理状態をどれだけ再現できたかという点に注目することであろう。戦局の悪化によって、恒常的に過酷な心理状態に晒されたアジア・太平洋戦争期とは異なり、日中戦争期の戦地では、これを可能とする要素が兵士に対して用意されていたのである。

以上が本稿の結論である。先述したように、この『陣中日誌』は将校の立場から作成されているため、本稿は兵士の視点からの検討がきわめて不十分となつてしまつた。また、冒頭で述べた将兵の手記や回想を組み合わせた戦争像の再構成もできていない^(註)。これらの点は今後の課題であり、別稿にて検討することとしたい。

註

(1) 成田龍一「現代社会の中の戦争像と戦後像」(成田龍一・吉田裕編『記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争——岩波講座アジア

ア・太平洋戦争 戦後篇』岩波書店、二〇一五年。

- (2) 藤井忠俊『兵たちの戦争』(朝日新聞社、二〇〇〇年)、藤原彰『餓死した英霊たち』(青木書店、二〇〇一年)、倉沢愛子ほか編『岩波講座 アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相』(岩波書店、二〇〇六年)、一ノ瀬俊也『皇軍兵士の日常生活』(講談社、二〇〇九年)、山田朗『兵士たちの戦場』(岩波書店、二〇一五年)など。

- (3) 坂本博美『日本陸軍 第二十師団 歩兵第七十八連隊 第十一中隊』(陣中日誌(昭和十二年七月〜十五年一月))『倉敷の歴史』一三、二〇〇三年。同論考では、『陣中日誌』の概要及びこの史料が倉敷市へ寄贈された経緯等についても、詳しく述べられている。

- (4) 第二〇師団の詳細については、庵谷由香「朝鮮に常設された第一九師団と第二〇師団」(坂本悠一編『地域のなかの軍隊 7 帝国支配の最前線 植民地』吉川弘文館、二〇一五年)を参照のこと。

- (5) 日中戦争における第七八連隊の軍事作戦行動については、歩兵第七十八連隊史編纂委員会編『歩兵第七十八連隊史(朝二十二部隊)』(東京歩兵第七十八連隊会、一九八三年)を、日本軍の軍事作戦行動全般については、防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書 支那事变陸軍作戦(1)』(3)『(朝雲新聞社、一九七五年〜七六年)を、それぞれ参照のこと。

- (6) 吉田裕『日本の軍隊』(岩波書店、二〇〇二年)、二〇六―二〇八頁。

- (7) 『陣中日誌 第一五号』昭和十三年九月二三日。以下、『陣中日誌』を引用する場合は、昭和十三年九月一三日の記録であれば、『陣中日誌 第一五号』一三九・一三〇のように略記する。

また、史料引用にあたり原則として、旧漢字は常用漢字に改め、適宜説点を付した。

- (8) 『陣中日誌 第一五号』一三・一〇・四。

- (9) 『陣中日誌 第九号』一三・四・四。

- (10) 註(5)『歩兵第七十八連隊史(朝二十二部隊)』六八―七二頁、八二―八六頁。

- (11) 戦時編製の師団定員は約二万五千名であるが、一九三八年四月一〇日時点で、出動以来の第二〇師団の損害は戦死一、四四六名、戦傷四、九七八名であった(師団(兵団)別戦死傷調査表他 昭和十三年四月一〇日 北支那方面軍軍医部JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:C1111446000「北支那方面軍直轄兵站監部 執務ノ参考 昭和十二年一月〜三年六月」(防衛省防衛研究所)。

- (12) 註(6) 吉田書、一七二―一七四頁。

- (13) 山田朗「兵士たちの日中戦争」(倉沢愛子ほか編『岩波講座 アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相』岩波書店、二〇〇六年)。

- (14) 当時、中国の都市は周囲を城壁に囲まれた構造になっているものが多く、日本軍の史料中にも「城」を付した都市名が多く見られる。

- (15) 『陣中日誌 第三号』一二・九・一八。

- (16) 防衛庁防衛研究所戦史部編『戦史叢書 陸海軍年表 付 兵語・用語の解説』(朝雲新聞社、一九八〇年)、三四七頁。なお、弾薬等の直接戦闘に関係する物資を輸送する部隊は小行李と称される。

- (17) 『陣中日誌 第三号』一二・九・二〇。

- (18) 『陣中日誌 第三号』一二・九・二五。

- (19) 笠原十九司『日本軍の治安戦 ―日中戦争の実相』(岩波書店、

二〇一〇年)、三五—三六頁。

(20) 『陣中日誌 第三号』一二・九二・四。

(21) 『陣中日誌 第八号』一三・二二・〇。

(22) 『陣中日誌 第九号』一三・三二・六。

(23) 『陣中日誌 第一〇号』一三・四二・三。

(24) 臨時軍事費とは、戦争の開始から終結までを一会計年度として戦争終結後に決算を行う特別会計である(吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、二〇〇七年、三〇、三一頁)。

(25) 『陣中日誌 第一五号』一三・九一・七。

(26) 『陣中日誌 第二五号』一四・七二・三。

(27) 『陣中日誌 第三号』一三・七二・七。

(28) 『陣中日誌 第四号』一三・八二・四。

(29) 吉田裕・森武磨・伊香俊哉・高岡裕之編『アジア・太平洋戦争辞典』一七一頁(吉川弘文館、二〇一五年)。

(30) 『陣中日誌 第一七号』一三・二二・八、『陣中日誌 第二九号』一四・一一・三。

(31) 『陣中日誌 第一〇号』一三・五九。

(32) 『陣中日誌 第六号』一三・一五。

(33) 『陣中日誌 第六号』一三・一五。

(34) 『陣中日誌 第一七号』一三・一一・五。

(35) 『陣中日誌 第九号』一三・三二・六。

(36) 第一次世界大戦後における戦争違法化と、日中戦争における対日制裁実施をめぐる各国間のせめぎあいについては、伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』(吉川弘文館、二〇〇二年)を参照のこと。

(37) 対日制裁は実行されなかったが、一九三八年九月三〇日の国際連盟理事会において、日本の中国に対する行動は九カ国条約

及び不戦条約に違反しており、制裁を加えられうるとして、日本は侵略国であると実質的に認定された。

(38) 日中両国とも自国の戦争遂行に大きな支障を及ぼすことになるアメリカの中立法発動を回避するため、宣戦布告をしなかった。またそれゆえに、日本にとってアメリカを刺激することは避ける必要があった(加藤陽子『模索する一九三〇年代』山川出版社、一九九三年、七二、七八頁)。

(39) 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』(青木書店、一九八六年)、一七八—一八〇頁。

(40) 「軍紀風紀ニ関スル件」JACAR(アジア歴史資料センター)RefC04120161000、昭和十三年「陸支密大日記 第二号」(防衛省防衛研究所)。なお、南京が陥落したのは一九三七年一月一日である。

(41) 『陣中日誌 第七号』一三・一一・九。

(42) 既に一九三七年八月五日の時点で、陸軍次官から発せられた通牒にて「現地ニ於ケル外国人ノ生命、財産ノ保護、駐屯外国軍隊ニ対スル応待等ニ関シテハ努メテ適法的ニ処理シ特ニ其ノ財産等ノ保護ニ当リテハ努メテ外国人特ニ外国外交官意等ノ申出ヲ待テ之ヲ行フ等要ラサル疑惑ヲ招カサルノ用意ヲ必要トスヘシ」と注意が与えられており、同年九月三日と十一月四日にも、「現地ニ於ケル外国人ノ生命、財産ノ保護、駐屯外国軍隊ニ対スル応待等ニ関シテハ勉メテ適法的ニ処理シ以テ第三国トノ紛糾ヲ避クルノミナラス皇軍ニ対シテ信頼ヲ抱カシムル如クスルモノトス」と文言を一部変更した通牒が出されている(「交戦法規ノ適用ニ関スル件」JACAR(アジア歴史資料センター)RefC04120138000、昭和十三年「陸支密大日記 第二号」(防衛省防衛研究所))。

(43) この事例として、一九三八年三月、第一〇師団隷下の歩兵第一〇連隊が山東省の小都市である滕県城を攻撃、占領した。城内にはアメリカ及びドイツの教会がそれぞれ立地していたが、第一〇連隊は攻撃時に両教会へ被害が及ばぬよう、予め砲撃目標を限定しており、占領後には金銭や物品による見舞いを行う等、諸外国に対して過剰ともいえる配慮を払っていた(姜克實「滕県作戦における日本軍の虐殺記録」『年報・日本現代史 第二〇号 戦後システムの転形』『年報日本現代史』編集委員会、二〇一五年、二四六―二四七頁)。

(44) 註(13) 山田論文、四六頁。

(45) 『陣中日誌 第六号』一三・一〇・二。

(46) 『陣中日誌 第二号』一四・四・二九。

(47) 『陣中日誌 第二九号』一四・一一・一八。文官については、高等文官及び同待遇の者が煙草二〇本、判任文官及び同待遇の者が煙草一〇本、日本人傭人が煙草五本であった。

(48) 『陣中日誌 第一五号』一三・一〇・五。

(49) 『陣中日誌 第二五号』一四・七・二九。

(50) 「朝鮮一般状況」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref: A03023879400『各種情報資料・北支事変関係情報綴』(国立公文書館)。

(51) 『陣中日誌 第六号』一三・一・四。

(52) 『陣中日誌 第二七号』一四・九・二五。

(53) 註(5)『歩兵第七十八連隊史(朝二十二部隊)』、三五頁。

(54) 『陣中日誌 第九号』一三・四・五。

(55) 『陣中日誌 第二二号』一四・五・五。

(56) 『陣中日誌 第一〇号』一三・五・一。

(57) 『陣中日誌 第一四号』一三・八・一五。

(58) 註(2)一ノ瀬書、二一九頁。

(59) 『陣中日誌 第二二号』一三・六・二七。

(60) 『陣中日誌 第九号』一三・四・六。

(61) 第七八連隊に関しては、日中戦争での軍事作戦行動について詳細に記録した戦闘詳報が残されている。また、第二〇師団や第一軍、北支那方面軍などの上級部隊が作成した記録類も存在する。本稿ではこれらを十分に活用できなかったため、今後は、これらを網羅した考察が必要である。

〔付記〕 史料閲覧に際しては、倉敷市総務課歴史資料整備室の方々
に大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

(おの こうすけ 岡山地方史研究会会員)

近世倉敷の漢学者・児島信の学識考

足立賢二

一 はじめに

備中国倉敷代官所内に設けられた郷学兼教諭所明倫館（天保五年（一八三四）開講）については、これまでも多くの研究がなされてきた。^①『倉敷市史（以下『旧市史』とする）』は、「郷学明倫館の創立は百姓佐衛門の主唱に基づく^②」と記載し、倉敷村の「百姓佐衛門」を明倫館の開講に関わる人物として重要視した。また、明倫館教授を務めた漢学者・神崎小魯（一八〇三―一八七二）が記した児島中山の墓碑（図）の記載（「嘗欲為邑人營校舍、条為若干卷、建議於官、事未及成」）を証拠とし、「百姓佐衛門」と「児島信」とを同一人物と推測している。^③以降、百姓佐衛門＝児島信とする見解に対する有力な反論はなされず、今

日に至っている。

では、児島信とはいかなる人物だったのだろうか。明倫館の詳細を検討した継山弘子は、この児島信の人物についての詳細は「わからなかった」としながらも、佐衛門による「学問所」設立に向けた一連の計画を踏まえ、「かなりの知識・教養を持っていたことだけは確かである^④」とした。また、『新修倉敷市史（以下『新市史』とする）』では先述した神崎や、故実家の大館天涯との交流があったことをあげて、「自らもかなりの学問を修めていた人物と思われる^⑤」としたが、詳細は検討されていない。

そこで今回、児島信に関連する情報を整理し、その学識の一端を明確化することとした（史料の引用に際しては新字体を使用した）。なお、今回は事実の呈示を主眼とし、

後日更なる分析を実施したい。

二 諸文献に記載された児島信の事跡

児島に関する記載としては、黒川清一（号・真克）が紹介した和歌二首や、井上雄風による新川町・巳心庵に所在したとされる墓碑の紹介などがある。また『岡山和歌俳諸人名辞典』⁽⁸⁾には「児島信」の項目が、『国書人名辞典』⁽⁹⁾には「児島中山」の項目が設定されている。



71×36

図 墓碑（井上注（7）書、44頁より）

これらの記述をまとめると次の通りである。漢学者・児島信（一七九一―一八四八）の通称は太郎左衛門、諱は信、字を好古、中山と号した。備中倉敷・新川町に生まれ、幼時両親と死別、長じて諸書を渉猟して詩、書、和歌、易書に精通し、易相家

として中国地方では名声が高かった。

三 児島信に關係する資料

児島に關係する資料としては、詩と和歌・相書（観相学（人相学）関連の書）と易書（易関連の書）・跋文・医書が知られる。以下整理して記述する。

（一）詩と和歌

詩に関しては、漢学者・仁科白谷（一七九一―一八四五）を詩友としたとあるが、今回は児島の詩を確認することができなかった。児島の和歌の師は、堀家広政（一七六四―一八三二）とされる。⁽¹¹⁾堀家は吉備津神社社家で、のち一臈檢校となった。幕末の歌人・国学者で尊攘運動にかかわり京都で暗殺された藤井高雅（一八一九―一八六三）の祖父としても知られる。⁽¹²⁾なお、先述した児島の和歌二首（吉備国歌集）掲載の一首及び黒川が採集・紹介した一首⁽¹⁴⁾の作成年は詳らかではない。

（二）相書と易書

観相に関する書物が相書である。観相とは人の身体・

容貌・声・気色を観察してその性質・禍福を見通すことをいう。⁽¹⁵⁾ 児島の相書としては文化八年（一八一二）八月刊『真相精通』（連珠堂・京・勝村治右衛門）が、易書としては作成年不詳の『卦名考』（上経卦名考）が知られる。どちらも岡山県内では財団法人・正宗文庫（岡山県備前市穂浪）に所蔵されており、ここでは、同文庫本（写真1）を用いて『真相精通』の記述を検討する。⁽¹⁶⁾

『真相精通』の概要

『真相精通』一の「目録」に「十卷合為五本」とあり、正宗文庫版の五冊（一〜五）はこの十卷に該当する。



写真1 『真相精通』（正宗文庫所蔵）

△史料一▽（同書一 見返

し。改行は「／」で表記。）

中山先生著 門人等上梓

真相精通

中山先生備中人。姓児島名信字好古。少喪父母產遂破。隱姓名霽／相難波市。自擬君平。傍喜国風。人間姓名則

称曰吉備太郎問其／吉凶禍福。随物率善諄諄以警人称其能。烏嘗使人写吉備中山図／自擬在郷之意。人号中山先生。後自加人称仲山。文化年間漫／遊於海西。編書以与門人。立真相妄相之説。門人相譏。以上之木。以／与海内共。四方君子請読以識其善矣。及刻成書肆文徳堂主人謹書

さて、同書一の付言及び同書五の跋文に「渡辺篤」の名を確認でき、『真相精通』の成立に「渡辺篤」が関与したことを理解できる。同書五に「同志姓名録」として渡辺を含む三三名の姓名が記録されており、その内訳は雲州一四名、伯耆一七名（橋津六名、赤寄一名、彎浜二名、境二名、米子六名）、浪花一名、京師一名だから、児島の門人の多くが文化年間には山陰に所在していたことを把握できる。

なお、同書五の巻末には「中山先生著述書目」として、『真相精通 全五卷』のほか「相法真義 未刻」「同続編 未刻」などの書名が見えるが、その詳細は不明である。同書の発刊に関わった書林は「東都 須原茂兵衛、浪花 松村九兵衛、同 野上利介、同 多田勘兵衛、皇都 赤井長兵衛、同 勝村治右衛門」である。近世観相書

の版本目録を初めて調査した青山英正によれば、大坂の敦賀屋（松村）九兵衛、京の勝村治右衛門、江戸の須原屋茂兵衛らは相書の主な版元として知られ、江戸期観相学の三大家とされる鶴塞⁽¹⁹⁾（享保（二七六）一七三五）頃の人・菅沼穀風（号梅莊・宝暦（二七五）一七八九）頃の人・水野南北（一七五七）一八三四⁽²²⁾）ら錚々たる観相家の相書をも発刊していたから、児島も当時一流の観相家として把握されていた可能性が高い。

では、児島はどのような説を唱えたのだろうか。児島は同書一に「相法真義大意」の題で、「神相全編」「人相編」「達磨相法」「水鏡集」といった読むべき書物の名をあげ、自らの説を「真相妄相之説」と説き、「真相者、謂天地自然之相也。妄相者、謂窮理家及郷相者之屈言也」と記す。詳細な分析は後日を期したいが、門人の渡辺は同書一の「付言」で「此書ハ人ノ吉凶ヲハカル書トノミ思ベカラズ。先修身齊家治国平天下スル書ト心得ベシ。イカントナレハ形局ノ悪キ人モ自其悪キヲ知テ正クセハ天相モ長寿トナリ、貧賤ノ人モ富貴トナルベシ。心学者流ノ説ト相反シテ、形貌ヲ正クスルヲ本トス。形貌正ケレハ自然ト心正シカルベシ。心ト貌ト共ニ正シケレハ身ヲサ

マリ家トトノフ。何ノ難キコトカアラン」と記しているから、児島の相学は「修身齊家治国平天下」を目指す説として門下に受け継がれたことがわかる。

（三）跋文

大館天涯の著書『礼学大全五倫訓』⁽²³⁾に寄せた天保七年（一八三六）五月付の跋文「礼学五倫童蒙訓跋」は著名で、『旧市史』及び『新市史』で言及されている。⁽²⁴⁾同書は倉敷で刊行されたとされ、倉敷考古館に版木が収蔵されている。⁽²⁵⁾なお、大館について『新市史』では「詳しいことはわからない」とする。⁽²⁷⁾『国書人名辞典』によれば、大館氏晴（号天涯・一七五六）一八三八）は近江国彦根の故実家・歌人で、医者として諸国を巡り諸道に通曉したとあって、著作に、『礼学要種』『威儀曲礼数種』『吉良流結内婚礼之書』『女訓百ヶ条』『女諸礼集』などがある。⁽²⁸⁾備中地域では、天保五年（一八三四）頃には「大館流」「源家公御流儀（義家公御流儀）」の名称で「礼儀威儀兼備之礼法」を指南していたらしく、大館発給の免状を「倉敷市所蔵東大橋家文書」内に見ることができるとする。⁽²⁹⁾『礼学大全五倫訓』の大館の自序が天保六年（一八三五）十一月、児島の跋文

が翌年の五月であることを勘案すると、大館は天保五年以前に備中地域に来訪し、数年滞在する中で児島と交流を深めたと考えてよいだろう。

(四) 医書

本稿で児島が関与した医書として紹介するのは、写本『取穴図解』二冊(乾・坤)である(写真2・3・津山市・中山氏蔵)。本史料は内題を「穴処図解」とし、文化六年(二八〇九)仲秋に児島信が序をなしたもので、乾・坤共に「枅園山本先生口授／門人備中 児島信／編輯／伯耆



写真2 『取穴図解』(中山氏蔵)

吹野鳳詔／出雲渡辺友

校」の記載があり、巻末に文化一三年(一八一六)中夏下旬の記載と共に「渡辺善鳴書」の記載がみえる。

△史料二〇(取穴図解)乾 序。

改行は「」で表記。

穴処図解

吾枅園先生素美濃之世家／

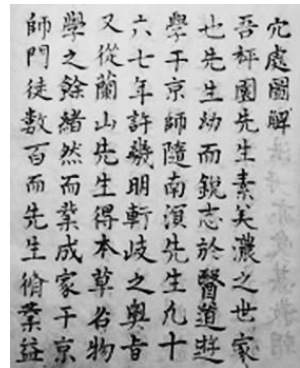


写真3 『取穴図解』序

也先生幼而銳志於
医道遊／學于京師
隨南溟先生凡十／
六七年許幾明軒岐
之奧旨／又從蘭山
先生得本草名物／
學之余緒然而業成
家于京／師門徒數

百而先生修業益／精矣／享和年間應／羽州侯之聘來
于雲藩初作／医学館教授國中生徒實／文翁入蜀之
槩也予九州謾／遊之路出于此邦止其門一／年得受其
業當夏日先生授／生徒以穴法予亦受其教朝／研夕磨
得其大略夫穴法者／針灸家之要道濟病之先務／也苟
繆即殺人豈可不恐乎／越以国字解穴法記聞加之／設
圖以便搜覽名曰取穴図／解繕写之送予郷里与慈息／
某云于時／文化己巳歲仲秋日書於存濟館燈下／山陽
児島信序

ここからは、児島が文化年間に「九州謾遊之路出」を
なしたことを把握でき、これは『真相精通』の記載と矛
盾しない。また、「存濟館」で「枅園先生」のもと穴法(ツ

ボを取る方法（取穴法）を学んだことがわかる。

四 児島信の医術修行と山本逸記

児島が学んだ存濟館とは、享和二年（一八〇二）出雲松江藩七代藩主・松平治郷（一七五一～一八一八）に招聘された山本逸記（一七四四～一八二二）⁽³⁰⁾を初代教授とする藩立漢医学校である。山本は温亭、杵園斎とも号したから、児島の師は山本と判断できる。存濟館の名は、文化三年（一八〇六）に京都の医師・荻野元凱典薬大允（一七三七～一八〇六、号台州）が命名したとさる。⁽³¹⁾従って、史料二の「文化己巳歳」を参照すれば、児島の修学期間は「存濟館」と命名された文化三年（一八〇六）～文化六年（一八〇九）の間に比定可能だろう。

山本は松江藩の医学教育に関わった重要な人物であり、島根県の実証者らによって基本的事実の確認とその実像に迫る研究が進展している。⁽³²⁾

それらの研究成果によれば、山本の生国は美濃⁽³³⁾で、京都にて小野蘭山（一七二九～一八一〇）に本草学を学び、またのちに尾張藩医となった浅井家六代・浅井南溟（一七三四～一七八二）に師事して「浅井家脈学」「内経之

学」を学んだとされる。⁽³⁴⁾南溟没後は、幼少の浅井家七代・浅井貞庵（一七七〇～一八二九）ら浅井家の子弟を教授し、⁽³⁵⁾享和二年（一八〇二）松江藩に招聘され、享和四年（一八〇四）同藩に召し抱えられた。

山本の著作では、『穴法記聞』『黄帝内経抄略』などが知られる。⁽³⁶⁾児島は『取穴図解』乾の序文中に「穴法記聞加之設図、以便搜覧」としているから、山本の『穴法記聞』が文化年間には広く利用されていたことがわかる。なお、児島は同書の「凡例」で「骨尺法ハ実ニ浅井家ノ發明ニシテ、予カ輩其餘陰ヲウクルモノナリ」と記しており、穴処（ツボ）の位置を定める方法として、浅井家発明の「骨尺法」を学んだことを誇りとしている。

五 考察

文化年間（一八〇四～一八一八）と天保年間（一八三〇～一八四四）とに情報は限られるものの、児島の活動の一端を把握できた。史料一と史料二の記載から前者では児島は医学（医術）と相学（観相）に関与していたことを把握できる。

前近代の知識体系を集大成した百科事典ともいえるべき

『古事類苑』は、観相を方技部で扱⁽³⁷⁾う。方技とは方士の扱う技術を意味し、陰陽道・天文・暦・占術／観相・医術・薬方・不老不死などの術をいうが、『古事類苑』の配列では、観相は陰陽道・天文・暦道と、暦学に関わる諸道、易占・式占の後、占術・医術・薬方の前の中間に置かれる⁽³⁸⁾。観相の歴史は古く、その淵源は黄帝軒轅氏に仕えた岐伯に遡ると伝えられ、観相と医術とを同源とみなす考え方を生んだ⁽³⁹⁾。安永八年（一七七九）には、観相学が医学の範疇なのか陰陽道の範疇なのか江戸にて裁判で争われたとの記録があり、当時の寺社奉行によつて安永九年（一七八〇）、観相学は医学の範疇と認められたらしい（土御門家の関東総奉行の訴えを認めず、江戸の町医師で観相家の石龍子三代の申し立てを認めた⁽⁴⁰⁾とある）。これらを踏まえると、児島にとつても医学と相学とは一連のものとして把握されており、両者の追究が為されたと考えて良いだろう。

さて、児島の医学の師山本逸記が師事したのは小野蘭山と浅井南溟である。

小野蘭山は、「日本のリンネ」とも称される本草学の大家である。山本の履歴を詳細に検討した梶谷光弘によれば、山本は小野から「本草名物」を学び（明和四年

（一七六七）、翌年の小野の採薬（比叡山など）に同行したり、小野の浅井家での「本草綱目」の講釈にも参加したりしたとされる⁽⁴¹⁾。山本と小野とは親しく交流したらしく、山本宛の小野の書翰（文化三年）も伝存している⁽⁴²⁾。一方で、山本による本草学の著作は確認されておらず、山本が本草学を教授したか、また本草学者として名を知られていなかったについては疑問が呈されている⁽⁴³⁾。

小野が終生の師としたのは、松岡恕庵（一六六八～一七四六）ただ一人だった⁽⁴⁴⁾。松岡は、医・故実・儒学・本草・神道に通じた碩学で、『本草綱目』『用薬須知』などの著作がある。主な学統を概観すると、儒学・神道を山崎闇斎（一六一八～一六八二）⁽⁴⁵⁾に学び、医を浅井策庵（通称、伯・周璞。一六四三～一七〇五）より学んだ。策庵は、代々京都で医業を営み、「内経学」を家学とし、「素霊伝家」を称した浅井家・三代である⁽⁴⁶⁾。

松岡の門人として著名なのが、浅井家五代・浅井図南（一七〇六～一七八二）で、策庵の孫、南溟の父に該当する。図南は松岡を奉じ、医よりも儒、和学を重視した⁽⁴⁷⁾。当時の京都にあつて、本来優先すべきは儒であるとの認識は通底しており、医は糊口の手段であつて、医家浅井家に

あってもまず称揚すべきが儒学の才だった。⁽⁴⁸⁾ その傾向は子である南溟にも受け継がれた可能性が高い。

浅井家の家塾で代講を勤めた山本は、当然浅井家の学風を解していたと考えて良く、小野・浅井両師から、医よりも儒学・和学を重視する松岡に連なる学風を継承していたと考えて良いだろう。以上を踏まえると、児島は山本から医学と共に松岡に連なる学風（医よりも儒学・和学を重視する学風）をも伝えられ、「真相妄相之説」を唱えたり、和歌や礼学を修めたりする方向へ発展していたのではないかと推測することもできよう。

なお、『真相精通』に關与した出雲の「渡辺篤」と『取穴図解』に關与した出雲の「渡辺友」・「渡辺善鳴」の詳細は不明である。当時松江藩では渡辺姓の医師が多数活躍していたので、⁽⁴⁹⁾ それらの渡辺一族の可能性もある。

六 まとめ

本稿での検討によって、特に文化・天保年間の児島信の動向と学識形成の一端を把握できた。児島は医療修行を通じて儒学・和学を第一とする学風に接していた可能性があることがわかった。また観相では特に山陰地方に

多くの門人を抱えていたことを明確化できた。今回児島と「百姓佐衛門」との直接的な関係性を示す情報は得られなかったが、文化・天保年間以外の時期の動向を把握すべく今後も継続して情報の収集につとめたい。

注

- (1) 例えばひろたまさき・倉地克直編『岡山県教育史』（思文閣出版、一九八八年）、一八三～一八五頁・継山弘子「倉敷代官所内教諭所明倫館について」（『倉敷の歴史』第八号、一九九八年）、一三～三一頁。
- (2) 永山卯三郎編『倉敷市史』第四冊（名著出版、一九七三年）、四〇六頁。
- (3) 永山編前掲注（2）書、四一一頁。
- (4) 継山前掲注（1）論文、二四頁。
- (5) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史』第四卷近世（下）（倉敷市、二〇〇三年）、五三七頁。
- (6) 黒川真克編『倉敷百人一首』（倉敷文化連盟『倉敷叢書 第一集』（同人、一九六五年）、二六頁・黒川清一『倉敷歌人伝』（倉敷歌人クラブ、一九六八年）、一二三頁。
- (7) 井上雄風「倉敷文化を築いた人々」（『倉敷春秋』第二二二号、一九七四年）、三七～三八頁・井上雄風「拓本収覧 倉敷と周辺の碑」（同人、一九七五年）、一一・四四頁。
- (8) 直原正一「岡山和歌俳諧人名辞典」（思文閣出版、一九九二年）、一一七～一一八頁。
- (9) 市古貞次編『国書人名辞典』第二卷（岩波書店、一九九五年）、

二五二頁。

- (10) 市古編前掲注(9) 書、二五二頁。仁科に関しては、市古貞次編『国書人名辞典』第三卷(岩波書店、一九九六年)、五五七～五五八頁を参照した。

- (11) 直原前掲注(8) 書、一五〇～一五一頁。

- (12) 吉備津神社編『藤井高雅(大藤高雅)』(同人、一九四四年)、四頁。

- (13) 『吉備国家集』雑部(弘化五年(一八四八年))(渡辺頼母編『吉備文庫 第四輯』(山陽新報社印刷部、一九三〇年)、二二五頁)。

- (14) 黒川編前掲注(6) 書、二六頁。

- (15) 相田満『観相オントロジの可能性』(情報処理学会研究報告『二〇一〇〇二八八一号、二〇一〇年)、一頁。

- (16) 『卦名考』に児島の履歴はなく、今回は扱わない。

- (17) 門人の詳細は次の通り。出雲州 越川采甫・増田観堂・服部成文(通称勝助)・明峯・瀧峯・洋洋斎・福岡浄・永井清安・徳本行恒・梶川知矩(通称源左衛門)・田中奇堂・宝寿蘭舍智肢・栗田純孝・渡辺篤。伯耆橋津 田中駿河豊角・戸崎衛白興・市川貞孟吉・中原恭寛夫・中原欽子敬・戸崎季暢。同州赤崎 佐伯屋光朴夫。同州彎浜 森守謙(通称宇右衛門)・竹裏潜秀閑。同州境 蓬嶽・池沌斉。同州米子 金宝蘭舍無相・密厳精舍豊山・宝珠精舍瑞芝・福寿精舍天祐・三島貞寧(通称藤七)・近藤正常(通称周蔵)。浪花 混成堂。京師 大撲堂。

- (18) 青山英正「近世日本観相書版本目録」(『明星大学研究紀要 人文学部・日本文化学科』二一〇、二〇一三年)、一一三頁。

- (19) 石龍子『観相学大意』(誠文堂新光社、一九三五年、四～六頁)。

- (20) 郭翁または郭西ともいう。享保年間に長崎から京都へ上り、『本朝人相考』を仙掌斎に口授した。門下として中村白翁(一七〇三

～一七六六、石龍子(二代)が知られる。青山前掲注(18) 論文、一一二～一一三頁。

- (21) 京都の人。『相法秘訣』などを著した(市古貞次編『国書人名辞典』第四卷(岩波書店、一九九八年)、四五〇頁)。なお「食」によって人相と運命を変えろという思想は、現代まで続く「節食」運動の源流としても評価されている(菅田正昭『複眼の神道家たち』(八幡書店、一九八七年)、八〇～九五頁)。

- (22) 『南北相法』「相法修身録」などを著した(市古貞次編『国書人名辞典』第四卷(岩波書店、一九九八年)、四五〇頁)。なお「食」によって人相と運命を変えろという思想は、現代まで続く「節食」運動の源流としても評価されている(菅田正昭『複眼の神道家たち』(八幡書店、一九八七年)、八〇～九五頁)。

- (23) 本稿では『近世育児書集成』第一七卷(クレス出版、二〇一一年) 掲載本を参照した。

- (24) 永山編前掲注(2) 書、四〇一頁、倉敷市史研究会編前掲注(5) 書、五三九～五四〇・五四五頁。

- (25) 小野敏也「明倫館とその蔵書」(『倉敷の歴史』第八号、一九九八年)、九八頁。

- (26) 「よもやまばなし(92) 五倫訓」(倉敷考古古館 <http://kurashiki.koukokan.com/yomoyama/ymym92.html> 平成二八年四月一三日閲覧)。

- (27) 倉敷市史研究会編前掲注(5) 書、五四四頁。

- (28) 市古貞次編『国書人名辞典』第一卷(岩波書店、一九九三年)、三三〇頁。

- (29) 倉敷市所蔵東大橋家文書(旧備中国窪屋郡倉敷村)(整理済分のみ) 資料番号二四―一三七―一八。

- (30) 田籠博「松江藩医学校教授山本家の事跡」(『島大言語文化』第六号、一九九八年)、四五頁。

- (31) 梶谷光弘「松江藩立医学学校「存濟館」の医学カリキュラムについて―山本逸記稿「存濟館医学教導規則」の翻刻―」(『古代

文化」、二〇一一年)、三二頁。

- (32) 例えば、佐野正巳『松江藩学芸史の研究 漢学篇』(明治書院、一九八一年)、田籠前掲注(30)論文、梶谷前掲注(31)論文など。

- (33) 生国を「山城」とした時期もあることが指摘されている(梶谷前掲注(31)論文、二八〜二九頁)。

- (34) 従来は浅井家五代・浅井國南に師事したと考えられていたが、梶谷により國南の子息・南溟に師事したことが明らかにされた(梶谷前掲注(31)論文、二九頁)。児島も「取穴図解」序文で山本は南溟に師事したとする。

- (35) 梶谷前掲注(31)論文、二九〜三〇頁。

- (36) 梶谷前掲注(31)論文、二六頁。なお、『穴法記聞』には京都大学中央図書館富士川文庫に内容を異にする写本二種があり、田籠はそのうちのB本について、息子の山本安良編書の可能性を指摘している(田籠前掲注(30)論文、四二〜四三頁)。

- (37) 『古事類苑』に関しては、以下を参照した。「古事類苑データベース」(国文学研究資料館<https://basel.nijl.kojiruien/index.html>平成二八年八月一七日閲覧)。

- (38) 相田前掲注(15)論文、二頁。

- (39) 相田前掲注(15)論文、二頁。

- (40) 中山茂春「石龍子と相学提要」、『日本医史学雑誌』第五五卷三号、二〇〇九年)、三七一頁。

- (41) 梶谷前掲注(31)論文、三一頁。

- (42) 平野満・幸田正孝編『小野蘭山書簡集』(小野蘭山没後二百年記念誌編集委員会編『小野蘭山』(八坂書房、二〇一〇年)、四九〇頁)。

- (43) 梶谷前掲注(31)論文、三〇頁。

- (44) 太田由佳「松岡惣庵から小野蘭山へ―その歴史的転化の一端

―」(小野蘭山没後二百年記念誌編集委員会編前掲注(42)書、九三頁)。松岡は京都の人。町医を業とする一方、儒学を講じた(市古編前掲注(22)書、三八四頁)。

- (45) 山崎は漢学者・神道家で京都の人。垂加流神道を唱えた。その門流(崎門学)は明治維新の政治思想に実践的影響を与えたと評される(市古編前掲注(22)書、六一九頁)。

- (46) 浅井は京都の人。味岡三伯に医学を学び、岡本一抱子らと三伯門の四傑と称されたとある(市古編前掲注(28)書、二五頁)。

- (47) 太田前掲注(44)書、九四〜九九頁。

- (48) 太田前掲注(44)書、九八・九六頁。

- (49) 例えば、萩藩医熊野玄碩(一七四四〜一八一二)の高弟で熊野の著書『古方条理』の校訂をなした平田村の渡辺文教子敬などが著明である(佐野前掲注(32)書、三二六〜三二九頁)。

〔付記〕謝辞・成稿に当たり、資料の閲覧等ご協力頂いた各氏に感謝します。正宗文庫理事長・正宗千春氏、岡山県立図書館・大

阪府立中央図書館の各位。

(あだち けんじ 宝塚医療大学保健医療学部講師)

職員として体験した三市合併

―新市発足五〇周年記念―

清水 隆 久

昭和四十二年（一九六七）二月一日、倉敷市（旧・児島市・

玉島市の合体により、現在の倉敷市は誕生した。今年（平成二十九年）は、それからちょうど半世紀の節目に当たる。

そこで、倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）では、児島市職員として合併を経験し、引き続き倉敷市職員として勤め上げられた清水隆久氏に、市職員として見聞きした合併前後の様子を聞き取るべく、インタビューを申し込んだ。幸い、清水氏の御快諾を得られたので、平成二十八年九月五日の午後、倉敷市役所真備支所三階の整備室に御足労いただき、四時間余りにわたって貴重なお話を伺うことができた。

―清水さんは昭和八年九月四日生まれで、由加のご出身とお

聞きしています

清水 父は東京に出て電機学校で学んでいましたが、関東大震災に遭ってこちらに戻ります。津山の変電所で働き、のちに琴浦の変電所の主任になりました。

母からは褒めてもらうことが少なく、叱られることばかりでした。兄（医師）はとても優秀だったので…。直接較べられることはありませんでしたが、肌では感じていましたね。「何くそ!」という思いがありました。それが良かったのかもしれませんが。

戦争中、父は軍需工場などへの電気の供給で夜勤が多く、母は慣れない手つきで田圃をつくっていました。だから、掃除・炊事・洗濯は自分でやっていました。

―子どもの頃の由加はどんな雰囲気でしたか？

瑜伽山参道の桜のトンネルをお遍路さんが往き来して
いました。花見の時期には、縁台のうえに赤の毛氈を敷
き、真田紐や腿帶子たいたいづを売っていました。夏になると、本
島や下津井の若い衆が、暗がりのなか竹を担いで田の口
からの旧参道を瑜伽権現へ上がって行きました。ドッ
ドッドッドッ…という足音を家の中で聴いていた記憶が
あります。

——昭和二十七年、県立天城高校を卒業後、同年九月一日に琴
浦町役場に就職され、合併後には引き続き児島市役所にお勤め
でしたが、その間の経緯について教えてください

すぐに仕事に就こうと思い、大学への進学適性検査を
受けませんでした。大学に行けないということを知り、
父は落胆していましたが…。これからは自動車の時代だ
ということで、土木作業の仕事でお金を貯め、岡山の円
山にある自動車学校で寮生活しながら免許を取りまし
た。道路交通取締法などは丸暗記を義務付けられた教科
でしたが、意外にスツと覚えられたので、「これなら進
学してもよかったな」と思いました(笑)。そのうちに、
琴浦の町役場が職員を募集するというので受験し、勤め
ることになりました。

昭和三十一年に児島市と合併したため、同市の職員と
なりました。しかし、当時は役場に入ってまだ年も浅く、
合併について大局的に物事を見ることはできませんでした。

——琴浦町役場や児島市役所での思い出を聞かせてください

琴浦町役場は、前身の
琴浦村が田ノ口村と鴻村
の合併によりできたか
ら、ちよūd旧村境の真
ん中であつて(大正六年
築)。和やかでしたなあ。
農家をしている者は田圃
が忙しいといえは休み、
祭りがあれば休み、お盆
にも休みがありました。
今ではそんなことは通り
ませんが…。

児島市役所は、昭和
三十五年三月までもとの
郡役所の建物(明治十八



写真1 児島市役所新庁舎

年築）を使っていました。木造二階建ての庁舎です。新庁舎（写真①）は小川に建てられ、瀬戸大橋線が出来るときに潰しました。設計は株式会社日建設計です。太陽の光が燦々として入って明るい建物でした。

——児島市時代に岡山・倉敷・児島を含む大規模合併構想（百万都市構想）を巡る騒動が起りますが…

当時は、倉敷市長が高橋勇雄^③さんで、児島市長は中塚元太郎^①さんでした。百万都市の合併協議会もつくって、児島市からも何人が派遣し、事務を進めていました。役所のなかや議員の間にも大きな反対はなかったように思います。ですから私たちも、昭和三十八年一月一日で合併が成るものだと思っていたのです。しかし、合併議決執行の期限間際になって、倉敷も児島も市長と連絡が取れなくなりました。合併は首長が署名しなければ実現しないのです。中塚市長は、限られた人にしか行方を明らかにしませんでした。その間も県からの強い圧力が続き大変でした。両市長が署名しないので、話は流れてしまいました。当時玉島市長（のち倉敷市長）だった滝澤義夫^⑤さんに聞いたことがあるのですが、滝澤さんも「倉敷と児島が反対なのに玉島が賛成するわけにはいかない」

との思いから心労が続いたと語っていました。しかし、当時の玉島市は財政的な問題をかかえていましたから、最終的には百万都市に賛成せざるを得なかったそうです。

そこで、百万都市構想に代わって出てきたのが、高梁川流域の段階合併論でした。まずは、高梁川流域の自治体が合併し、それから岡山市などと合併して百万都市にしようとする。しかし、それでは結局県都である岡山市が主導権を握ることになりますから、備中地域は承服しないだろうと思いました。

——三市合併が持ち上がった当時の状況や役所内の雰囲気をお教えください

政治家が動く話なので、職員にはどこから降って湧いたのか見当もつきませんでした。

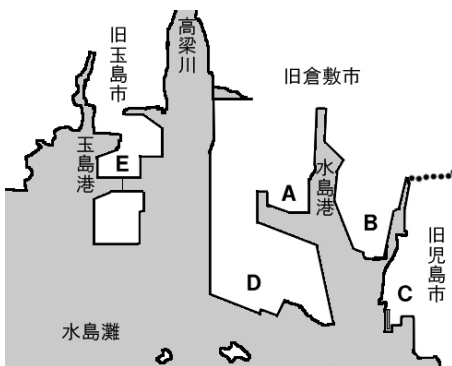


図 水島臨海工業地帯周辺略図

直接的な契機は、水島地先（川崎製鉄敷地のD地区、図1参照）の埋め立て地を巡る三市の境界問題^⑥です。海の上に境は無いと。そのときに県知事が言い出したのが「ペロ説」。地先に付け根が付いている市のものだという論法です。そうになると、D地区は倉敷市のものということになります。ですが、児島市や玉島市は納得しません。鼻先を埋め立てられた格好になった側にも面子^{めんづ}がありましたから…。ついに、訴訟沙汰にしようかというところまで立ち至ったのです。

——そこからどのようなプロセスを経て三市合併に至ったのでしょうか？

トップ段階で決まっていたことだと思うので、詳しいことは分かりません。私たちが伝え聞いたところでは、訴訟にするのではなく三市で合併するように自治省が調停したとのことです。それしか解決する手段が無からうと…。これに三市が呼応したとしか言いようがないのではないのでしょうか。三市側としても、このまま静いを続けていけば、水島の大規模償却資産が県に吸い取られてしまう。大同団結しようということになったようです。

——三市合併に当たって懸案となったことはありませんか？

児島市は、

倉敷市や玉島市に比べて財政が豊かでした。そこで、

合併後五年間は、児島地区からの収入は児島地区で使うという経過措置を求める（人件費などの

共通経費を除く）。

これを呑まなければ児島は合併に参加しないと…。今となって考えれば、そのような優遇措置をとるべきではなかったと思います。

——琴浦町時代に児島市との合併を経験されていますが、その時の経験で三市合併に役立ったことはありますか？

児島・琴浦の合併と三市合併では、余りにもスケールが違い過ぎたので、ほとんど参考になることは有りませ

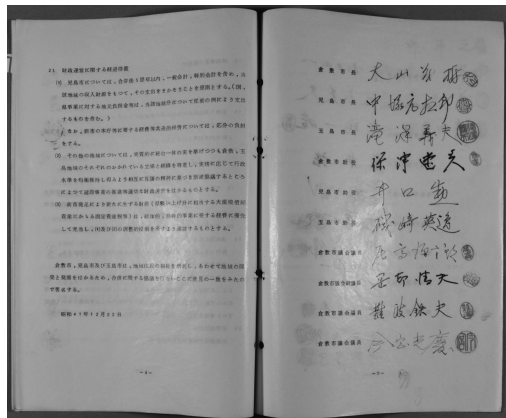


写真2 合併協定書

んでした。三市合併からしばらくして、それまでのキメ細かい市民サービスが行き届かなくなったため、住民の方から「合併を白紙に出来ないのか？」と尋ねられたことがあります。

——三市合併によってメリット・デメリットを含めて児島にも変化があったと思うのですが…

人口がガタ減りになりましたね。それでも、瀬戸大橋線が来たら増えるだろうと言われていました。住宅にお金がかかる岡山に住まなくても、児島に住んで電車を通えば便が良いからと…。現実には、そんなことにはなりませんでした。今、児島地域で住宅が伸びているのは、旧児島町の小川一帯くらいでしょう。あの辺りは、山の土が良質なのです。あとは郷内…。田圃のあるところが住宅地になって行くことが多いですから。児島にはそういう所が少ない。

児島とは裏腹に、住宅地が伸びたのは倉敷地区でした。そのかわり、美田が次々に潰れて行きましたね。

——三市合併後、はじめて倉敷市役所で勤務するようになったときどのような感想を持たれましたか？

私は、児島市では人事・給与を担当しており、県下の

各市としばしば労務対策の協議をしていました。ですので、旧倉敷市や玉島市にも人脈があり、合併協議の頃はさほど違和感はありませんでした。

しかし、いざ合併してみると、備前国（児島）と備中国（倉敷・玉島）との間の気質の差を感じるようになりました。

（幕府直轄領だった）倉敷の人は「天領地だから…」と言うし、（備前松山藩領だった）玉島の人は「水谷みずのやさんが…」と言う。（岡山藩領だった）児島の人間はとりたてて「池田が…」と言うことはないの。「そんなことこっちは知らん！」となる。職員同士の呼び方でも、児島では「○○ちゃん」と呼び合いますが、倉敷来ると「○○君」と言います。加えて、財政運営に関する五ヶ年の経過措置で児島が優遇された経緯から、児島への反感——特に倉敷・玉島地区の議員から——を感じることもありました。

その頃勤務していたのは、丹下健三設計の旧市庁舎（現在の倉敷市立美術館）でした。私は、庁舎三階真ん中辺りの職員課にいました。そこは、床が時折上下に振動し、いつかは落ちるのではないかと心配でした。しかし、設計上では計算されているので心配ないとのことでした。同じ三階でも、委員会室がある端の部屋は安定していま



写真3 旧倉敷市役所庁舎内の様子
(昭和36年)

した。地下水の温度差を利用した暖房でしたから湿気が多かった。照明が暗いので、蛸足配線^⑧で電気スタンドを取り付けて灯りを取っていました。窓が大きく、

夜残業していると光が逃げます。サッシはアルミではなく鋼鉄ですので、冬は隙間風が入って寒い。仕方なくガムテープで目張りをしていました。「福南山を越える」と下着が一枚違うぞ！」とは聞いていたのですが、児島に比べると耐えられない寒さでした。

——倉敷市職員として印象に残った出来事について教えてください

新市発足直後、職員課給与係長となって、職員の給与

是正に当たったことです。市町村が合併すれば、まず行政水準の是正とともに、そこで働く職員の給与を調整する必要があります。合併協定書には「一般職の職員は、合併の前日の現員を現給で新市に引き継ぎ、一年以内にその均衡をはかるよう措置するものとする」とありました。各市の給与決定の体系は多様でしたが、私は児島市・琴浦町合併の際の経験からある程度の知識がありました。しかし、当時の職員組合は非常に強力で、団体交渉に疲れる毎日でした。また、給与は是正のための財政的な裏付けも必要でした。上司や同僚の支援もあり、約三年をかけ、十分では無いにせよ最善の体系が整ったと自負しています。

それから、備南伝染病隔離病舎組合^⑧を解散（平成四年三月三十一日）したことも印象に残っています。岡山県の半分くらいをカバーしていた組合で、病舎は倉敷中央病院にありました。それを倉敷市で全部持つてくれないかと。倉敷市が出資金を各市町村に出して倉敷市の所有財産とし、引き続き倉敷中央病院に管理委託を受けてもらいました。このような一部事務組合を廃止するには、様々な困難があります。病舎の所有移転は、加入市町村と厚

生省の承認を必要としました。そのうえ、職員の処遇や財政負担については、加入市町村長の了解を得ることが絶対に必要な案件でしたし、上司や財政当局をどう説得するかについても苦労しました。

——瀬戸大橋にも関わられたとのことですが……

職員課のあと企画課に移り、特任事務として関わりました。ルートに当たる各地区に行き、二〇〇メートル幅で予定地の調査をすることへの了解を取るのです。我々は、積極的に事業を推進するというよりは、地区民からの苦情があれば実情を受け止めて本州四国連絡橋公団と交渉しようという立場でした。しかし、地元にはなかなか理解してもらえません。公団・県と三者で住民を押しさえつけにかかっていると……。罵声を浴び、ときには饅頭をぶつけられることもありました。橋が付いた折には企画部長だったので、瀬戸大橋架橋記念博覧会に関わりました。その後、衛生局長として、鉄道や道路の騒音問題の処理にも携わっています。

——印象に残った市長はどなたですか？

滝澤義夫（倉敷市長時）さんです。滝澤さんには市長公室長としてお仕えしていましたが、私心の無い方でした。

出張のお供をすることもありました。

本省から岡山県、あるいは倉敷市に派遣された人との会食など、公

費で対応可能と思われる支払いについてもポケットマネーで支払っていたことが思い出されます。また、公用車の使用についても公私の別を明確にしていました。財政的には余裕のある時代でしたが、予算査定の際にも、「自分のお金で事業をする積もりで、先を見通して予算付けするように」と戒められたものです。また、何でも仕事を業者に委託に出すのではなく、職員自らが現場を踏んで経験することの大切さを説かれていました。そういう根本的な考え方は大切だと思います。中塚元太郎（児島市長時）さんも仕事一途で、私心の無い方でした。私心の無い上司は尊敬していました。見習わなければなら



写真4 滝澤義夫倉敷市長
（昭和54年3月5日、1期日初登庁時に撮影）

——最後に、市職員としての心がけや倉敷市への思いを聞かせてください

私は、「寡すくなきを患をえずして、均しからざるを患をう」⁽¹⁰⁾を信条として仕事をしてきました。人事においても財政においても中庸を旨として、とやかく言われても返事ができるような努力してきたつもりです。

倉敷市の将来について思うこととして、委託料の問題があります。今は何かにつけ市の仕事を委託に出します。委託料には当然消費税が付いてきます。倉敷市の財政規模からいって、それだけでも膨大な額になります。その分をもっと有効に使えないものでしょうか？

これは私の持論ですが、新規事業はサンライズ（事業の終期を予め示しておかない）方式ではなくサンセット（事業の終期を予め示しておく）方式で行うべきです。「それでは進歩がない」と言う人もいますが、それは違います。サンセットとは、必ずそこで終わりという意味ではありません。三年なら三年、五年なら五年やったうえで評価してみても、良かったら続ける、問題があれば修正するということです。サンライズの場合、一旦事業が動き出すと見直す機会がありません。

清水隆久氏

昭和8年、倉敷市児島由加生まれ。昭和27年、県立天城高等学校卒業後、児島郡琴浦町役場に入庁。旧児島市職員を経て、昭和42年2月より倉敷市職員。市長公室長、企画部長、衛生局長、経済局長を歴任。平成6年3月31日、退職。



（平成6年3月22日撮影）

一番反省していることは、職員がやるうとして起案してき
たもの
に対し、

「これはあの法律に掛かりはしないか？」ということばかりを考え、結局止めてしまったことがあったことです。たとえば、難しくても、「これをするためにはどうすればできるのか」ということを主に考えなければならなかったと思います。

——長時間に渡り貴重なお話を聞かせてくださり有難うございました

註

（1）市町村の廃置分合には、分割・分立・合体・編入がある。こ

のうち合体とは、合併しようとする市町村全てを廃し、新たに市町村を設置する方式。これに対し、三市合体後に行われた倉敷市の合併（庄村・茶屋町・真備町・船穂町）は、全て編入（合併する市町村のうち一つを存続させ他を廃止する）方式を採用している。従って、三市合体によって誕生した倉敷市が、現在の倉敷市の源流に位置付けられている。

- (2) 岡山市を含む県南の七市二〇町六村を合併し、新「岡山市」を誕生させるという広域都市計画（ときの岡山県知事三木行治の主導）にまつわる騒動。最終的には岡山・倉敷・児島三市長による合併議決執行拒否により潰えた（『岡山県史 第十四巻 現代Ⅱ』岡山県、一九九〇）一五二―一五四頁、『新修倉敷市史 第七巻 現代』倉敷市、二〇〇五 第四章第四節、吉澤利忠「倉敷市」を守った市長（手帖舎、二〇〇七）、同「聞き書き倉敷の歴史 記者の目から見た経済成長期の倉敷市と高橋勇雄市長」『倉敷の歴史』第二十五号、二〇一五）。

- (3) 高橋勇雄（一九一〇―一九七三）：広島県庄原市出身。倉敷絹織（現クラレ）を経て、昭和二十二年に倉敷市議会議員選挙に初当選、議長を務める。同二十四年、倉敷市長選挙に初当選し、以来五選された。昭和三十九年、辞任（『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四）五八六頁）。

- (4) 中塚元太郎（一八九六―一九七二）：児島出身。児島織物取締役を経て、昭和十七年に児島町議会議員となる。同二十二年、児島町長に当選し、翌年の市制施行とともに初代児島市長となった。三市合併に際しては市長職務執行者を務めた（註（3）『岡山県歴史人物事典』七〇五頁）。

- (5) 滝澤義夫（一九一七―二〇〇三）：金光町出身。玉島市議会議員を経て、昭和三十四年から玉島市長を二期八年務める。三市合併に伴い、倉敷市助役に就任する。昭和五十四年からは倉敷

市長を三期一二年務めた（『山陽新聞』二〇〇三年六月六日朝刊三九面）。

- (6) 水島臨海工業地帯の川崎製鉄敷地（埋立地）であるD地区を巡る帰属問題。昭和四十二年六月、倉敷市（旧）が固定資産税・都市計画税約一〇〇〇万円を課税したことにより問題が表面化した。三市は県に調停を依頼するが、県は裁定困難の旨を伝達し、自治省の見解を質した。自治省が円満解決の方策として合併の方向性を示したため、三市合併の動きが急速に進むこととなった（註（2）『新修倉敷市史 第七巻 現代』第四章第五節）。

- (7) 「合併協定書」²¹。財政運営に関する経過措置(1)に、「児島市については、合併後5箇年以内、一般会計、特別会計を含め、当該地域の収入財源をもつて、その支出をまかなうことを原則とする。（国、県事業に対する地元負担金等は、当該地域分について従前の例により支出するものを含む。）なお、新市の本庁等に要する経費等共通経費については、応分の負担とする。」とある（倉敷市所蔵児島支所より移管文書三六・一五・五）。

- (8) 備南伝染病隔離病舎組合・隔離病舎とは、伝染病予防法（明治三十年四月一日法律第三十六号）の規定により、感染症患者を収容し治療するために設けられた病棟。備南伝染病隔離病舎組合は、昭和二十七年八月二十日に組合認可、同二十九年一月十一日に開院し、倉敷中央病院と患者治療委託契約を結んだ。

- (9) 一部事務組合・複数の地方公共団体が事務の一部を共同で処理するために設けた組合（地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）二八四条）。

- (10) 「不憂寡而憂不均」『論語』季氏篇の一節。民の困窮を心配せず、不平等であることを心配せよという意味。

（聞き手は山本太郎・立石智章、文責は立石智章）

天明七年六月江戸発 古川古松軒書状と「某氏」

別府 信吾

天明七年（一七八七）三月下旬頃備中岡田を發つた古川^{ふるかわ}古松軒（一七二六～一八〇七）は、東海道を經て、四月

二十八日江戸に着き、実子松田魏丹宅に草鞋を脱いだ。その紀行『東行雜記』は、「江戸到着後」直に奥州の方へ行くべくおもひしに、八本の^糸襪^高に至りて、江戸中大ひにさわがしく、^道ミチ筋^節もしづかならぬとき、しはらく筆を止メし也。于時^{（一）}で後欠となつてゐる。彼は「時に」に續けて何を書こうとしたのだろうか。

「江戸中大ひにさわがし」い状態は、五月二十日から二十五日にかけての未曾有の打ちこわしに發展した。これを契機に、六月十九日、松平定信が老中首座となり、寛政の改革を始めた。古松軒は図らずも、こうした現場に立ち会つたことになる。

ここに、『剥復録』^{はくふろく}という、備中浅口郡地頭上村在の岡山藩在方下役人塚村嘉伝太（崇、子徳。西山拙斎門人）に

よる編著書がある。^②天明七、八年の政変期に、各方面から伝來する情報を能う限り収集し、書き留めたものである。天明七年の記事の中に「古松軒、東都より某氏に贈る書」がある。時事情報を扱う『剥復録』には「某氏」が頻出し、具体名が見えるのは稀なケースである。引用する。

古松軒、從東都贈某氏書中ニ云

異説なる故、^{かきしるしつかわし}書記遺申候、近頃五穀之価、至て貴き故ニ家々大ニ屈す、然ルに田安君之御知行所より此節訴出候者、甲州郡内独り之貧民あり、いまハ父母なしといへとも、孝子之聞へある人なりしか、食を求るに力尽て、山に入て草の根を取んと思ひ、深溪^{ばかり}に行て、葛根茯苓^{かつこんふくりよう}を取、既ニ尽るに及び、一里計も山奥に入て見るに、異なる鳥ありて樹上ニ啼く、鶏ニ似て大さ孔雀の如く、錦鷺・碧羽・朱嘴・白尾、啼事哀々たり、此木の下ニ見馴さる草あり、夏にして実をむす^結へり、薏苡仁^{よくいじん}に似たり、喰ふニ味ひ佳なり、^{すこし}少く是を取て家ニかへる、二三日喰ふ、其後數日不喰といへともうへす、質朴なるもの故ニ里正に^{告ぐ}つく、村民争ひ山に入て是を求るになし、いか成る

ものたることをしらず、博物人、古今の考といへとも此類なしと云

六月

古松軒

* 茯苓＝サルノコシカケ科のキノコの菌核。

* 薏苡仁＝ハトムギの種子。ともに漢方薬になる。

定信の実家である「田安」家（御三卿の一）の「知行所」一〇万石は、「甲州」等六ヶ国に散在していた。その甲州領内の孝子にまつわる奇譚だが、郷里で薬種商を営む古松軒だからこそ、薏苡仁に似た草に興味を持ち、「異説」として知らせてきたものか。

「六月」に注目すれば、定信が老中首座に就任した月である。田沼意次は失脚していたが、まだ田沼派の老中らが留任しており、定信は幕閣内で孤立していた。当初、体制固めのためには、反田沼キャンペーンが必要であった。自己に有利と思われる情報は世間に流し、皮肉交じりの黄表紙でも、田沼政治を風刺し改革政治に期待するという筋書きであれば許容した。⁽³⁾ここで語られる物価高騰は田沼政治批判を、田安領「孝子」の奇瑞は定信登場への期待を、暗示するかのようであり、この種キャンペーンの一事例と理解すべきか。

ともあれ古松軒はこれを「某氏」に書き送り、備中地頭上村の塚村が採録したことになる。某氏とは塚村周辺の人物か、それとも塚村本人か。

実は『剥復録』は、右の書状より前に、五月の打ちこわしを伝える書状四通を引いていた。①「五月廿三日出、江戸某氏書中云」、②「六月六日出、東都某書中に云」、③「六月江戸出、某氏書中に云」、④「六月出、江戸某氏書中に云」とあり、某氏だらけだが②の末尾には「谷川某」とある、いずれも細部に亘る記述は注目に値する。⁽⁴⁾最も短い①のみ紹介する。

五月廿三日出、江戸某氏書中云、米殊^{ことのはか}之外^{ほか}高直^{高く直}二而^に御座候、𦵏石ニ付銀三百目位仕候、金に直し五兩と^{かるからざること}申候、不輕事に候、右ニ付此間内ハ江戸中大家見合、米^米ヤハもとより呉服屋・酒屋・薬種屋、其外何^{そのほか}によらず大方大家打めき申候、一昨夜杯も本町通不殘^{のこす}大家、本所あたり大家不殘、伊せ町など呉服^{もの}物の米等不殘、往来へ引出しやふり申候、米なども打まき候、打めき^{若共}ものとも江戸其日過^{そのひすぎ}之者と被^{おそせ}存^{ぞせ}候、大勢にて組合分り所々にて打めき候、一夜者^はかや町不殘打めき申候、尤見世計^{みせばかり}打めき申候節、何れとも寄合、手

を打取懸り候、御役人被出張候而、乱事候ハ、願出候様被申候而も、一向(不)聞入打めき候様子、少々

米安く相成候得共、三兩三分式朱位のハ悪米にて

候、上米四兩式三分もいたし候、何分くわしき事ハ

跡より追々可申上候、堺町もとより江戸中不残、昼

夜二不限、大勢申合、大かた打めき候、十八九日頃

より今日迄打こわし申候、大乱二而、誠二夜分なと

ハ別而騒々敷候、其内にハとろほふなとも交り申候、

米扱もやにはに取候、売買をめかれ申もの二三日も

休ミ候、おそろしき世の中に御座候、夜前なとハ猿

屋町其外所々自身番へ出張、町内く持受を以、払

候へとも、一向不構、死身二相成たて付申候、乍然

追々静に可相成候へとも、不軽事故申上候、鳶口其

外色々成もの持、打めき申候、此後如何様相成相済

候哉、跡より可申上候

五月廿三日

米屋等に続けて「葉種屋」を挙げ、われわれにお馴染みの方言「めぐ」を多用する筆者某氏は、誰であろうか。「こわす」でなく「めぐ」の多用は③でも見られるが、同一筆者かもしれない。ともあれ、古松軒がこのとき江

戸にいたことだけは確かである。

注

(1) 竹林栄一「古川古松軒史料—東行雜記—」『岡山県立博物館研究報告』七号、一九八六年。

(2) 筑波大学附属図書館所蔵。序文では筆者を「塚村嘉平吾」とするが、時事情報を扱う内容であることから、実名を避けて変名にしたと考えられる。『剥復録』については、別稿「塚村嘉伝太編著『剥復録』と西山拙齋」(仮題)を準備中である。

(3) 竹内誠『寛政改革の研究』吉川弘文館、二〇〇九年、一一六—一九頁。

(4) 『東京市史稿』産業篇三二(東京都編・刊、一九八七年)に、「水戸藩士見聞書」ほか関係史料が網羅されているが、それらに匹敵する記述が見える。中でも、打ちこわしの先頭に立つ美少年の様子を含む③の活写ぶりは、他に例を見ない。

(べつぷ しんご) 元倉敷市史編さん委員

展示会記録

平成二十八年度資料展示会

御陣屋大変

―倉敷代官所襲撃・大橋敬之助
(立石孫一郎) 没後一五〇年―

倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）が中国四国地区アーカイブズウィーク（六月の第一週）に合わせて開催してきた資料展示会は、今年（平成二十八年度）で四年度連続四回目を迎え、恒例行事として定着しつつある。昨年度は、「事件でみる倉敷の幕末維新」⁽¹⁾を開催し、幸い多くの方に御来場いただいた。本年度は、「御陣屋大変―倉敷代官所襲撃・大橋敬之助（立石孫一郎）没後一五〇年―」と題する展示を行った。

実は、本年度のテーマに関しては、昨年度展示会の①⑬の章立てのうち、⑥下津井屋事件と⑦倉敷代官陣屋焼討事件という章を設けて触れていた。二年度連続で同様のテーマを扱うことになった理由は、昨年度の展示会

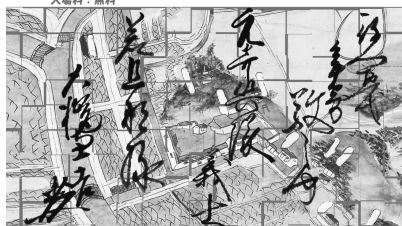
を準備する過程で、平成二十八年度が倉敷代官所襲撃事件⁽²⁾発生とその中心人物大橋敬之助⁽³⁾が没して一五〇年の節目に当たっていることに気が付いたためである。

なお、展示会会期は六月三日（金）から六月六日（月）までの四日間とし、昨年度同様土・日を挟んだ。会場は、昨年度までの倉敷市役所真備支所二階二〇三会議室から隣棟の真備保健福祉会館三階大会議室へと移動した。併せて、昨年度同様、展示解説タイムと整備室見学ツアーをそれぞれ午前・午後の一日二回、全日程にわたって実施した。

平成28年度資料展示会

御陣屋大変

―倉敷代官所襲撃・大橋敬之助（立石孫一郎）没後150年―
平成28年6月3日（金）・4日（土）・5日（日）・6日（月）
会場：真備保健福祉会館3階大会議室（倉敷市役所真備支所隣）
時間：午前10時～午後5時
入場料：無料



☆関連行事☆

① 展示解説タイム

6月3日（金）～6日（月）
10：10～ 14：30～
1日2回 各30分程度

② 歴史資料整備室の見学ツアー

6月3日（金）～6日（月）
10：50～ 15：10～
1日2回 各30分程度



●問い合わせ先●
倉敷市総務課歴史資料整備室（倉敷市役所真備支所隣）
〒710-1358 倉敷市真備町前田1341番地1
tel 086-608-3151
Eメール khs@city.kurashiki.lokayama.jp
ホームページ http://www.city.kurashiki.lokayama.jp/1436.htm

図1 展示会チラシ

一 事件の概要

展示会のメインタイトルに用いた「御陣屋大變」は、史料上、倉敷代官所襲撃事件のことを表す文脈のなかで、実際に用いられている言葉である⁽⁴⁾。

周知のように、近世の倉敷には、幕府の代官所が置かれていた。慶応二年（一八六六）四月十日早朝、この代官所が、長州第二奇兵隊の脱走兵（以下、脱走兵と略す）たちによって焼き討ちに遭うという大事件が起こった。事件の首謀者とされるのは、同隊の銃隊隊長兼書記の任にあった立石孫一郎こと大橋敬之助である。敬之助は、かつて倉敷村の富豪大橋平右衛門の女婿となり、恵吉のち敬之助と称し、同村の年寄を約五年にわたり勤めていた。倉敷襲撃の動機については、(1)代官や村役人等の有力者に対する敬之助の私怨もしくは公憤に発していた⁽⁵⁾、(2)第二次長州戦争が進行しつつあるなかで幕府の兵站基地である倉敷を叩き、諸方の志士に決起を促すことで、幕府の軍事的圧迫を受けていた長州藩を窮地から救おうとする意図があった⁽⁸⁾などの理由が考えられようが、真相は不明である。

倉敷代官陣屋を陥れた脱走兵たちは、観龍寺に駐屯のち北上して総社市街を経、その日のうちに浅尾藩の陣屋に程近い井山寶福寺に入った。十二日、脱走兵たちは浅尾藩の立ち退き要請に応じる体で伯耆国に向かうと称して出立、一転、浅尾陣屋に殺到してこれを攻略した。

しかし、脱走兵たちの決起に呼応する勢力は皆無に近く、傍らには岡山藩と備中松山藩の追討軍が迫っていた。十四日、戦況の不利を悟り浅尾からの撤退を決意、長州への脱出を試みる。途中、落命あるいは捕縛されたものもいたが、虎口を脱し長州まで辿り着いた者も少なからずあった。

しかしながら、長州藩当局は、生還した脱走兵たちに対し、苛烈な処分をもって臨んだ。すなわち、じつに五三名が「誅伐」に処せられた⁽⁹⁾。その背景としては、①幕府との戦闘を控え軍紀の肅正をはかる好機会だと判断された⁽¹⁰⁾、②元来長州藩に同情的な諸藩の心証を害し長州藩の立場を悪化させることを防ぐため藩の方針に逆らった「暴徒」としてことさら厳しく罰する必要があった⁽¹¹⁾、などの事情が考えられよう。

四月二十六日、敬之助も長州藩領周防国熊毛郡浅江^{あさなえ}・

島田しまだ両村境（山口県光市）を流れる島田川の橋上において、第二奇兵隊総督清水美作の手勢により謀殺された。

二 展示の意図と概要

幕末期に幕府代官所が倒幕派に襲撃された類似の事件としては、文久三年（一八六三）の天誅組の変（八月）や生野の変（十月）が有名である。それぞれの地元（奈良県東吉野村・五條市、兵庫県朝来市）においては、「明治維新の魁」「明治維新発祥の地」（写真1）「義挙」などと位置付けられ、一五〇年の節目に際しては記念イベントが催されるなど行政と住民が連携しながら顕彰事業が熱心に行われている。



写真1 「天誅組 明治維新
発祥の地」看板
（奈良県五條市）

これらの諸地域に比して、本市においては―事件の顕彰は別にして―も―代官所襲撃事件について目立った取り上げ方はほとんどされてこなかった。⁽¹²⁾

事件の評価はともかくとして、メモリアルな年に当たり、まずは関連資料を提示することにより、市民の方々の興味を喚起しようという⁽¹³⁾のが、本企画最大の狙いである。

全体の展示構成は、プロローグ―代官所炎上―、I 敬之助とその周辺、II 倉敷村の年寄として、III 石城山への道―下津井屋事件―、IV 結末―倉敷浅尾騒動―、エピローグ―騒動と物語―の六部仕立てとし、それぞれに関わりの深い資料三―一〇点を配した。展示資料の総数は、展示番号1―41に参考資料二点を合わせた四十三点である。展示資料の詳細については、文末の「展示資料目録」でご確認いただきたい。

展示全体の特徴としては、事件の説明に偏ることなく、これまでほとんど明らかにされてこなかった敬之助の人物像について多くを費やしていることが挙げられる。

なお、他地域（兵庫県や山口県）の資料については、必要に応じて適宜写真パネルとして壁面に掲示し、事件や人物について多面的に紹介できるよう努めた。

三 展示ストーリーと具体例

展示に当たり、キャプションはコーナー毎に整備室職

員が分担執筆した（プロローグ及びⅡは山本太郎、Ⅰ及びⅢは大島千鶴、Ⅳ及びエピローグは立石智章）。本章執筆にあたり、これらキャプションの記述を参考にした。

プロローグ～代官所炎上～

〔ストーリー〕 慶応二年四月一〇日暁、銃砲等で武装した第二奇兵隊脱走兵の一団約百名は倉敷代官陣屋に向かって砲発を開始、門塀を打ち破って陣屋内に乱入した。このとき、標的である代官桜井久之介は広島出張からの帰途にあり不在、陣屋内には代官所役人とその家族・使用人、警備のため宿直していた近隣有力百姓の子弟等、陣屋に併設された教諭所の生徒等が居た。陣屋内の人数のうち、九人が落命した。陣屋を陥れた脱走兵たちは、倉敷村の有力者たちに軍資金献納を強いた。

〔具体例〕 昨年度の展示会ではじめて絵図を出展して好評だったこともあり、今年は二点の絵図を紹介した。そのうちのひとつが、**倉敷村本田小割絵図【1】**（写真2）（Ⅰ内の数字は展示番号、詳細は文末「展示資料目録」）で、全六枚のうち代官陣屋附近を描いた六枚目を展示した。陣屋施設が鳥瞰図風に立体的に描かれている。

大橋家の出来事を記した**慶応二年 日記帳【2】**には、

同家当主の
平右衛門に
よる浪士
たちとのや
りとりに関
する代官所
への供述が
記されている。この資
料からは平
右衛門が、
出頭を求め
る脱走兵た
ちに対し留
守と称して
支配人多介
を遣わした
こと、年貢銀を残らず差し出すよう要求されたこと、脱
走兵のなかに娘婿の敬之助が居ることを知って会いに行
こうとしたが家内の者たちに引き留められたこと、放火

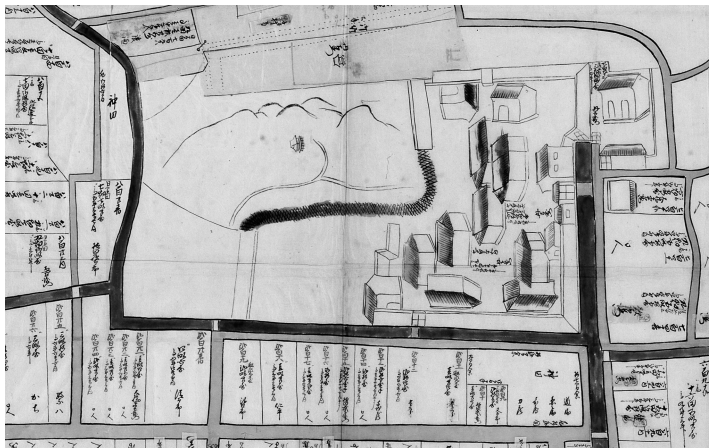


写真2 倉敷村本田小割絵図 六（部分）

などの不測の事態を恐れ多介に酒肴と金子千両を預けて差し出したことなどが分かる。

I 敬之助とその周辺

〔ストーリー〕 敬之助は、天保四年（一八三三）元旦、

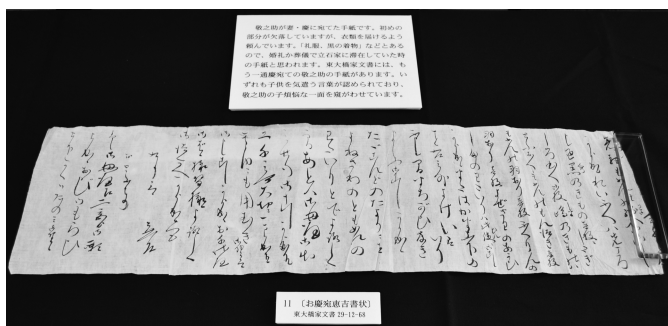


写真3 お慶宛恵吉書状の展示

播磨国佐用郡上月村の庄屋で三日月藩領の大庄屋も勤めた大谷五左衛門の長男として生まれた。幼名栄吉、のち恵吉に改めた。嘉永四年（一八五二）、母方の叔父で勤王家として著名な美作国西条郡二宮村立石助右衛門（正介）の養子となる。翌年、倉敷村大橋平右衛門の養子に迎えられ、その長女慶の婿となった。

〔具体例〕 恵吉（のち敬之助）の親類には、生家大谷家や母みつの実家立石家のように庄屋クラスの地域の有力者が多い。母方の義理の叔父に当たる備前国津高郡金川村の江田定邦もそのひとりである。定邦に宛てた書状の写しと思われる江田伯父宛恵吉書状〔7〕には、恵吉の人別引請に当たり倉敷村の村役人一同から支障があるので立石の苗字を書かないようにと言って来たが、なるべくならば使いたいのので、江田伯父からも執り成しに協力してくれるようにと依頼している。恵吉の立石姓にたいする執着が読み取れよう。

II 倉敷村の年寄として

〔ストーリー〕 安政六年（一八五九）十二月、恵吉は入札により倉敷村の年寄に選ばれた。年寄とは庄屋に次ぐ村役人で、庄屋を補佐して訴訟の処理などに当たった。万延元年（一八六〇）閏三月、恵吉は敬之助への改名を届け出た。文久二年（一八六二）八月、時の倉敷村庄屋与兵衛が、村会所の前で、同村の百姓宗兵衛に襲撃され負傷する事件が起きた。年寄敬之助は、同役三名と語らい、このような事件が起きたのは与兵衛の庄屋としての村中取計が悪いからだとして与兵衛の出勤停止や解任を求める

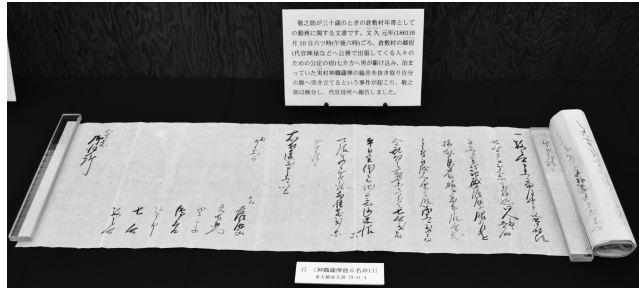


写真4 神職薩摩他6名申口の展示

動きを見せた。このような村落内部での有力者たちによる対立構造が、下津井屋事件↓敬之助出奔↓倉敷代官陣屋襲撃事件の伏線になったと考えられる。

〔具体例〕 文久元年九月、大坂出身の房十郎（画名雪山）という者が、突然倉敷村郷宿七介方に駆け込み、偶然止宿していた実村（新見市千屋実）の

えようとしたところ、自身の腹へ脇差を突き立てた。年寄敬之助は、村役人物代として吟味に立ち会い、口書に奥書を加えている（神職薩摩他6名申口〔17〕、写真4）。

Ⅲ 石城山への道↓下津井屋事件↓

〔ストーリー〕 元治元年（一八六四）十月、倉敷村の小前（小農民）等は、同村の小山安右衛門・下津井屋寿太郎が米等を買占めているとして上訴した。一旦村預・手鎖となった両名は、疑いが晴れたとして釈放されたが、小前等の背後で年寄敬之助が糸を引いていると睨み、互いに憎悪を募らせた。十二月十八日、下津井屋吉左衛門・寿太郎父子ほかに対する殺人放火事件が起きた。これと前後して、敬之助は倉敷村から姿を消す。翌年、長州藩領周防国熊毛郡の石城山に本営を置く第二奇兵隊のなかに、立石孫一郎と名を改めた敬之助の姿があった。

〔具体例〕 和栗氏文書（大森一治筆写）〔28〕（写真5）には、下津井屋事件の前後、敬之助と行動を共にしていた剣術仲間の和栗吉次郎（井汲恭平）が、明治二年（一八六九）に帰郷した際、倉敷県役所に提出した供述書の写しがある。下津井屋事件前日の十二月

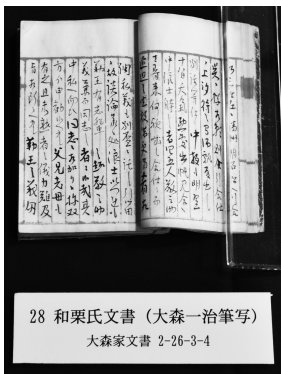


写真5 和栗氏文書の展示

十七日夜、吉次郎は「兼而劍術稽古朋友」の敬之助から急用で大坂に上ると告げられ天城まで見送りに行った。そこに、浪士体の者四、五人が敬之助を訪ねてきて、居合わせた吉次郎も仲間に勧誘され、倉敷で斬姦に及ぶべき旨を打ち明けられたという。

Ⅳ 結末―倉敷浅尾騒動―

〔ストーリー〕 慶応二年四月十二日、浅尾陣屋でもうひとつの「御陣屋大變」を起こした脱走兵たちであったが、十四日、状況の不利を悟って撤退を開始する。高梁川の東堤を下り、さらに大半は古地村から高瀬舟に乗り、東高梁川河口の亀島渡しで休息した。ここで脱走兵追討のため広島から派遣されてきた幕府歩兵の銃撃を受け、なかには落命したものもあったが、なお包囲を掻い潜り長州への脱出

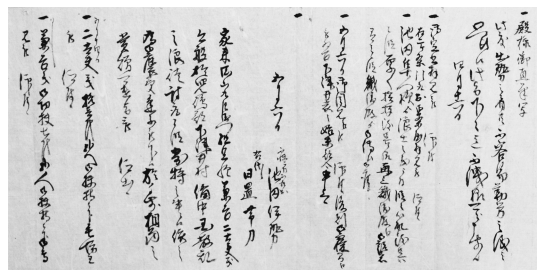


写真6 下津井にて浪士討取・召捕の次第 (部分)

に成功したものもあった。しかし、そんな彼らに、更なる悲劇が待ち受けていたのだった。

〔具体例〕 亀島渡しでの銃撃戦ののち、四人の脱走兵が児島郡下津井村に現れた。うち、一人は逃走、二人は捕縛された。いま一人の浅尾庄之介は、警戒に当たっていた天城池田家（岡山藩家老）の家臣徳山九左衛門組下の足軽二太夫・兼吉により討ち取られた。下津井にて浪士討取・召捕の次第【35】（写真6）によると、足軽両名は、褒美として金子を下賜されたうえに、それぞれ毛坊主・御鷹見に昇進した。

エピソード―騒動と物語―

〔ストーリー〕 幕末の倉敷とその周辺を震撼させた倉敷代官所襲撃事件は、様々に記録され物語られてきた。早い時期のものとしては、騒動直後の慶応二年八月に撫川住の本城温（敬之助の学問の師とされる）が記した「風窓紀聞 附録備中騒動記」などが挙げられる。その後、これらの記録や伝承をもとに、郷土史家たちが騒動を素材とした作品を生み出した。騒動五〇年に合わせて企画された渡辺頼母『倉敷浅尾騒動史』や、それらの到達点ともいうべき角田直一『倉敷浅尾騒動記』に代表されよう。

整備室の見学ツアー

(参加者九三人)や展示解説タイムなどの関連イベントにも、多くの方に参加していただいた。「資料が大切に保管されており感激した」「専門的な研究成果を史料とともに展示し、興味深い解説が付くのは大変貴重な試みだ」などの感想からは、これらが整備室の普及活動に一定の役割を担っていることが読み取れる。

平成二十九年度以降も、寄せられた御意見を参考に、進化させながら継続して行く予定である。



写真8 展示解説タイムの様子

註

(1)「平成二十七年資材展示会 事件でみる倉敷の幕末維新」(『倉敷の歴史』第二十六号、二〇一六)を参照のこと。

(2) 事件についての代表的著述としては、本城温「風密紀聞附録 備中騒動記」(岡山県史 第二十七巻 近世編纂物)(岡山県、一九八一)、渡辺頼母「倉敷浅尾騒動史」(細謹舎書店、一九一九)、角田直一「倉敷浅尾騒動記(改訂版)」(山陽新聞社、一九八二)、岡崎鎮生「長州第二奇兵隊の悲劇 倉敷浅尾暴動事件」(丙寅(慶応二年)初夏、維新を目前に夢潰れた若者たち」(私家版、二〇一四)などが挙げられる。本稿での事件概要の叙述に当たっては、多くをこれら諸書に依っている。

(3) 敬之助の生年については、天保三年説や同五年説などがあるが、横山定氏は「上月村人別増減差引巨細帳(天保四年三月)」「播磨国佐用郡上月村大谷家文書Ⅰ・3・(2)・4」の「大谷虎吉伴栄吉巳ノ正月朔日出生」という記述などをもとに天保四年出生であることを論証しており、展示会及び本稿でもこの説を支持している(『新修倉敷市史 第四巻 近世下』(倉敷市、二〇〇三)七六六・七六七頁)。ただし、展示資料の『神職薩摩他6名申口17』には、「村役人惣代年寄敬之介 西三十才」とあり、この通りだとすると天保三年出生ということになる。

なお、名前については「敬之助」「敬之介」「二通りの表記があるが、展示資料の『安政七年御用書類留16』に「恵吉」から「敬之助」へと改名した旨の届が掲載されていることから、展示会及び本稿では「敬之助」を用いた。但し、管見の限り自署のある史料では全て「敬之介」が用いられており、今後検討が必要である。

(4) たとえば、慶応二年御用書類留【4】の庄屋与兵衛供述。は

かに、「御役所大變」(慶応二年 御用書類留【4】の観龍寺住職無道供述)、「御陣屋乱妨」(慶応二年 日記帳【2】の庄屋大橋平石衛門供述)などの表現もみられる。

- (5) 元治元年十二月、長州藩の政權を握っていた「佐幕派」にたいして高杉晋作等「抗幕派」が挙兵し内戦が起こった際、高杉等に呼応した白井小介等周防南部の有志たちが再興した真武隊を母体とする長州藩諸隊のひとつ。南奇兵隊ともいう。本営は周防国室積(山口県光市)、のち石城山(光市・田布施町の境)。総督は、白井ののち、慶応元年四月からは奇兵隊総督の山内梅三郎が兼帯し、十一月に山内の兼帯が解かれ清水美作が後任となった。兵員は四〇〇人余に及んだが、藩による定員制限(一〇〇人、のち一二五人)のため、常備兵と交代兵に分けられた。慶応二年四月、立石孫一郎等による大規模脱走により常備兵が殆んど居なくなつたため、白井・世良修蔵・林半七(友幸)等が立て直しに当たる。六月、第二次長州戦争の大島口の戦いでは主力として活躍、幕府軍を同島から駆逐した(『山口県史 史料編 幕末維新6「別冊」』山口県、二〇〇一、六〇、六二頁)。

- (6) 山口県文書館毛利家文庫六八諸隊七二「第二奇兵隊暴徒御処置一件」。

- (7) 襲撃の際に脱走兵たちが建てた高札の文面には、「奸徒に盟ひ国害を醸」す代官や、「儉安姑息之説を唱へ、小民之困苦不厭」村役人たちへの批判が記されている。この高札文面の記録は諸所に残されており字句に若干の異同が見られる。ここでは註

- (2)「風窓紀聞附録備中騒動記」八六七頁に依つた。

- (8) 註(3)『新修倉敷市史 第四卷 近世下』七八二頁。

- (9) 岡崎註(2) 著書三九〇〜三九七頁による。

- (10) 長州藩国政方の^(御用所役)広沢藤右衛門(眞臣)から同藩の^(御常用閑次)横村半九郎(正直)宛書簡には、「只今之内蜂起は還而後日一陪差迫候節之規律締りにも相成り、雨降地堅之訳ニ而可相成哉、不幸之幸歟と奉存候」(註(6)「第二奇兵隊暴徒御処置一件」)とある。

- (11) 長州藩国政方の要路たる^(御用所役)木戸貫治(孝允)・^(御用所役)広沢藤右衛門・^(御用所役)中村誠一は、同藩の小田村素太郎(楢取素彦)・^(御用所役)赤川又太郎に宛てた慶応二年四月十九日付書簡において「於備前も我が従来之御誠意御存知之通と云同御周旋をも可被為在折柄、右等之賊徒暴行候而は疑惑之出来も如何可有之哉」と述べ、脱走兵の倉敷での「暴行」が岡山藩の疑念を醸すことを恐れていた(『木戸孝允文書 第二』日本史籍協会、一九三〇、一七九頁)。

- (12) そのようななかにあつても、平成十年三月四・五日には、「天領倉敷代官所炎上」(今田東原作、吉馴悠脚色)という事件を題材とした演劇が、倉敷芸文館において上演されている。

- (13) 本企画が呼び水となり、総社市の井山寶福寺においては平成二十八年六月十九日に「浅尾騒動一五〇年記念法要と講演会」(然)出版会主催)が開催され、同時期に総社市まちかど郷土館ではゆかりの地を紹介するパネル展示が行われた。

〔付記〕 1. 本展の展示資料には、寄託資料や借用資料が含まれる。

出展をご快諾下さった所蔵者各位に御礼申し上げる次第である。

2. 本号掲載の大島千鶴「東大橋家文書に見る大橋敬之助―文久二年―元治元年の「日記」を中心として―」は、本展の内容と密接な関連がある。併せてお読みいただきたい。

(文責は立石智章(倉敷市総務課歴史資料整備室))

展示資料目録

平成28年度資料展示会 御陣屋大変—倉敷代官所襲撃事件・大橋敬之助（立石孫一郎）没後150年—

平成28年6月3日(金)～6月6日(月)—

章立て	番号	資料名	年月日	文書群名	文書番号	法量(ナテ×ヨコmm)
テロローグ ～代官所 炎上～	1	倉敷村本田小割絵図	文久3	大橋紀寛家文書	別 I-2-4-5	135.0×120.0
	2	慶応二年 日記帳	慶応2.1～	大橋紀寛家文書	II-1-B-12	14.0×71.0
	3	倉敷代官桜井久之助・役人共への元奇兵隊 義士糾問状	(慶応2d)	玉島米屋三宅家文書	36-1-19	15.7×59.0
	4	慶応二年 御用書類留	慶応2.1～	大橋紀寛家文書	II-1-A-23	14.0×77.0
敬之助と その周辺	5	敏至来之品物控	嘉永5.1.30	大橋紀寛家文書	Ⅻ-1-3	15.0×57.5
	6	大橋平右衛門宛大谷五左衛門書状	嘉永5九2.15	大橋紀寛家文書	別4-24-28	16.5×45.5
	7	江田伯父宛大橋恵吉書状	年未詳 9.21	東大橋家文書	29-12-26	15.5×123.0
	8	恵吉宛父書状	年未詳 12.25	東大橋家文書	29-32-1	15.0×119.0
	9	大橋恵吉宛大谷五左衛門書状	年未詳 4.22	東大橋家文書	29-32-54	15.0×96.0
	10	願酒	年月日未詳	東大橋家文書	29-23-30	24.0×34.0
	11	お慶宛恵吉書状	年未詳 8.14	東大橋家文書	29-12-69	18.0×63.0
	12	若旦那宛けい書状	年月日未詳	東大橋家文書	29-12-32	17.0×45.5
	13	大谷五左衛門宛恵吉書状	年未詳 8.11	東大橋家文書	29-12-107	16.2×126.5
	14	大橋敬之介宛光太郎書状	年未詳 10	東大橋家文書	29-32-37	15.3×42.5
倉敷村の 年寄として	15	立石伯父宛恵吉書状	安政6.12.23	東大橋家文書	29-10-8	15.0×142.5
	16	安政七年 御用書類留	安政7.1～	大橋紀寛家文書	II-1-A-17	14.0×73.0
	17	神職薩摩他6名申口	文久1.9.11	東大橋家文書	29-31-4	24.5×366.0
	参考	「鮮取船売払金盗難一件書類」の袋	年月日未詳	東大橋家文書	29-81	37.0×13.0
	18	写本	年月日未詳	東大橋家文書	29-53-2-54	25.0×55.0
	19	庄屋役入札	文久1.12	東大橋家文書	29-67	30.0×52.0

	20	乍恐以書付奉願上候	文久2.2	東大橋家文書	29-69	28.3×79.5
	21	与兵衛出勤差止願	年月日未詳	東大橋家文書	29-34-2-10	33.3×24.5
	参考	「乍恐以書附内願奉申上候」の端裏	年月日未詳	東大橋家文書	29-82-8	23.6×11.5
	22	与兵衛庄屋役解任願	年月日未詳	東大橋家文書	29-84-1	24.0×189.0
	23	文久三癸亥年諸日記并元治元甲子年諸日記用之	文久3.1.1～元治1.7	東大橋家文書	29-48	14.0×40.0
	24	幽栖日記 四	文久3.7.20～9.29	大森家文書	6-2-4	24.8×30.0
	25	風聞書	文久3.8.28	東大橋家文書	15-6-2-1-1	16.5×222.5
	26	風聞書	(文久3初) 8.19	東大橋家文書	15-6-2-1-3	16.5×120.0
	27	文久四年御用書類留	文久4.1～	大橋紀寛家文書	II-1-A-21	14.0×15.0
	28	和栗氏文書(大森一治筆写)	年月日未詳	大森家文書	2-26-3-4	11.2×12.5
石城山への道～下津井屋事件～	29	吉左衛門寿太郎の明白な取調要求書付	元治2.1.8	東大橋家文書	15-6-2-1-7	24.5×37.5
	30	中洲・連島絵図	明治2.9	佐々木家文書	66	290.0×190.0
	31	大庄屋役日記	慶応2.1.1～	太田家文書	5-A-35	12.5×33.5
	32	長州浪士倉敷井浅尾ニテ乱妨之節日記	慶応2	太田家文書	8-B-8	14.5×34.5
	33	御止宿控	慶応2.4	玉島米屋三宅家文書	42-12	12.5×65.0
	34	芸州方官軍御出陣之節入用差引書出し帳	慶応2.10	玉島米屋三宅家文書	42-70	16.8×71.0
	35	下津井にて浪士討取・召捕の次第	年月日未詳	徳山家文書	—	16.0×126.0
	36	口書	慶応2.4	林家資料	1-8-1	16.0×175.0
	37	幕府代官交代・県令交替録	明治5	林家資料	1-28	23.2×30.2
	38	諸事書留書	慶応3～明治2	大橋紀寛家文書	XⅧ-19-2	18.0×26.0
エピソード～騒動と物語～	39	中備騒動記(大森一治筆写)	昭和0.11.21	大森家文書	2-26-3-2	11.3×13.5
	40	倉敷浅尾騒動史(大森一治筆写)	大正8.10.21	大森家文書	2-4-7	28.0×36.2
	41	義士大橋敬之助 前編(大森一治筆写)	昭和16.11	大森家文書	2-26-3-1	11.3×13.0

【備考】 ※ 本目録掲載の資料名には、紙幅の都合で略称を用いているものがある。

正式な名称については、展示資料のキャプションや歴史資料整備室備え付けの目録でご確認いただきたい。

大橋敬之助関係年表

元号	西暦	月	できごと	No.
天保 4	1833	1	1日 藩州国佐用郡上月村の大庄屋・大谷五左衛門義孝の長男として誕生。母みつ。名前は栄吉、後恵吉	大
天保 7	1836		大橋慶誕生する	
嘉永 3	1850	3	大谷五左衛門が上月船の大庄屋の退役を願い出、恵吉が代勤を命じられる	
嘉永 4	1851	2	恵吉の養子願いが藩から許可される。後に美作国西條郡二宮村の立石家（母の実家）の養子となる	大
嘉永 5	1852	1	倉敷村大橋平右衛門正直の養子となる	5
		12	長男・千之輔誕生する	
嘉永 6	1853	6	ペリーが軍艦4隻を率い浦賀に来航。藩中地方早魃に見舞われる	
		8	11日 父・五左衛門に剣を―腰頂戴したいと手紙を送る	13
			この間に長女・豊が誕生、出店・大橋勝之丞の養女となる	8
安政 3	1856		足病のため禁酒の願文を書く	10
		2	次女・ひろ誕生する	
安政 5	1858	8	安政の大獄始まる	
安政 6	1859	12	入札により倉敷村年寄役に任命される	15
		2	次男・正吉誕生する	
万延元	1860	3	桜田門外の変わり起ころ	16
		閏3	恵吉から敬之助に改名する	
			森田節斎、倉敷村に来たる。後に簡塾を開く	
文久元	1861	9	郷舎で見知らぬ男が神脚の脇差を抜取り自害しようとする事件が起こる	17
		12	入札により大橋平右衛門正直が倉敷村の庄屋となる	19
		1	津山藩の剣術家・井汲唯一、讃岐からの帰路倉敷に立ち寄りのため剣術稽古願い出る	
		2	敬之助が脚氣のため役職御免願を書く。作州一の宮参詣を願い出る	20
文久 2	1862	8	倉敷村百姓宗兵衛が同村庄屋与兵衛を襲い傷を負わせる。 生麦事件起こる	21・22
		閏8	立石家老人死去のため二宮村へ行く	
		11	井汲唯一、倉敷村へ来る	
		7	薩英戦争起こる	
		11日	立石家へ行く	24
		17日	大和五條代官所襲撃される	
		18日	8月18日の政変起こる	

文久3 1863		22日	津山藩士・海老原修平と上京する	24
		25日	岡熊之助が京都五條本町1丁目井汲家で敵之助への書状を受け取り箱占場を見学する	25
		9日	熊之助を訪問。船で大坂を発つ事を告げる。高取騒動の風聞書を見せる	25
		10日	日本橋小詰綿屋清兵衛という所から明石船で出立	25
	9	13日	立石家に書き習ひ倉敷村に帰書。	24
		20日	地蔵院で庭瀬藩剣術士と試合をする	24
		12月	生野代官所襲撃される	
	10	20日	生野代官・川上猪太郎の警衛を命じられ板屋吉次郎と生野に赴く	24
		21日	立石家へ行く	24
	11	3	天狗党の乱起こる	
元治元 1864		6	池田屋事件起こる	
		7	禁門の変起こる。第一次長州戦争開始	
		1日	三男・麒之介が誕生する	24
	10		倉敷村小前戦代百姓らが越後商人の米買占めに下津井屋父子も関わったとして吟味を願ひ出る	
	11	10日	長州戦争のため西国街道を通行する尾張大納言（徳川慶勝）を見物に川辺宿へ行く	24
		18日	下津井屋吉左衛門・壽太郎父子が斬殺される（下津井屋事件）	28・29
	12	19日	倉敷村役人らが下津井屋の脱出家、死骸・疵人見分書を提出する	27
			代官所に播州・上月村行を届け出て出奔する	大
		8日	倉敷代官所列に吉左衛門・寿太郎の明白な取調要求が出される	29
	1		薩長同盟締結	
慶応元 1865		2	この頃までに長州へ行き奇兵隊に入隊する	
		5	12月 第二次長州戦争開始	
		5日	立石孫一郎（敵之助）、榎部坂太郎をリーダーとする第二奇兵隊の隊士ら石城山の本營から脱走	
		9日	夜、脱走隊士ら連島西之浦に上陸	
		10日	早朝倉敷代官陣屋を襲撃する。警衛のため宿直していた金蔵・芳太郎・真喜太ら死亡	2・4
			高礼庵に桜井代官と村役人を批判する札を立てる	3
			鶴龍寺を本陣とし、大橋平右衛門に干渉を要求。午後、井原野村の宝福寺へ移動する	2
	4	12日	浅尾藩陣屋を襲撃する	31・32
		14日	浅尾陣屋を撤退。高梁川を下り亀島渡で幕府軍と銃撃戦となる。隊士らは四散する	33～36
	慶応2 1866	25日	周防熊毛郡浅江村清鏡寺の住職に脱走隊士らの助命嘆願をする	
		26日	浅江村・島田村境の千歳橋で第二奇兵隊総督清水美作の手勢の襲撃を受け絶命	
		7月	第二次長州戦争戦闘開始	
	6			

※右端の数字は関係する展示資料番号。「大」は写真ハナルの大谷家文書

平成27年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、平成26年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷地域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、「関心のあった倉敷に功績のある大原家のことを知ることができた」「犬養毅と岡山の実力者たちとのやりとりの概略が分かった」「書状の面白さが分かった」「阿智神社のことなど新鮮だった」「鈴木重胤という人物をはじめて知った」「現在の個人とお寺の関係、男女問題にも通じる古くて新しい問題と感じた」など、様々な意見が寄せられました。

【会場】 ライフパーク倉敷視聴覚ホール及び
 第一会議室



■第1回目 社会貢献—大原家の人々—

開催日時：平成27年10月4日（日）14：00～16：00
講師 ：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
参加人数：49人

■第2回目 犬養毅と岡山の人々—安原太郎を中心に—

開催日時：平成27年11月21日（土）14：00～16：00
講師 ：前田昌義（岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員）
参加人数：37人

■第3回目 倉敷ゆかりの人々の手紙

開催日時：平成27年12月19日（土）14：00～16：00
講師 ：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）
参加人数：36人

■第4回目 幕末の国学者鈴木重胤と倉敷の人々

開催日時：平成28年1月16日（土）14：00～16：00
講師 ：立石智章（総務課歴史資料整備室）
参加人数：50人

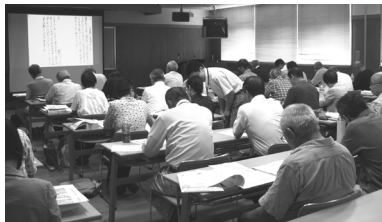
■第5回目 宗門人別改帳を紐解く

開催日時：平成28年2月6日（土）14：00～16：00
講師 ：吉原 睦（文化財保護課）
参加人数：50人

平成28年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を学んでいただくため、平成27年度に引き続き古文書解読講座を開催しました。平成28年度は中級講座を行いました。

アンケートでは、「資料が豊富に用意されとともに地元の古文書が読める貴重な講座だった」「古文書の背景の資料が多く用意されていたので理解しやすかった」「地域の話と絡めた話が聞けてよかった」「説明を聞くだけでなく時間内に演習があったことで自分でする気になった」「月1回開催してほしい」「初級・中級別に1年間開講してほしい」「若い人にも動機付けしながら参加を勧めてはどうか」「沢山学びたいので回数は多いほどよい」「もう少し長文の史料を希望する」「独学は難しいのもっと機会があれば継続して参加したい」「大体読めたのでもう少し上級に挑戦してみたい」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

■第1回目 山論関係文書

開催日時：平成28年7月13日（水）13：50～15：30

講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）

使用文書：太田家文書

参加人数：50人

■第2回目 知行宛行状、大名・旗本の書状

開催日時：平成28年7月27日（水）13：50～15：20

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

使用文書：平山家文書、守屋家文書

参加人数：44人

■第3回目 乙島新開の古文書

開催日時：平成28年8月17日（水）13：50～15：20

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書（倉敷村）

参加人数：42人

新刊紹介

岡崎鎮生『長州第二奇兵隊の悲劇 倉敷・浅尾暴動事件』

(私家版 二〇一四年三月)

刊行年からすると新刊とは言い難いかもしれないが、本市域の歴史に関わる貴重な成果が盛り込まれた書物であることに鑑み、遅ればせながらここに紹介する。

本書は、慶応二年（一八六六）四月、陣所において暴発し脱走した長州藩第二奇兵隊の浪士たちが、幕領の倉敷代官陣屋と浅尾藩陣屋を襲撃した事件の顛末を扱っている。浪士たちのリーダーは、かつて倉敷村の年寄を勤めていた大橋敬之助（立石孫一郎）である。

著者は、山口県下松市在住。山口県側から本事件を扱った初の本格的単著であるが、倉敷側についても多く筆を割いている。「足で書いた」とでも言うべき現場取材力が大きなき強みだが、史料・文献への目配りも怠りない。激動期に夢儚く散った無名の若者たちにたいする著者の優しい眼差しを感じ取ることができるだろう。

※非売品（倉敷市立中央・水島・児島・玉島・真備・船穂各図書館で閲覧・帯出可）。

原圭一郎『倉敷日曜講演と附属大講演会』

(クラシキ・クラシック 二〇一六年三月)

倉敷日曜講演は、新聞に掲載された山路愛山の論説に触発されて大原孫三郎が発案し、事務作業は林源十郎に任せて始めたものである。地域の人々の啓発を目的とし、明治三十五年から大正十四年まで七六回開催された。

編・著者の原圭一郎氏は、御祖父である原澄治の手紙や資料を整理される中で、講師として来倉した大隈重信に関する写真を見付けたことから日曜講演に関心を持たれ、全体的にまとめたものの作成を思い立たれた。

所蔵されている六種類の日曜講演の記録を新聞記事によって検証され、講師については人名辞典等で調査されるなど努力を重ねられ、この度出版された。

倉敷日曜講演と附属大講演会についてあますところなく記録し、考察を加えた堅実な内容で、後世に伝える非常に貴重な資料となっている。

※お問合せは奨農土地株式会社内クラシキ・クラシック
ク (TEL 086・422・0001) まで。非売品（倉敷市立中央・水島・児島・玉島・ライフ・真備・船穂各図書館で閲覧・帯出可）。

『倉敷市水道百年史』

（倉敷市水道局 二〇一六年七月）

倉敷市の水道は大正五年（一九一六）七月十日、玉島町で通水が開始され、二〇一六年に百周年を迎えた。本書はこれを記念して刊行された初の周年史である。

日本近代水道の歴史は、明治二十年（一八八七）、横浜での給水を嚆矢とするが、市域では玉島町に次いで大正九年に倉敷町でも水道創設が決議された。当時、上水道が設置されていた自治体は全国でも八十に満たず、市域での水道敷設は極めて先進的な取り組みであった。

本文は第一章「倉敷市の地理的特性と歴史」、第二章「水道事業の歩み」、第三章「現在の倉敷市の水道事業」からなり、巻末には資料も添えられている。各給水地区の水道事業の歴史や、現況などが多くの写真や表を用いて分かりやすく述べられ、コラム欄では水道事業以外の歴史や特産品、水道記念碑を紹介するなど、非常に親しみやすい記念誌となっている。

※非売品（倉敷市立中央・水島・児島・玉島・ライフ・真備・

船穂各図書館で閲覧・帯出可。水道局ホームページ・book.jp

を閲覧。http://www.city.kuwashiki.okayama.jp/suidou/

新聞報道された歴史資料整備室（平成28年）(抄)

年月日	新聞	記事
平成28年2月20日	毎日新聞	日本近現代史の研究者・故太田健一さん インタビュー記事 倉敷市刊行へ 地方史への熱意「遺言」
平成28年2月22日	山陽新聞	江戸末期に倉敷代官所襲撃 大橋敬之助の実像迫る 東大橋家文書 調査結果を報告
平成28年5月25日	山陽新聞	幕末の動乱にスポット 浅尾騒動150年 倉敷、総社で来月記念行事
平成28年6月4日	山陽新聞	幕末「倉敷浅尾騒動」の中心人物 大橋敬之助にスポット真備で資料展示始まる
平成28年7月6日	山陽新聞	故太田健一・山陽学園大名誉教授 生前のインタビュー収録「倉敷の歴史」発刊 中央と地方結び付けたい
平成28年7月29日	山陽新聞	水島・女子挺身隊 寄せ書き文集 倉敷市に寄贈 寮長の遺族から
平成28年7月31日	読売新聞	挺身隊 終戦時の胸中 複製文集 倉敷で公開 祖国再建の道に頑張る覚悟で御座います

■『倉敷の歴史』第二十八号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十八号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部 門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分 量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
 - ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
 - ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成二十九年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十九年十月三十一日です（翌年三月発行）。原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採 否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇一六年

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校正 初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇—一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成27年度

（平成28年）

- 1・16 第4回歴史資料講座
- 1・19～21 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅱ参加（東京都）
- 2・6 第5回歴史資料講座
- 2・21 東大橋家文書調査報告会
- 3・18 第25回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 3・31 『倉敷の歴史』第26号発行

◆ 平成28年度

- 4・1～3 大橋紀寛家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- 5・16 第26回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 6・3～6 資料展示会
- 6・20 『倉敷の歴史』第27号編集会議
- 7・13 第1回古文書解読講座
- 7・27 第2回古文書解読講座
- 8・1～4 大橋紀寛家文書・倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- 8・17 第3回古文書解読講座
- 10・15 第1回歴史資料講座
- 11・9～11 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会参加（津市）
- 11・12 第2回歴史資料講座
- 12・17 第3回歴史資料講座
- 12・19 『倉敷の歴史』第27号編集会議

研究誌『倉敷の歴史』 1～27号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年 3 月	無償頒布
第15号	2005年 3 月	無償頒布
第16号	2006年 3 月	1 部500円にて販売
第18号	2008年 3 月	1 部700円にて販売
第19号	2009年 3 月	1 部800円にて販売
第20号	2010年 3 月	1 部900円にて販売
第21号	2011年 3 月	1 部900円にて販売
第22号	2012年 3 月	1 部900円にて販売
第23号	2013年 3 月	1 部900円にて販売
第24号	2014年 3 月	1 部900円にて販売
第25号	2015年 3 月	1 部900円にて販売
第26号	2016年 3 月	1 部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。
または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2017年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086・698・8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第27号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十七号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十七号を迎えました。市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげと、厚くお礼申し上げます。今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

▽本号には、東大橋家文書特集を冒頭に収録しました。平成二十七年と二十八年度に東大橋家文書調査報告会を実施した成果です。ほかに論文二編、ノート二編、聞き書き倉敷の歴史一編、アラカルト二編、展示会記録一編、報告三編を収録しました。史料を読み込むことによって未解明の分野を解明した力作ぞろいです。平成二十九年は倉敷・児島・玉島の三市が合併して五〇年になりますので、三市合併関係の聞き書きを収録しました。

▽平成二十八年度には、総務課歴史資料整備室では、六月に資料展示会「御陣屋大変―倉敷代官所襲撃・大橋敬之助（立石孫一郎）没後一五〇年―」を開催し、四日間で三二五人の方々が御来観されました。

た。同時に実施した歴史資料整備室見学ツアーにも九三人の方々が参加されました。また、七・八月に古文書解説講座を三回、十月から一月まで歴史資料講座を四回、二月には東大橋家文書調査報告会を実施しました。これらは「展示会記録」「報告」で紹介しています。これらの市民参加ができる事業は、市民の皆様方の声を反映し、今後ますます充実させるよう努力します。

▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホームページを開設しています。事業概要、利用案内、刊行物、主な所蔵歴史資料などについて紹介しています。所蔵する歴史資料の目録をホームページ上で公開しており、順次増やしていきます。自宅のパソコンなどで検索できますので、調査・研究の際、御活用ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室に行いました。

▽『倉敷の歴史』第二十七号では、新しい執筆者が四人参加しております。第二十八号でも、新しい応募者をお待ちしています。投稿要領にもとづいておつて御応募ください。（山本・立石・大島）

倉敷の歴史

第27号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成29年3月31日

編集
発行

倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>